

判決書作成マニュアル

著者

1. 人民最高裁判所副長官 ダン・クアン・フオン博士
2. 元人民最高裁判所労働裁判所長官 グエン・ベト・クオン
3. 元人民最高裁判所経済裁判所長官 ド・カオ・タン

序

裁判所の訴訟活動の主たる業務は裁判である。裁判所は国を代表して刑事・民事・行政事件を裁き、裁判の結果は判決書の公布により公にされる。そのため、判決書は極めて重要な訴訟資料であり、国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉の保証に対する国の姿勢を直接表わすものである。この重要性のため、憲法、人民裁判組織法、刑事訴訟法、民事訴訟法には全て判決書の法的効力に関する規定がある。これらの規定により、法的効力を発した判決書や裁判所の決定は、全ての個人・機関・団体に尊重され、執行されなければならない。判決書や裁判所の決定を執行する義務を負う国民・機関・団体はそれを厳格に執行しなければならない。人民裁判所および判決の執行を任される機関・団体は、その任務・権限の範囲内で厳格に執行し、任務執行に対して法律上の責任を負わなければならない。

上記の判決書の法的意義および重要性により、判決書は正確・明確で、根拠に基づき、説得力を有するものでなければならない。これまで、最高人民裁判所は判決書の作成手順を説明する以下の文書を公布してきた。

- 各級の人民裁判所に刑事・離婚事件・民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1961 年 12 月 19 日付最高人民裁判所第 2386/NCPL 号通達
- 第一審裁判・控訴審裁判の判決書の作成手順を説明する 1969 年 3 月 3 日付最高人民裁判所第 01/UB 号通達
- 第一審裁判・控訴審裁判の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 3 日付最高人民裁判所第 607/NCPL 号公文書
- 第一審民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1977 年 2 月 8 日付最高人民裁判所第 96/NCPL 号通達
- 第一審刑事裁判・控訴審刑事裁判の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 14 日付最高人民裁判所第 612/NCPL 号公文書。この公文書の公布後、最高人民裁判所は第一審刑事裁判用の判決書様式および控訴審刑事裁判用の判決書様式を公布した。

全体として、上記文書に判決書を一貫的、論理的に書くための一部の要件を示したが、これらが作成されてから長い時間が経ち、現在の訴訟に関する規定に適さない事項もある。また、簡略な内容のため、判決書に関わる者の要望に応じた判決書の作成技能の向上において実際の要請に十分に対応してはいない。

2004 年 7 月 1 日に効力を発した 2003 年刑事訴訟法および 2005 年 1 月 1 日に発効した 2004 年民事訴訟法には第一審裁判・控訴裁判に関する規定があり、最高人民裁判所の裁判官評議会が判決書様式を含むこれらの法律の適用を説明する決議文を公布した。但し、裁判官評議会の決議文は判決書様式の最も一般的な使用方法しか説明せず、判決書の具体的な作成手順まで言及していない。

判決書の作成が統一され、正確・明確で、根拠に基づき、説得力を有するという要件を満たすため、国際協力機構による法整備支援事業の一環としての日本政府および井関〔正裕〕教授の協力の下、最高人民裁判書が『判決書作成マニュアル』の編集に取り組んだ。

本マニュアルの目的は裁判官、特に新たに就任した裁判官に判決書の作成に要する技能を取得させることである。

本マニュアルはまた国家司法学院における研修員の判決書作成技能の学習に用いる教材、各法律大学の有益な参考資料でもある。

上記の目的を達成するため、『判決書作成マニュアル』の著者は具体的な事例に基づいて過去の判決書の弱点を分析し、解決策を紹介することに努めた。

しかし、編集期間が限られていたうえ著者おのおのが多忙であったため、読者の要請にまだ十分に答えきれておらず、完璧なものでもない。そのため、本マニュアルはあくまでも試験的な資料である。本マニュアルが読者の手に渡ってから、裁判官、研究者、国家司法学院の講師・研修員等多くの読者からのご意見・ご批判を賜りたい。これらの指摘に基づき、最高人民裁判所は『判決書作成マニュアル』を判決書作成の正式な手順書とし、裁判官や国家司法学院の講師・研修員の実質的なマニュアルになるように作成する。

第1部 一般問題

1. 判決書の概念、本質および意義

1.1. 概念

人民裁判組織法第1条の規定によれば、「裁判所は刑事・民事・婚姻と家庭・労働・経済・行政の事件を裁くと共に法律に規定される法務を行なう」とある。

人民裁判組織法第11条の規定およびそれに相当する刑事訴訟法・民事訴訟法・行政事件処理手続きに関する法令によれば、「裁判所は二審制裁判を実施する。裁判所の第一審の判決または決定は訴訟に関する法律の規定に基づいて上訴・控訴することができる。法律に定めた一定の期限において上訴・控訴されない第一審の判決または決定は法的効力を有する。上訴・控訴された第一審の判決または決定に対して、控訴審裁判を行なうこととする。控訴審裁判の判決または決定は法的効力を有する」とある。

これらの規定により、本マニュアルにおける判決は以下のものを含む。

- a. 第一審民事判決、控訴審民事判決（民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争、労働紛争を処理）
- b. 第一審刑事判決、控訴審刑事判決
- c. 第一審行政判決、控訴審行政判決

1.2. 判決書の本質

判決書はベトナム社会主義共和国を代表する裁判所によって一つの事件の裁判が終了してから公布される特殊な訴訟文書で、訴訟に関する法律の規定（刑事訴訟法第224条および第248条、民事訴訟法第238条および第279条、行政事件処理手続きに関する法令第49条および第65条）による主要な項目を全て含まなければならない。

判決書は公布され、法的効力を有するようになれば、判決における決定が重大な法的結果をもたらす一種の訴訟文書である。これは「人は法的効力を有する裁判所の有罪判決が下されたときのみ有罪とされ、刑罰を受けなければならない」（1992年憲法第72条）に示されている。また、和解できない民事、経済または労働の紛争、当事者の間で折り合いを付けられない行政不服申立てが裁判所に解決を求めた場合、それらの紛争または不服申立ては裁判所の判決が法的効力を発したときのみ解決され、完了とされる。法的効力を有する裁判所の判決は政府機関、経済団体、社会団体、人民武装組織および全国民に尊重され、関係者に厳守されなければならない（1992年憲法第136条）。

判決は、判決の誤りに対する訂正・回復の手続きおよび権限の点で、政府機関により公布される他の文書と異なる。他の文書については、発行権限を持つ政府機関または発行者が欠陥や誤りを発見した場合、その政府機関または発行者がその欠陥や誤りを訂正・回復することができる。しかし、判決については、判決を下した裁判所または合議体がその内容に誤りを発見したとしても、これらの誤りを訂正・回復する権限はない。判決の誤りの訂正・回復の手続きは特殊なものである。個々の事件に応じて判決の誤りは控訴審手続きまたは監督審手続きによって回復される。

1.3. 判決書の意義

判決は深い教育的意義および政治・社会的意義を持つ。1992年憲法第126条の規定によれば、「裁判所は、その機能の範囲内で、社会主義法制を守り、社会主義制度および国民の主権を守り、国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉を保証する」とある。2002年人民裁判組織法第1条によれば、「裁判所は、その活動を通じて、国民に対して国へ忠誠し、法律を厳守し、社会生活の規則を尊重して、犯罪その他の法律違反行為の防止を意識するように教育を図る」とある。人民裁判所の主な機能は裁判業務であり、裁判は通常、ベトナム社会主義共和国を代表する裁判所が判決を下すことで完了する。即ち、判決を下すことにより、裁判所は法律に規定される政治的責務を果たす。

刑事に関する判決の場合、その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一、判決は犯罪行為および犯罪者に対する国の態度を示している。

その二、判決は犯罪者に対して法律の具体的な規定を適用するものであり、犯罪防止における国の刑事政策を示している。

その三、判決は犯罪者、訴訟の参加者、更には裁判に参加する全ての人々および判決を通知される他の人に対して抑止効果を持つ。

その四、判決は社会主義法制、特に刑事訴訟活動の結果である。

民事に関する判決の場合、その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一、判決を下すことにより、当事者間の民事紛争（または婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争、労働紛争）を処理する。

その二、判決を下すことにより、法律違反を確定、各主体の合法的権利・利益を回復・保護する。

その三、判決を下すことにより、裁判所は教育の機能および解決済みの事件に類似する違反を防止する機能を果たす。

行政に関する判決の場合、その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一、判決を下すことにより、行政不服申立てを処理する。

その二、判決を下すことにより、行政不服申立てが認められる場合、起訴者の合法的な権利・利益を保護すると共に政府機関または公務を執行する者による誤った行政決定または行政行為を発見、防止する。

その三、判決を下すことにより、行政不服申立てが認められない場合、政府機関および公務員の威信を保ち、強化する。

以上の重要事項により、形式・内容とも法律に則る判決は公知される際、大きな政治・社会的な意義を持つことになる。

2. 判決書作成の要件

2.1. 判決書に関する法律規定に則ること

具体的な判決書を作成する際、その判決に関する法律の規定に則って作成しなければならない。具体的には次のとおりである。

- 第一審刑事判決書を作成する際、刑事訴訟法第 224 条の諸規定に則って作成しなければならない。
- 控訴審刑事判決書を作成する際、刑事訴訟法第 248 条の諸規定に則って作成しなければならない。
- (民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争、労働紛争に関する) 第一審民事判決書を作成する際、民事訴訟法第 238 条の諸規定に則って作成しなければならない。
- 控訴審民事判決書を作成する際、民事訴訟法第 279 条の諸規定に則って作成しなければならない。
- 第一審行政判決書を作成する際、行政事件処理手続きに関する法令第 49 条第 2 項の諸規定に則って作成しなければならない。
- 控訴審行政判決書を作成する際、行政事件処理手続きに関する法令第 65 条第 1 項の諸規定に則って作成しなければならない。

2.2. 判決書様式および判決書様式取扱説明書に基づき作成すること

具体的な判決書を作成する際、判決書様式および判決書様式取扱説明書が存在するかどうか確認しなければならない（判決書様式および判決書様式取扱説明書は権限を有する機関により公布される）。判決書様式および判決書様式取扱説明書が既にあれば、その様式および様式取扱説明書に則って作成しなければならない。判決書様式または判決書様式取扱説明書に問題点を発見した場合、勝手に修正せずに、権限を有する機関が改訂版を公布するように請求しなければならない。

現時点までに、最高人民裁判所裁判官評議会が以下の判決書様式および判決書様式取扱説明書を公布してきた。

- 第一審刑事判決書様式および第一審刑事判決書様式取扱説明書（2004年11月5日付最高人民裁判所裁判官評議会第04/2004/NQ-HDTP号決議の付録として公布）
- 控訴審刑事判決書様式および控訴審刑事判決書様式取扱説明書（2005年12月8日付最高人民裁判所裁判官評議会第05/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布）
- 第一審民事判決書様式および第一審民事判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布）
- 控訴審民事判決書様式および控訴審民事判決書様式取扱説明書（2006年8月4日付最高人民裁判所裁判官評議会第05/2006/NQ-HDTP号決議の付録として公布）

第一審行政判決書および控訴審行政判決書については様式を公布していない。2006年8月4日付最高人民裁判所裁判官評議会第04/2006/NQ-HDTP号決議の第17項第17.1号の案内により、行政判決書を民事判決書と同様に作成することとなっている。

2.3. 事件の内容、裁判において検討・検証した資料・証拠および訴訟結果を完全・正確・客観的に表示すること

判決書が完全・正確・客観的に事件の内容を表示するというのは、変更された全主張、全供述を並べなければならないという訳ではない。事件の内容を記述するために判決書には裁判において検討・検証した資料・証拠および訴訟結果をまとめなければならない。そのまとめた内容は正確かつ客観的に事件の経緯を反映しなければならない（具体的な判決の種類に関する作成マニュアルを参照）。

判決が合議体の決定の根拠である裁判において検討・検証した資料・証拠および訴訟結果を完全・正確・客観的に表示しなければならない。

2.4. 事件において解決すべき各事項に関する合議体の決定を完全・具体的・明確に表示すること

2.5. 判決書の形式を守ること

判決書の形式は判決書様式に則るだけでなく、明確・簡潔に記述しなければならない。

判決書を作成する際、書式（サイズ、太字、斜体等）および文法（改行、大文字等に関する規則）について一貫性を保持しなければならない。

2.6. 判決書の論理性・厳密性を確保すること

判決書を作成する際、判決において解決すべき問題点の記述の論理性および合議体の論議の論理性・厳密性を確保しなければならない。

第2部 民事判決書の作成

1. 第一審判決書の作成

第一審判決書を作成する際、民事訴訟法第238条の規定に則り、2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された第一審判決書様式および第一審判決書様式取扱説明書に則って作成しなければならない。

以下では第一審民事判決書の作成について具体的に説明する。

1.1. 判決書の導入部

民事訴訟法第238条第3項の規定によれば、「導入部には裁判所が第一審を行なう旨、事件の受理年月日および受理番号、判決番号、判決日、合議体の構成員、裁判所書記官、検察官、鑑定人、通訳者の氏名、原告、被告、利害関係者、起訴した機関・団体、当事者の合法的な代理人、当事者の合法的な権利の保護者の氏名および住所、紛争事項、裁かれる事件の決定番号および決定年月日、公判か非公判か、裁判の時間と場所を明記する」とある。この規定は第一審民事判決書様式および第一審民事判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布）に示されている。そのため、判決書の導入部を作成する際、第一審民事判決書様式および第一審民事判決書様式取扱説明書に則って作成しなければならない。但し、以下の事項に注意しなければならない。

a. 判決書記号の記載

民事事件および民事判決は、広意で民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争および労働紛争に関する事件および判決を含むため、判決書記号を正しく記載することが重要である。裁判所が処理する紛争の種類を正確に特定し、相当する記号（DS-ST、HNGD-ST、KDTM-ST、LD-ST）を記載しなければならない。

b. 判決日の記載

第一審民事判決書様式取扱説明書第3項には「第一審が一日で行なわれその日に終了する事件か、第一審が複数日にわたって行なわれる事件かに拘らず、判決言い渡し日を記載する」とある。この指示は、事件が同じ日に審理され、判決が言い渡される場合、その日を（3）欄に記載すると理解しなければならない。例えば、事件が2005年5月3日に審理され判決が言い渡されたならば、（3）欄に2005年5月3日を記載する。事件が複数日にわたって審理される場合、判決言い渡し日を（3）欄に記載する。例えば、事件が2005年5月10日から審理され、2005年5月15日に判決が言い渡されたならば、（3）欄に2005年5月15日を記載する。

c. 判決書における紛争関係の要旨

第一審民事判決書様式取扱説明書第4項は「2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議第1部第2項の要旨の規定に則って記載する」とある。

(4) 欄の事項を正しく記載するには、まず裁判所が処理している紛争がどの種類の紛争であるか正確に特定する必要がある。民事紛争は民事訴訟法第25条、婚姻・家庭紛争は民事訴訟法第29条、労働紛争は民事訴訟法第31条に規定されている。紛争の種類を特定したら、該当条の該当項に規定された具体的な紛争類型を特定し、その項に規定される紛争名を記載しなければならない。例えば、「財産相続に関する紛争について」の紛争名に曖昧に規定されている条項については、その紛争関係を調整する法律の規定に基づいて具体的な名称を追加しなければならない。

例1：契約に関する紛争の場合、民事契約であれば、その民事契約の対象は何か要旨に追加し（財産売買民事契約に関する紛争について、住宅売買民事契約に関する紛争について等）、経営・商業契約に関する紛争であれば、その経営・商業契約の対象は何か要旨に追加する（商品売買経営・商業契約に関する紛争について、住宅売買経営・商業契約に関する紛争について等）。

例2：知的財産権や技術移転に関する紛争の場合、営利目的でなければ、その契約の対象は何か要旨に追加する（著作権に関する知的財産権の紛争について等）。より具体的に記載したい場合、具体的な紛争対象を括弧書きで追加することができる。例えば：財産（自動車、トラクター）賃貸民事契約に関する紛争について。

d. 合議体の構成員、裁判記録を記載する裁判所書記官、裁判に参加する検察院の代表

第一審判決書様式（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）および第一審判決書様式取扱説明書の第6項、第7項、第8項の指示に従わなければならない。裁判官、裁判所書記官、検察官の行政組織上の肩書きを記載しない。また、人民陪審員の肩書き、職業を記載しない。

e. 裁判の期間（開始日～判決言い渡し日）

第一審判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の第9項が個々の場合に応じた記載方法を指示している。以下は具体的な記載方法の例になる。

- 事件が一日のうちに審理され、結審した場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
- 事件が二日以上において審理された場合、日数が比較的少ない場合は、「〇〇年〇〇月2、3、4日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と全日を列挙する。

- 事件が特定の月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
- 事件が複数月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△月△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
- 事件が複数月の（休日・祝日のため）連続しない複数日において審理された場合は、「〇〇年3月30、31日および4月03、04日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。

f. 事件の当事者

* 当事者が個人の場合

当事者が別名を持つ場合、その別名を括弧書きにする。また、通称名を持つ場合、その通称名を括弧書きにする。住所を記載する際、氏名の後に、改行せずに記載すること。また、略記しないこと。

例：原告：グエン・バン・ホアン氏（別名：グエン・バン・ハイ）H市H区X通り30番に居住
 被告：グエン・ティ・ハイン氏（通称名：ハイ・ハイン）東省西県南町北村に居住
 法的地位が一緒で、同じ居住地を持つ二人以上の当事者がいる場合、全当事者の氏名を記載してから共通居住地を記載する。

例：原告：チャン・A氏、レ・ティ・X氏、チャン・ティ・H氏、H市Y区X通り25番に居住

* 当事者が機関・団体の場合

その機関・団体の完全な名称を記載しなければならない。その機関・団体が取引名称を持つ場合、その取引名称を記載すること。設立決定や登記等を記載する必要はない。

例：原告：有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited）、所在地：M市N区L通り45番

注意：

判決書の導入部において機関・団体である当事者の名称を略記してはならない。事件の内容や裁判所の判定においては略記できるが、略記する前に（以下、〇〇と称する）と但し書きをしなければならない。なお、判決書の決定部においては、導入部と同様、完全な名称を記載しなければならない。

機関・団体が紛争の一方の当事者である場合、正確に当事者を記載するため訴訟参加資格に関する法律の他の規定があるかどうか調べる必要がある。

例：民間企業が紛争の一方の当事者である場合、1999年企業法第101条第2項（2005年企業法第143条第3項）の規定によれば、「企業の紛争において、仲裁人および裁判所に対して、民間企業

の経営者が原告・被告または利害関係者である」とある。即ち、民間企業ホアン・ロンが起訴し、その民間企業ホアン・ロンの経営者がグエン・ドク・ロン氏であれば、当事者を記載する際、次のようになる。原告：グエン・ドク・ロン、民間企業ホアン・ロンの経営者、〇〇に居住

当事者が合法的な代理人または合法的な権利の保護者を持つ場合、当事者の次に、合法的な代理人、その次に合法的な権利の保護者を記載する。

1.2. 事件内容と裁判所の判定

民事訴訟法第 238 条第 4 項に規定される事件内容および裁判所の判定は第一審判決書様式（2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布された）の「確認した結果」および「検討した結果」に示される。具体的には、事件内容は「確認した結果」に、裁判所の判定は「検討した結果」に記載される。

1.2.1. 「確認した結果」（事件内容）の作成

民事訴訟法第 238 条第 4 項の規定によれば、「確認した結果」（事件内容）には、原告の起訴（機関・団体の起訴）請求、被告の反訴要請・請求、利害関係者の独自の要請・請求を記載しなければならない。この規定は第一審判決書様式取扱説明書（2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布された）の第 24 項に述べられている。

本項目を記載する際の要件は、当事者の供述に基づいて事件の経緯を述べるのではなく、当事者の要請・請求を論理的にまとめることである。当事者が要請・請求を引き下げ・追加・変更し、それが認められた場合、原告の裁判所に対する最終的な要請・請求をまとめて記載する。当事者の要請・請求を正確かつ客観的に記載しなければならない。個々の具体的な要請・請求を記載し終えたら改行する。

以下はそれぞれの具体的な主体（当事者）に対する「確認した結果」（事件内容）の記載方法になる。

a. 原告に対して

* 原告には起訴状における要請・請求しかない場合

例 1：原告であるグエン・バン・A 氏の〇〇年〇〇月〇〇日付起訴状および事件処理期間と第一審における供述において、原告と、被告であるチャン・M 氏の間には財産（自動車）売買民事契約がある。原告は財産（自動車）を被告に引き渡したが、被告が契約履行義務に違反した。原告は起訴し、裁判所に以下の処理を請求した。

- 被告であるチャン・M氏に対し未払い代金 X ドンを支払わせること。
- 被告に対し未払い代金に対する〇〇年〇〇月から△△月までの支払遅延利息を支払わせること。

* 起訴状を提出後に、原告が請求を変更・追加し、その変更・追加が裁判の合議体に認められた場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付起訴状、〇〇年〇〇月〇〇日付起訴状変更届および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、原告である有限会社トアン・タンは〇〇（出来事と争点を要約する）と述べた。原告は起訴し、裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

* 複数の原告が起訴した場合

例：原告であるグエン・バン・ナム氏、グエン・チャン・バク氏およびグエン・ティ・スアン氏の〇〇年〇〇月〇〇日付起訴状および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、原告が次のように述べた。原告の父母であるグエン・バン・ドン氏およびレ・ティ・ウット氏は、グエン・バン・ナム、グエン・チャン・バク、グエン・ティ・スアン、グエン・チェン・タンの 4 人の子供を持つ。ドン氏が〇〇年〇〇月〇〇日に、ウット氏が△△年△△月△△日に死去した。生前、両氏は〇〇を含む財産を作った。両氏は遺言書を遺さず亡くなり、両氏が遺した財産は現在グエン・チェン・タン氏によって管理されている。原告らは法律に則って財産を分与する（または次のように財産を分与する）ように裁判所に起訴した。

* 原告が起訴したが、事件処理過程での裁判への参加を他者に委任した場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付起訴状において原告であるチャン・T 氏、および事件処理過程並びに第一審裁判において原告の合法的な代理人である弁護士ファム・M 氏（△△年△△月△△日付委任状による代理）はともに〇〇（事件および争点を要約して記載）と述べた。原告は起訴し、原告の合法的な代理人は裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

b. 被告に対して

* 被告が反訴請求した場合

被告が原告の請求を認め、反訴請求した場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付反訴状および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるチャン・タイン・タイン氏は原告の請求が正しいと認めたが、タイン氏は原告が自分から2億ドンを借りており、求められれば返すと約束したと述べた。タイン氏が原告に対して、契約解除によりタイン氏が原告に借りることとなった金額からこの金額を差し引くことを請求したが、原告が応じなかった。タイン氏は裁判所に次の処理を請求した。

- 原告が被告である自分に2億ドンを支払うこと。
- 原告が被告である自分に支払うべき金額を被告である自分が原告に支払うべき金額から差し引くこと。

* 被告が原告の請求を認めず、反訴請求した場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付反訴状および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるレ・アン氏は原告の請求に次の理由（理由を明記）で認めなかった。アン氏は原告が被告である自分から自動車を購入したが、1億5千万ドンしか支払っておらず、原告は残り1億ドンを1ヶ月以内に支払うと約束したと述べた。もう3ヶ月経ったが、原告は被告であるアン氏にまだ支払っていない。被告であるアン氏は裁判所に次の処理を請求した。

- 原告の請求を認めないこと。
- 原告が被告である自分に自動車の購入の際に借りた1億ドンおよび法律に則った支払遅延利息を支払うこと。

* 被告が原告の請求の一部を認め、反訴請求した場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付反訴状および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるグエン・マイ氏は〇〇に関する原告の請求（被告が認めた原告の請求を明記）を認めたが、〇〇に関する原告の請求（被告が認めなかった原告の請求を明記）を認めなかった。マイ氏は更に〇〇（被告が反訴請求した内容を明記）を述べた。マイ氏は裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

* 被告が反訴請求しなかった場合

- 被告が原告の請求を認めた場合、義務を履行していない理由のみ述べる必要がある。

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるヴァン・アイン氏は原告の請求（供述）が正しいと認め、義務を執行していない理由として〇〇（理由を明記）と述べた。

- 被告が原告の請求を認めず、認めなかった理由を述べた場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるテ・タイ氏は原告の請求（供述）を認めなかった。テ・タイ氏は理由として〇〇（理由を明記）と述べた。

- 被告が原告の請求の一部を認めた場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、被告であるトゥ・チャン氏は原告の〇〇に関する請求（被告が認めた原告の請求を明記）を認めたが、〇〇（被告が認めなかった原告の請求を明記）に関する原告の請求を〇〇（認めなかった理由を明記）という理由で認めなかった。

c. 利害関係者に対して

- * 利害関係者に独自の請求があった場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、事件の利害関係者であるチャン・マイ氏は〇〇（独自の請求に繋がる理由を明記）を述べ、裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

- * 利害関係者に独自の請求がなかった場合

- 利害関係者が原告側に立つ場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、事件の利害関係者であるファン・ビン氏は原告の供述および請求を認めた。ファン・ビン氏は更に〇〇（ファン・ビン氏の追加主張を明記）を述べ、裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

* 利害関係者が被告側に立つ場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、事件の利害関係者であるミン・グエット氏は被告の供述および請求を認めた。ミン・グエット氏は更に〇〇（ミン・グエット氏の追加主張を明記）を述べ、裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

* 利害関係者が原告および被告の請求を認めなかった場合

例：〇〇年〇〇月〇〇日付文書および事件処理期間と第一審における供述（一部の供述）において、事件の利害関係者であるチャン・ホアン氏は原告および被告の供述および請求を認めなかった。チャン・ホアン氏は〇〇（チャン・ホアン氏の主張を明記）を述べ、裁判所に次の処理を請求した。

- ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ○○○○○○○○○○○○○○○○
- } (具体的な請求を記載)

1.2.2. 裁判所の「検討した結果」(判定)の作成

a. 目的・主張

この項目で合議体は当事者が提出した事項・証拠について分析・判断し、法律に照合して当事者または当事者の権利の保護者の要請・請求を認めるか否か結論を出す。

判決が当事者や読者を説得できるか否かは、「検討した結果」(判定)によって大きく左右される。それは、本項目が当事者の請求に対する合議体の観点・評価・判断を示すからである。そのため、以下の点に注意すべきである。

その一、(当事者の提供、裁判所の確認・聴取等による)事件の記録にある事項・出来事・証拠しか利用することができない。

その二、当事者が主張した請求の根拠となる全ての事項・出来事に対する判定を見落としてはならない。例えば、借金に関する紛争事件において、借金の返済の請求以外に、原告が支払い義務を怠ることにより発生した遅延利息の支払いを請求した場合、判決にはこの問題に対する判定を含まなければならない。

b. 「検討した結果」(判定)の作成方法

- 通常第一審民事判決書の「検討した結果」は、原告の各請求に対する合議体の判定を順番に述べ、次に被告の反訴請求、利害関係者の独自の請求を述べる。但し、原告に複数の請求があり、そのうち他の請求の前提となる請求または認められれば他の請求に影響を及ぼす請求が存在すれば、「検討した結果」にそれらの請求に対する合議体の判定を先に述べなければならない。

例：離婚訴訟において、当事者が裁判所に婚姻・子供・財産という三つの関係进行处理するよう請求すれば、まず離婚の請求を判定しなければならない。裁判所が離婚を認めない場合、子供や財産に関する請求も認められず、これらの請求に対して判定する必要はないからである。

裁判所は原告に離婚を認めれば、次に子供の養育に関する請求を判定しなければならない。誰に子供の養育権を与えるかは夫婦の間の財産の分配に影響するからである。例えば、妻に子供を与えるが妻が居住地の確保に困る場合、妻に家を分与することができる。また、財産借用（または金銭借用）の事件において、原告が被告に借用した金額および借金の遅延利息の支払いを請求する場合、まず原告が請求したように被告に貸した元金があるか否か、ある場合金額が幾らかを判定しなければならない。利息支払いの請求に対する判定はその次である。

- 被告に反訴請求がある場合、被告の反訴請求が認められれば原告の請求が棄却される場合は、被告の反訴請求を先に判定しなければならない。

例：原告が被告に家の返却、未払い家賃の支払いおよび原告の家を取り壊すことに対する賠償を請求した。他方、被告はその家の売買契約を認めるよう請求した。

この場合、「検討した結果」では、まず被告の反訴請求に対する判定を述べなければならない。それは、被告の反訴請求を認めれば、当然ながら原告の請求を棄却することになるからである。被告の反訴請求を棄却する場合のみ、順次に原告の各請求を判定する。

- 起訴の権利や時効等訴訟に関する紛争がある場合、内容を判定する前に訴訟を判定しなければならない。

例：被告は起訴時効が成立した、また裁判所に取り扱い権限がないとして、裁判所に事件の処理を取り止めるように請求した。この場合において、判決の「検討した結果」では、まず合議体の被告の請求に対する判定を述べなければならない。合議体が被告の請求を認めない場合のみ、原

告の請求を検討する。当事者が欠席しても審理を行なう場合、判決書に理由を明記しなければならない。

- 当事者の請求を認めるか否かは、事項の真実性、根拠性および当事者の具体的な請求に対する法定に基づくべきである。

通常、「検討した結果」ではまず事件の事項に対する合議体の判定を述べてから法律適用について述べる。

「検討した結果」では事件の処理に関連する全事項に対する合議体の判定を述べなければならない。事件には、通常、当事者の間で争われる事項および争われない事項がある。そのため、これらの事項の判定の仕方が違ってくる。

当事者の間で争われない事項（一方の当事者が提示し、他方の当事者が認めるまたは反対しない事項）については、民事訴訟法の第 80 条第 2 項によれば、証拠によって証明する必要がない。そのため、当事者がその事項を証明するための証拠を提示しても、裁判官がその証拠を通じて該当事項があるか否かを分析・判断する必要はない。例：原告は被告に 1 億ドルを支払うように請求した。原告には被告の署名があり、A 証人により被告が 1 億ドルを受け取ったと証明された借金契約を提出した。

被告が原告から 1 億ドルを借りたと認めるが、その金額を原告に返したという理由で原告の請求を認めず、被告が返済したことを知っている X 証人と Y 証人を喚問した場合、裁判官は被告の署名がある契約や被告が該当金額を受け取ったと証明した A 証人を利用し原告が被告にお金を貸し、被告が該当金額を受け取ったことを証明する必要はない。その際、裁判官は証拠を通じて被告が原告に返済したか否か判断しなければならない。そのため、「検討した結果」では次のように記載すればよい。

原告の 1 億ドルの請求を検討した結果、裁判において被告が原告の請求に反対しなかった。民事訴訟法の第 80 条第 2 項に基づき、被告が 1 億ドルを借金し、全額を受け取ったと認める。但し、被告がその金額を原告に返済したと主張している。被告の提出または裁判所の聴取による証拠から、〇〇。

次に被告が提出した証拠を分析・判断する。

注意：民事訴訟法が効力を発する前、民事事件、経済事件または労働事件の処理手続きに関する法令は証明する必要のない事項について定めていなかった。そのため、事件において争われない事項があっても裁判官は証拠を通じてその事項を判定しなければならなかった。この場合、判決書はよく次のように述べることになる。

〇〇番記録における被告の署名付きの借用書および〇〇番記録における A 証人の供述に基づき、原告が被告に 1 億ドンを貸したと結論する根拠がある。

上記の判定は判決書を冗長にするだけでなく、読者に裁判所が裁判において確認された資料および証拠ではなく、審理の前に取りまとめた資料・証拠を利用したという印象を与える。また、それらの資料・証拠は原告により提出されたもので、被告がその証拠に反対するか否かを示していない。このような判定方法は現在では民事訴訟法の新しい規定に適していない。

紛争が起こる事件については、被告の提出または裁判所の聴取による証拠に対する検討に基づき、判断しなければならない。

当事者が一つの事項に対して複数の証拠を提出する場合、原則的にそれらの証拠全てを利用することができる。但し、裁判官は当事者が提出した証拠の一部で十分にその事項の存否を証明できると考える場合、全ての証拠を利用する必要はない。

例：住宅所有権に関する紛争についての事件において、原告が戸籍がなく、住宅を購入できなかったため、被告に購入を依頼したとして、裁判所に原告の住宅所有権を認め、被告が住宅を返すように請求した。原告は被告の署名のある住宅購入金額に相当する金額の領収書を提出した。文書には原告が戸籍を登録したら、被告が住宅所有権譲渡の手続きを行ない、原告に住宅を返すと合意している。

証人 A 氏、B 氏、C 氏は原告が被告にお金を渡すのを目撃した。

被告は次の理由で原告に住宅を返すことを認めなかった。

被告は原告の代理として住宅を購入したことを認めなかった。

被告は公証された被告と C 氏との間の住宅売買契約を提出した

この事件において被告が C 氏から住宅を購入したという事項について原告は争っていないため、民事訴訟法の第 80 条第 2 項に基づき、証明する必要がない。「検討した結果」において、この事項に対する合議体の判定を先に述べるべきである。(具体的な記載方法は 3.4 を参照)。

原告が被告に住宅購入代行を依頼した事項については、この事項の経緯を証明するには、以下の証拠に基づいて証明しなければならない。

- 被告が原告の代理として住宅を購入すると示す合意書 (合意書にあった署名は被告の署名であるか否か)
- 金銭受け取り領収書 (領収書にあった署名は被告の署名であるか否か)

筆跡鑑定等で上記の書類にあった署名が被告の署名であると判定するための十分な根拠があれば、上記の二つの書類のみで該当住宅は被告が原告のお金で、原告の代理として購入したと結論できる。そのため、裁判官は他の証拠を必要としない。しかし、被告の領収書がない、または、金銭受け取り領収書にあった署名は被告の署名ではないという鑑定結果が出れば、証人の供述を利用せざるを得ない。

証人の供述を利用する場合、裁判官は、証人が被告あるいは原告とどのような関係を持つか、証人の供述の間に矛盾点があるか否か、証人が原告と被告の間の金銭引渡しをどのようにして知ったか等によってその供述の真実性・客観性を評価しなければならない。証人の供述の正直さ、客観性に対する評価は合議体の構成員の主観次第であるため、判決において、その評価を表示する必要はない。

- 特定の事項に対して当事者が異なった意見を持った場合、「検討した結果」には裁判所が一方の当事者の意見を認めるが他方の当事者の意見を認めない理由を明記しなければならない。裁判官は双方の当事者により提出された証拠および裁判所が取りまとめた証拠を分析・評価し、その上で裁判所の意見を述べなければならない。単に双方の当事者の意見を述べ、一方の意見が認められる根拠があり、他方の意見が認められる根拠はないと判定するべきではない。

例：解雇処分に関する労働事件において

使用者は 28 日間正当な理由がなく仕事の無断欠席を繰り返した労働者を解雇した。

原告（労働者）が解雇決定を受け入れず、被告（使用者）に労働者の仕事への復帰を許すように請求し、起訴した。原告は母を看病するために使用者に対して無給休暇を申請したという理由を提出した。労働者が母の治療記録および退院証明書を提出し、入院日数は 25 日であった。

被告は原告に対して無給休暇を許可しないという回答文を提出した。裁判において、被告は原告に手当てを支払うことしか認めなかった。

本事件においては、労働者が労働法第 85 条第 1 項第 c 号の内容（正当な理由がなく 1 ヶ月において合計 5 日または 1 年において合計 20 日の無断欠席を繰り返す）に違反したか否かを検討しなければならない。そのため、当事者が提出した証拠に基づき、原告の休業は被告に認められたか否か分析しなければならない。

この点については、原告が被告に無給休暇を申請したと主張したが、被告がそれを認めたと証明できない。他方、被告は無給休暇を許可しないという回答文があり、原告がこの回答文を受け取ったと証明した。即ち、原告が 28 日間仕事の無断欠席を繰り返したことになる。

次に分析すべき点は、原告が 28 日間仕事を休んだ理由があるか否かである。この点は法定に基づき分析しなければならない。2003 年 4 月 2 日付政府第 33/CP 号決議第 1 条第 2 項によれば、労働者が合法的に設立された医療機関により証明された親族の看病のために仕事を休む場合、正当な理由があるとされる。

被告が反対しなかった、原告により提出された治療記録および退院証明書によれば、原告は 25 日間理由があって休暇を取ったと結論できる。そのため、原告が仕事の無断欠席を繰り返したのは 3 日間となり、被告の解雇処分は労働法第 85 条第 1 項第 c 号の内容に違反したことになる。

- 事件において複数の事項、出来事があり、それらの事項、出来事が全て事件の解決に関連するならば、判決書の「検討した結果」において、裁判官はそれらの全事項、全出来事を評価・判定しなければならない。事項を看過すると、しばしば事件の解決を誤ることに繋がる。例えば、離婚訴訟において、妻が家族の財産に貢献した労力に対して支払いを請求した場合、妻が夫の家族の副業を手伝ったことや、夫が家族の主な仕事に安心して専念できるように妻が子供の面倒を看た事項等は女性の権利を実現するにあたって非常に大きな意味を持つ。
- 証拠の記述は簡潔でなければならない。いかなる場合でも証拠の全ての内容を述べなければならないというわけではない。現場検証書、価格鑑定書、鑑定書、目撃調書等の資料・文書から引用した証拠については、文書名（第〇〇号記録）のみ述べる必要がある。これらの資料は裁判において確認を受けなければならないため、裁判において確認済みと明記しなければならない。反対したが反対した証拠を示せない当事者がいる場合、その旨を明記しなければならない。

分析のために証拠を引用する場合、簡潔でありながらも意味を把握しやすく、かつ正確に引用しなければならない。

例：裁判において被告は原告から借金したことがないと供述したが、第〇〇号記録において被告が原告に借金を依頼し、原告がそれに応じたが、お金を被告に渡していないと供述した。

例：現場検証書（第〇〇号記録）において裁判所は、上記の物件は狭いものの、それぞれの当事者に分割することが可能だと考える。

c. 法律の引用について

- 当事者が自分の請求が合法であると証明するために持ち出した事項や出来事を分析した後、「検討した結果」において、それらの関係を調整する法律を引用しなければならない。

法律・法令等の規定を引用する場合、その法的文書の条項号を明記しなければならない。但し、当事者も自らの主張が正しいと証明するために同じ法律の条項を列挙するが、該当条項を正確に理解しないため、裁判所は当事者が該当条項を正確に理解できるよう説明しなければならない場合は、該当条項の内容を引用しなければならない。

同じ対象で公布年が異なった複数の法律が存在する場合(例:1994年労働法、2002年労働改正法、1995年民事法、2005年民事法)、新しい法律によって代替または改正された法律を引用する際、該当法律の公布年を明記しなければならない(例:1995年民事法第208条、1994年労働法第108条)。

議定、通達、決定等の法律でない法規を引用する場合、文書番号、公布機関名および法規名を明記しなければならない。その文書が具体的な条項を定めていなければ、当事者の請求を判定するために裁判所が利用した内容を引用すべきである。

例:当事者が土地所有権証明書のない土地における財産の相続について争う事件において、裁判所が紛争を解決するために最高人民裁判所裁判官評議会の決議を引用した。この場合、次のように明記しなければならない。

民事事件および婚姻事件・家庭事件の解決における法律適用を案内する2004年8月10日付最高人民裁判所裁判官評議会第02/2004/NQ-HDTP号決議第2部第1項1.3小項第a号により、「当事者が管轄人民委員会による法的文書を有する場合、裁判所が土地所有権に伴う財産および土地所有権である遺産の分与に関する請求を処理する」。

法規文書公布法において定められた文書のみ引用する。法規文書公布法に定められていない文書については、裁判所がその文書の趣旨を適用することはできるが、引用することはできない。例:裁判の年間業務報告書が一部の事件の処理方法を述べている。裁判官は特定の事件の解決にこれを活用できるが、判決書に「〇〇報告書により」または「〇〇報告書に基づき」と記載してはならない。

- 当事者の請求を処理するために決定的な意味を持たない法的文書を引用しない。例:財産借用契約に関する紛争に対しては財産借用契約の概念に関する規定を、財産売買契約に関する紛争に対しては財産売買契約の概念に関する規定を、労働契約に関する紛争に対しては労働契約の概念に関する規定を引用する必要はない。
- 法的文書ではないが当事者の意思を反映し、法律の規定により双方の当事者が遵守しなければならない当事者間の契約について、当事者が契約を遵守したか否かを分析しなければならない場合、該当する具体的な規定を引用する必要がある。
- 労働に関する紛争については、労働契約の他、多くの場合、裁判所は労働公約または労働規則に基づかなければならない。労働者または使用者が労働公約に違反するか否かを分析・評価するために労働公約または労働規則の規定を利用する場合、または労働者の権利を実現するために労働公約を適用する場合、裁判所が利用する労働公約の規定の具体的内容を引用しなければならない。

一部の判決書に見られるような、労働契約や労働公約の一連の規定を引用するものの、その労働契約や労働公約のどの具体的な規定にどう違反したか指摘しない状況を避けるため、民事、経営・商業、労働の契約および労働公約、労働規則の引用は、当事者の具体的な行為を分析する際または当事者の具体的な請求を処理するために適用する際のみ、利用すべきである。

注意

- 事件において、当事者の権利を守る（代理人でない）弁護士がいる場合、裁判において弁護士が当事者の述べていない論拠を述べれば、その論拠を分析・評価しなければならない。弁護士が当事者の代理人であれば、弁護士の意見は当事者の意見とみなす。
- 検察院が裁判に参加する場合、検察院の観点を判定しなければならない。特に、裁判所が検察側の観点を認めない場合、その理由を明示しなければならない。
- 判決書の「検討した結果」において、分与される財産、数量、重量、面積等、当事者の具体的な権利・義務を述べなければならない。例：原告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇の価値がある自転車、〇〇の価値があるバイク、〇〇の価値がある 100 平米の土地。原告が受ける財産の総価値は〇〇である。被告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇。原告は被告に X ドンの差額を返却しなければならない。
- 例：被告は原告に治療費として X ドン、入院中の所得損失として Y ドンを賠償しなければならない。被告が原告に賠償しなければならない総金額は H ドンである。
- 訴訟費用について

訴訟費用は当事者の権利・義務を確定してから判定する。

当事者が訴訟費用の免除を受ける場合、その理由を明示しなければならない。

訴訟費用がどの法的文書に基づき算定されるか明記しなければならない。また、当事者が納めるべき訴訟費用を具体的に算定しなければならない。

d. 具体的な事件における「検討した結果」（判定）項目の表示方法

判決書の「検討した結果」では事件内容を要約する必要はなく、直ぐに当事者の事項および請求に対する判定に入る。

当事者の間で争わない事項・請求については、直ぐにそれに対する裁判所の断定を示し、次に争われる事項に対して原告、被告、利害関係者の請求の順にその判定を述べる。

例：

d.1. 離婚事件において、双方は結婚過程や子供について争わなければ、「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、原告と被告が婚姻状態および共通の子供について合意している。〇〇年に双方の間に衝突が発生した。民事訴訟法第 80 条により、合議体はこれが事実であると断定した。

次に原告および被告が提出した事項を分析することにより原告の離婚の請求を判定し、原告の離婚の請求が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の根拠を満たしているか否かを結論する。

原告と被告が提出した事項において争点があるため、証拠を通じて判定しなければならない。

例：原告（夫）は被告がよく子供の世話をせず外で遊び、原告が忠告すると被告から暴言を浴びせられた等と主張する。この供述は証人の X 氏、Y 氏の供述と一致しており、原告の供述が事実であると信用することができる。

原告と被告の婚姻関係が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の根拠を満たしているか否かを結論づけるための根拠となる事項のみ判定すべきである。

注意：

- 「〇〇の行為は墮落した生活の証拠となる」や「子供の教育において原告（被告）である父母の道徳心が欠けている」等、当事者の名誉を傷つける言葉を避けること。
- 双方の名誉・人格に影響を及ぼす供述をそのまま引用することを避けること。これらの事項を、原告と被告の間の衝突が深刻になっていることを証明するために利用する必要がある場合は、原告（または被告）が暴言を吐き、被告（または原告）の名誉・人格を傷つけた旨を述べるに留めるべきである。

分析を終えてから次のように裁判所の結論を出す。

- 原告と被告の婚姻関係が深刻な状態にあり、共同生活をこれ以上続けることができず、婚姻の目的を成就していない。婚姻家庭法第 89 条の規定に基づき、原告の離婚の請求を認める。
- 原告と被告の間に衝突が発生したが、一時的であり、被告により修復可能な衝突である。更に、被告は原告にたいして未だ愛情を持っている。そのため、原告の離婚の請求は婚姻家庭法第 89 条の規定を満たさず、原告の離婚の請求を認めない。

裁判所が離婚を認める場合、次に子供および財産に関する請求を判定する。

* 子供の養育に関する請求について

- 双方が子供の養育について合意できた場合

この場合、当事者間の合意が法律および（9歳以上の）子供の要望に一致すれば、通常裁判所はその合意を認めるが、子供を養育する人の経済的能力を検討しなければならない。子供を養育する人の経済的能力が不十分であれば、相手に養育費の支払いを命ずる。この場合、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

〇〇の子供養育の請求については、本日の裁判において、当事者は被告が〇〇ちゃんを養育すると合意した。この合意は〇〇ちゃんの要望に一致している。婚姻家庭法第92条第2項に基づき、裁判所は当事者間の合意を認める。〇〇被告は△△原告に養育費の支払いを求めているが、原告より被告の経済能力が低いと考え、原告が毎月〇〇ドルの養育費を支払う義務を負うこととする。

- 双方が子供の養育について争う場合

この場合、夫と妻の経済的能力や職業および生活様式、子供の年齢等、子供の全体の利益を保証できるように誰に養育を任せるかを分析しなければならない。9歳以上の子供に対してはその子が父母のどちらと生活したいかに配慮しなければならない。そのため、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、〇〇原告も△△被告も子供養育を請求したが、原告がよく出張するのに対し、被告は学校教員で、仕事が安定している。◇◇ちゃんがまだ5歳で親による世話を必要とする状態にあることから、婚姻家庭法第92条第2項に基づき、△△被告に◇◇ちゃんの子供を養育を与える必要があると考える。

〇〇原告の経済的能力が高いため、婚姻家庭法第92条に基づき、〇〇氏に◇◇ちゃんに毎月〇〇ドルの養育費を支給する義務がある。原告は子供を訪問する権利を持つ。

* 財産分与の請求について

- 双方が財産分与について合意できた場合

この場合、判決書の「検討した結果」には次のように記載するだけでよい。

本日の裁判において、〇〇原告と△△被告が次のように財産を分配することに合意した。

原告は〇〇を所有する。

被告は〇〇を所有する。

〇〇原告と△△被告の間の合意は完全に自主的であり、第三者の利益を侵害しない。そのため、婚姻家庭法第95条に基づき、その合意を認める。

- 双方が財産およびその財産に対する寄与について争う場合

この場合、「検討した結果」において先ずどの財産が夫婦の共通財産であり、どの財産が個人の財産であるか合議体の判定を述べる必要がある。次に、妻と夫の寄与について判定し、その判定に基づきそれぞれに対する財産分与について結論を出す。

夫婦それぞれに分与される財産を個別に列挙し、その財産の価値、分与される財産の総価値を記さなければならない。分与される財産に差が生じる場合、誰が誰に幾ら払い戻す必要があるか明記しなければならない。

財産が不動産（土地、建物）の場合、面積、境界線を明記しなければならない。可能ならば図面を添える。一方のみに分与する場合、その理由を明示しなければならない。

判決書の「検討した結果」においては、共通財産または個人の財産であると双方が合意したが争われていない財産に対する合議体の判定を述べてから、争われる財産に対する判定を述べる。

例：夫婦ともがベッド、箆筒、テレビ、冷蔵庫、バイク等が共通財産であり、自動車は夫の財産であると認めている。双方は家についてのみ争っている。夫は土地が両親から与えられ、建設費用は結婚する前に貯めたものであるとして家の全所有権を請求した。妻は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらい、土地と家屋は夫婦の名前で登録されているとして半分ずつ分与することを請求した。

判決書の「検討した結果」には次のように記載することができる。

財産について：原告と被告は二人の共通財産が〇〇を含むと合意した。被告（妻）は〇〇自動車が原告のものであると認めた。民事訴訟法第80条第2項に基づき、それを事実と認める。

〇〇番の家については、原告（夫）は土地を両親からもらい、建設費用を完全に負担したと主張した。被告（妻）は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらったと主張した。しかし、土地使用権および住宅所有権に関する証明書が原告と被告に交付されたことから、法律上土地と建物は共通財産とみなすべきである。争われていない財産の構築、維持、増大への寄与は同等であるとみなす。

原告と被告の住居の必要性や仕事の状況を踏まえ、婚姻家庭法第 95 条に基づき、具体的に次のように分与する。

○○○○○○○○○○

(財産およびその財産の価値を個別に列挙し、続いて夫婦それぞれに分与する家を記す)

d.2. 民事契約または商業契約に関する紛争事件

当事者の双方が契約締結の事項について合意していれば、「検討した結果」においては、民事訴訟法第 80 条に基づき、それらの事項に対する合議体の断定を述べる。次に当事者が提供した証拠に基づき、争われる事項に対して判定する。

被告が契約の締結を認めない場合、「検討した結果」は直ぐに当事者が提出した事項の分析を通じて原告の請求に対する判定に入る。

例 1：米売買契約に関する紛争事件

事件の内容：

原告と被告が〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号契約を締結した。契約により原告が被告に 1 トン当たり 500 万ドンの価格で米 100 トンを売ることとなっている。この米は 1 ヶ月の間隔で二回にわたり引き渡された。第一回には被告が 40 トンを受け取り、原告に 2 億ドンを支払った。第二回には被告が 60 トンを受け取り、原告に支払っていない。原告は被告が米 60 トンの代金 3 億ドンを支払うように請求し、起訴した。被告は米の品質が悪く、1 億 5000 万ドンの販売損失を与えたとして原告にその損失を負担するように請求した。

上記事件の「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判において、被告は原告から米 100 トンを購入する契約を締結し、米を全部受け取ったと認めた。原告は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に米 40 トンの代金を支払ったと認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、裁判所はこれを事実と認めた。

双方は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に受け取った米 60 トン分の 3 億ドンについてのみ争った。

被告は第二回に受け取った米の品質が悪いと主張したが、米を受け取った時から原告による起訴まで 10 ヶ月があったにもかかわらず、異議申し立てをしなかった。他方、原告の支払請求に対する被告の回答文において、被告は資金難で支払う能力がないという理由しか述べなかった。そのため、第二回に原告が被告に引き渡した米の品質が悪かったと結論づける根拠はない。また、商法第 241 条第 2 項により、買い手による異議申し立ての期限は商品を受け取った日から数量につ

いては3ヶ月で、品質については6ヶ月であり、その期限を過ぎたら権利を侵害された側は裁判所に訴える権利を失う。

上記の判定より、原告の被告に対する3億ドルの支払請求には根拠があると考えられる。

第一審の訴訟費用

例2：財産借用契約に関する紛争事件

事件の内容：原告が被告に稲100キロを期間1ヶ月、月利10%という条件で貸した。1ヶ月が経過したが、被告が返済していない。原告が被告に稲100キロと利息の稲10キロの支払を請求した。

被告は原告から稲100キロを受け取ったと認めたが、原告からの購入であると主張した。

上記事件の内容で「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判における当事者および証人の供述に基づき、合議体は次のように判断する。

被告は原告から稲100キロを受け取ったと認めた。民事訴訟法第80条第2項に基づき、これを事実と認める。但し、被告は原告からの借用ではなく購入であり、代金を全額原告に支払ったと主張した。しかし、証人X氏の供述（第12号記録）によれば、証人X氏は被告と一緒に稲を買いに行ったが、被告と一緒に原告の家に入らなかった。他方、証人Y氏は被告が戻ってきたときにどこで稲を買ったかと尋ねたら原告の家で買ったと被告が答えた、と供述した（第13号記録）。これらの証人の供述は証人が被告と原告の間の売買契約締結に立ち会っていないことを示している。更に、被告は原告に購入代金を支払ったと証明できなかった。そのため、被告が原告から稲100キロを購入し、代金を全額原告に支払ったと結論づける根拠はない。従って、原告による稲100キロの返済請求には根拠がある。

原告が被告に利息の稲10キロの支払を請求したことについては、両者の間に書面の契約がないため原告と被告の間の契約に利息に関する合意があると結論づける根拠はない。従って、原告による利息の稲10キロの返済請求には根拠がない。

第一審の費用について：訴訟費用に関する〇〇法令第〇〇条に基づき、〇〇

d.3. 労働事件

現在の労働事件はほとんど労働契約の一方的な解除、解雇処分、研修費用の賠償に関する紛争である。

これらの紛争において、通常当事者は労働契約締結日、業務内容、給与等について合意できる。そのため、判決書の「検討した結果」において、まず「本日の裁判において、原告と被告が〇〇

(原告と被告が述べた事項) について合意した」のように、それらの事項を簡潔に述べる。次に「民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と断定する」という結論文を記す。その後、当事者の請求を分析する。

例：労働契約の一方的な解除に関する紛争に対して「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、原告と被告は〇〇年〇〇月〇〇日に月給〇〇ドンの無期契約（または X 年契約）を締結したことに合意した。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と断定する。

労働契約の一方的な解除の決定を取り消すという原告（労働者）の請求を検討した結果

- 労働契約の解除根拠については、〇〇

労働契約を解除する根拠を分析する。これは争点であるため、取りまとめた証拠に基づき分析し、労働者がしばしば契約に定めた業務を成し遂げなかったか否か結論づける。

- 労働契約の解除手続きについては、〇〇

使用者が手続きを正しく行なったか否かである。

労働に関する法律の規定に違反したか否かを確認するために労働に関する法律の諸規定に照合する。

結論文：労働契約の一方的な解除の決定が正しいか否かを確定しなければならない。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が正しければ、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと断定するための十分な根拠がある。従って、原告に対する被告の労働契約の 一方的な解除の決定は正しかった」と述べる。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が違法であれば、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと断定するための十分な根拠がない（または全く根拠がない）。従って、原告に対する被告の労働契約の一方的な解除の決定は違法であった」と述べる。

次に、原告の請求について分析する。

働くことができなかった期間に対する賠償請求については、労働者が働くことができなかった日数および労働者の 6 ヶ月間の平均給与を具体的に算定し、その結果に基づき被告が原告に賠償すべき金額を算出する。

各種制度に関する原告の請求を判定する際、適用する法律条項を引用しなければならない。

訴訟費用について判定する。

1.3. 判決書の決定部の作成方法

1.3.1. 要件

判決書にある決定は事件における当事者の権利・義務を具体的に確定するものである。これらの権利・義務は判決が法的効力を発してから執行され、双方が履行しなければならない。そのため、第一審民事判決書は以下の要件を満たさなければならない。

合議体の判定と一致すること。判定はあるが決定がない又はその反対のことがあってはならない。

判決書の決定は当事者の要求を超えるか、当事者の要求を見落としてはならない。これは判決書の作成原則（2.4）に述べた重大な用件である。

第一審判決書の決定は具体的、明確、正確でなければならない。また、複数の解釈を許してはならない。不動産に関する紛争事件については、判決書において境界を明記し、図面を添えなければならない。

判決書には「〇〇要求については、当事者は別の事件で起訴する権利がある」等、当事者の権利・義務を伴わない決定を含むべきではない。

1.3.2. 判決部の表示

民事訴訟法第 238 条第 5 項および 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の規定により、第一審民事判決書の決定部には以下の主要な内容を含まなければならない。

a. 適用法令の記載

- 適用法令の位置付け

最高人民裁判所裁判官評議会の第一審民事判決書様式取扱説明書（第 26 項）により、法令は決定部に記載しなければならない。実際、多くの民事判決書には適用法令が決定部の前に記載されている。このように適用法令を決定部の前に記載することは間違いである。

- 法令の引用について

民事訴訟法の諸規定により、審理の権利・時効・時限等に関する法令のように、どの事件の解決においても根拠となる法令は判決書に引用する必要はない。裁判所が特定の場合において、当事者に強制的に執行させる決定を下す根拠とする法令のみを引用する。合議体が当事者に直ちに履行させる義務があれば、判決書にその決定を明記しなければならない。この場合、民事訴訟法第 375 条第 2 項を引用しなければならない。

例：労働災害賠償事件において、裁判所は使用者（被告）が労働者（原告）に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償しなければならないと決定し、被告がこれを直ちに実施しなければならないと決定した場合、判決書には次のように明記しなければならない。

労働法第〇〇条および民事訴訟法第 375 条第 2 項に基づき、被告に対して原告に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償することを命ずる。この賠償金額は不服・異議申し立てがあっても直ちに支払わなければならない。

法律の引用については、1.2.2 節の c（法律の引用について）における説明の通り内容について正確・十分に引用しなければならない。

b. 当事者の請求に対する裁判所の決定の記載

これは事件の解決方針を明確に定めるため、決定部の最も重要な内容である。この内容に基づき、紛争当事者が裁判所の判決を遵守・執行する義務を負う。

判決の執行を困難にする曖昧で不明瞭な判決を避けるために、判決書の諸決定の内容を各当事者の各請求に対して明確・詳細・具体的に記述しなければならない。

例：

- + 離婚事件において、判決書の決定は「グエン・バン・B 氏が能力および地域の共通事情に見合った子供養育費を支給すること」と記載してはならず、「グエン・バン・B 氏が毎月〇〇ドンの子供養育費を子供が 18 歳になるまで支給すること」と記載しなければならない。
- + 解雇処分に関する紛争事件において、判決書の決定は「使用者が労働者の労働法に基づいた全ての金銭的利益を回復する義務を負うこと」と記載してはならず、「使用者が（具体的な義務を列挙）以下の義務を負うこと。
 - 労働者を再雇用すること。
 - 労働者が働くことのできなかった期間に対して〇〇ドンを賠償すること。

- 2ヶ月分の給料の〇〇ドンを賠償すること。
等」と記載しなければならない。

事件に複数の当事者がおり、各当事者が複数の請求をする場合、判決書における決定を記載する際、裁判官は裁判所の決定を次の順で記載するように注意すべきである。

- (1) 原告の請求に対する決定
- (2) 被告の請求に対する決定
- (3) 独自の請求をする利害関係者の請求に対する決定

通常、当事者の請求に対して、裁判所の決定は以下の一つの場合に該当する。

- 当事者の全請求を認める。
- 当事者の一部の請求を認める。
- 当事者の請求を認めない。

裁判所が当事者の一部または全部の請求を認める場合、一部または全部の請求を認めることは具体的な決定に明記されているため、判決書には一部または全部の請求を認める旨を記載する必要はない。例えば、離婚事件において、原告が離婚成立、子供養育権および財産の半分の分与を請求した。裁判所が原告の全請求を認めれば、判決書の決定部に「被告に対する原告の全請求を認める」と記載する必要はない。その代わりに、次の内容のみ記載する。

1. 婚姻関係について

原告（〇〇氏）と被告（〇〇氏）は離婚できる。

2. 共通の子供について

〇〇原告は共通の子供である△△ちゃんを養育することができる。被告は原告に△△ちゃんが18歳になるまで養育費として毎月〇〇ドンを支給しなければならない。被告は子供を訪問する権利を持つ。

3. 財産について次のように分与する。

原告は（財産およびその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

被告は（財産およびその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

- 裁判所が当事者の請求を認めない場合、その当事者の請求を棄却する旨を明記しなければならない。

例：離婚事件において、裁判所が原告の離婚請求を認めなければ、判決書の決定部において、次のように記載しなければならない。

〇〇原告の離婚申請書を棄却する。

- 複数の請求の内、合議体が一部の請求しか認めない場合、判決書には合議体が認めない請求を明確・完全に記載しなければならない。「その他の請求を棄却する」と漠然とした記載をしてはならない。

例：契約外損害の賠償請求事件において、原告が被告に対して入院費、薬代、損失した所得、財産に関する損害賠償を請求した。合議体が原告の入院費および薬代に関する請求のみを認める場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
 - 〇〇ドンの入院費
 - 〇〇ドンの薬代
 - 合計〇〇ドン
- + 被告に対する原告の以下の請求を棄却する。
 - 〇〇ドンの損失した所得
 - 〇〇ドンの財産に関する損害賠償

判決書には次のように記載してはならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
 - 〇〇
 - 〇〇
- + 被告に対する原告のその他の請求を棄却する。

- 合議体が当事者の一部の具体的な請求しか認めない場合、判決書の決定にもどの部分を認め、どの部分を認めないかを明記する必要がある。

例：原告が被告に1億ドンの支払を請求した。合議体が被告に対して7000万ドンの支払しか認めない場合、判決書には次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に7000万ドルを支払うことを命ずる。
- 被告に対する原告の3000万ドルの請求を棄却する。

上記の記載は原告の請求に対する合議体の決定を明確に示しているだけでなく、棄却された3000万ドルに対する訴訟費用は原告が負担することと関連する。現在、ほとんどの判決書は被告に対する原告への賠償を命ずる決定のみ記載し、原告の請求を棄却した決定内容を記載していない。

しかし、第一審の訴訟費用については、その棄却された分を原告に負担させているため、記載が不十分である。

- + 判決書には当事者の義務のみを具体的に記載し、権利を享受する当事者のその義務に対応する権利を記載する必要はない。

例：合議体は B が A に 500 万ドルを支払うことを認めた場合、判決書の決定に「B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる」と記載しなければならない。

現在、多くの判決書は次のように記載している。

- B に対する A の 500 万ドルの支払請求を認める。
- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。

又は

- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。
- A は B から 500 万ドルの支払いを受けることができる。

上記の 2 通りの記載とも冗長である。B が A に対する義務を履行するなら、当然ながら A はその権利を享受することができる。

- + 被告の反訴請求または利害関係者の独自の請求がある事件については、それらの権利の表示方法は原告の権利の表示方法と同様である。

例：原告が被告に対して 1000 万ドルの商品代金の支払いを請求した事件において、被告が原告の納期遅延および商品違いにより 200 万ドルの損失を負ったとして、原告に 200 万ドルの賠償を反訴請求した。合議体が原告および被告の請求を認めれば、判決書の決定には次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に 1000 万ドルの商品代金を支払うことを命ずる。
- 原告に対して被告に 200 万ドルの損害賠償を支払うことを命ずる。

上記の事件の場合、現在判決書には通常「双方の義務を相殺して、被告に対して原告に 800 万ドルを支払うことを命ずる」と追記するが、このように言い渡す必要はない。裁判所は各当事者の請求を処理するため、判決書には各当事者の請求に対する合議体の決定を明確に記載しなければならないが、当事者の間の義務を相殺することは義務を履行する際のことである。

判決執行期限までに、原告は被告に 1000 万ドルの支払いを請求することができる。被告も原告に 200 万ドルを請求すれば、当然ながら被告は原告に 800 万ドルしか支払う必要はない。反対に被告が判決執行を請求しなかった又は判決執行期限が過ぎてから請求したのなら、原告に対して請求する権利を失うこととなる。そのため、被告に対して原告に 800 万ドルを支払うと言い渡せば、原告の 200 万ドルの請求権利を失くすることとなる。

また、被告に対して原告に 800 万ドルを支払うと言い渡せば、原則として被告は 800 万ドルの第一審の訴訟費用しか収める必要はない。しかし、本事件においては、被告が 1000 万ドルの第一審の訴訟費用を、原告が 200 万ドルの第一審の訴訟費用を納めなければならない。

注意

1. 事件の諸事項は「検討した結果」に記載するため、判決書の決定には事件の諸事項を再記載しない。

例：

- + 相続事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 相続財産を残した人の確定
 - 相続時点の確定
 - 相続品の確定
 - 相続財産の確定
- 等

- + 離婚事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 夫婦関係が合法であるとの確定
 - 共通の子供の数の確定
 - 共通財産の確定
- 等

2. 原告が複数の被告に対して起訴した事件において、合議体が一人または一部の被告に対してのみ原告に対する義務を履行することを命じたならば、判決書の決定部に義務を履行する必要のない当事者を明記しなければならない。

例：A と B が C 氏の自宅に侵入し私物を盗んだ。C 氏が侵入を発見し、追いかけたときに A により棒で殴られ負傷した。C 氏の子供が A と B に金槌を投げ掛けたが、A と B に当たらず壺に当たり、壺を割った。C 氏が A と B に対して負傷と壺に対する損害賠償を請求し、起訴した。合議体が A に C 氏に対して負傷に対する損害賠償を命じたが、壺の損害賠償を認めなかった。

この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + グエン・バン・A氏がチャン・バン・C氏に負傷に対する損害賠償として〇〇ドンを支払うこと。
- + チャン・バン・C氏のグエン・バン・A氏およびグエン・バン・B氏に対する割れた壺の価値〇〇ドンの損害賠償の請求を認めない。
- + グエン・バン・B氏はチャン・バン・C氏に対して損害賠償責任を負わない（またはチャン・バン・C氏のグエン・バン・B氏に対する負傷に対する損害賠償の請求を認めない）。

3. 複数の当事者が一人または複数の当事者に対して連帯責任を負う事件において、判決書の決定は該当事者の連帯責任を明記すると共に該当事者それぞれの責任を定めなければならない。

例：A氏とB氏がC氏に対して300万ドンの賠償の連帯責任を負う。その内、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

A氏とB氏に対してC氏に300万ドンの連帯賠償を命ずる。その内、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。

4. 当事者の氏名・名称の記載は判決書の導入部における当事者の氏名・名称の記載の通り正確で完全でなければならない。

- 当事者が個人の場合、姓、ミドルネーム、名を記載する

例：グエン・バン・A氏に対してルオン・ティ・B氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる。
「A氏に対してB氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる」と記載してはならない。

- 当事者が団体の場合、その団体名を完全に記載する

例：有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited）に対してグエン・バン・A氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる。

「ホー・グオム・サイン社に対してA氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる」と記載してはならない。

「〇〇社（代表：グエン・バン・A氏）に対して〇〇を賠償することを命ずる」のように、現在の多くの判決書が記載している企業の代表者の氏名を記載する必要はない。

義務を履行するのは企業・団体であり、代表者が義務を履行する必要はないのに加え、代表者はしばしば交代するため、以上のように記載する必要はない。

5. 第一審の訴訟費用については、法律の規定に則って具体的な訴訟費用を記載しなければならない。

6. 訴訟費用の次に、当事者の控訴権を記載する。欠席した当事者がいれば控訴期間の開始日を明記しなければならない。

例：労働災害に対する損害賠償を請求する労働事件において、被告（使用者）が欠席した。合議体が原告の請求を認め、被告に対して労働災害手当てを直ちに支給するように命じた場合、判決書の決定に次のように記載しなければならない。

- + 被告（〇〇）に対して原告（〇〇）に以下を賠償することを命ずる。
- 〇〇ドンの入院費
- 〇〇ドンの薬代
- 〇〇ドンの職業能力低下
- 被告（〇〇）が原告（〇〇）に合計〇〇ドン进行賠償すること。

本決定は、原告の請求があった際、直ちに執行効力を持つ。

- + 被告は〇〇ドンの第一審の訴訟費用を収めなければならない。
- + 判決執行権を有する者の判決執行請求が提出される日から全項目が執行される日まで、判決執行義務を負う者は執行すべき金額に対して、未執行期間に応じた中央銀行による基本金利に基づいた利息を負担しなければならない。
- + 原告は判決言い渡し日から 15 日の間控訴する権利がある。
- + 被告は判決書が被告の本社がある地区の人民委員会に公示される日から 15 日の間控訴する権利がある。

7. 判決執行請求権、判決執行義務および判決執行時効を（民事判決執行法第 26 条の規定に基づき）記載する。具体的には、「判決・決定が民事判決執行法第 2 条に基づき執行される場合、民事判決執行権を有する者および民事判決執行義務を負う者は、同法第 6 条、第 7 条および第 9 条の諸規定に基づき、判決執行に関する交渉権および請求権を持ち、判決を自主的に執行する又は判決が強制的に執行される。判決執行時効は同法第 30 条の規定に基づく」と記載する。

8. 判決書の最終部には、討議室において承認された判決書の原本であれば、合議体の全構成員の署名・氏名がなければならない。起訴した当事者・機関・団体および同級検察院に送達する判決書の正本であれば、次のように記載する。

送達先

- 〇〇〇
- 〇〇〇
- 〇〇〇

合議体の代理

裁判長

（署名・捺印）

（氏名）

2. 控訴審判決書の作成

2.1. 控訴審の審理範囲と権限の確定

控訴審とは、上級裁判所が法的効力の発生していない控訴・不服申し立てを受けた事件に対して第一審の判決・決定を再審理することである。

第一審が原告の起訴に基づくものであるのに対し、控訴審は当事者（原告、被告、利害関係者）の控訴または人民検察院の不服申し立てに基づくものである。

控訴審は第一審において当事者により裁判所に提出された事項・出来事・証拠・資料だけでなく、控訴審において当事者により裁判所に提出された事項・出来事・証拠・資料に基づかなければならない。この特長により、控訴審判決書の「検討した結果」には当事者が第一審裁判所に提出した事項を全て記載するだけでなく、当事者が控訴審裁判所で述べた重要な事項を全て追記しなければならない。

控訴審の対象となるのは当事者の控訴または人民検察院の不服申し立てであることから控訴審の審理範囲は民事訴訟法第 263 条において「控訴審裁判所は控訴・不服申し立てを受けた第一審の判決・決定または控訴・不服申し立ての内容の審理に関連した部分のみ再審理する」と明確に規定されている。

控訴審裁判の合議体の権限について、民事訴訟法第 275 条が次のように規定している。

- a. 第一審判決を維持する
- b. 第一審判決を改める
- c. 第一審判決を破棄し、事件記録を裁判所に転送する
- d. 第一審判決を破棄し、事件処理を停止する

上記の諸規定が民事訴訟法第 276 条、第 277 条および第 278 条に具体化されているため、控訴審判決にはこれらの規定を十分に表示しなければならない。

2.2. 控訴審に対する要件

控訴審民事判決書は重要な訴訟文書であり、各当事者の権利・義務を明確に判定する法的根拠で、法律に則った国民・機関・団体の対処を指導する資料である。そのため、控訴審民事判決書は正確で、法律に則り、説得力のあるものでなければならない。

a. 判決書の正確性、法的整合性の確保

まず控訴審の審理は民事訴訟法の諸規定に則らなければならない。控訴審判決書は第一審の訴訟における重大な違反（ある場合）を示さなければならない。内容に対する審理と異なって、訴訟に対する審理の際、合議体は控訴・不服申し立てのない問題も審理することができる。例：民事訴訟における和解は民事訴訟法の規定（第 10 条）により、「裁判所は民事事件の解決について当事者の間の話し合いを促進し、和解を行なう責任を負う」と原則として民事訴訟法で定められている。

「第一審の準備期間において、裁判所は、和解してはならないまたは和解することができない事件を除き、事件の解決において当事者の間で合意できるように和解を行なう」（民事訴訟法第 180 条）。

従って、第一審前の事件解決のための当事者の間の和解手続きは必須の原則である。第一審裁判所が第一審前の和解を行なわなかったが、当事者は控訴をせず、検察院も不服申し立てをしないとしても、控訴審裁判所がその事実を発見したら、その違反を指摘することができる。この場合、訴訟手続きに対する重大な違反とみなすことができる。

控訴審民事判決書は「控訴審裁判所は控訴・不服申し立てを受けた第一審の判決・決定または控訴・不服申し立ての内容の審理に関連する部分のみ再審理する」と定めた民事訴訟法第 263 条による審理範囲を正確に確定しなければならない。

本規定は「当事者の決定権および自決権」の原則を示している。そのため、控訴審判決書は当事者による控訴または検察院による不服申し立てを受けた内容および控訴・不服申し立てに関連する内容のみを解決することができる。控訴・不服申し立てを受けていない内容については解決することができない。例：婚姻・家庭に関する訴訟事件において、第一審裁判所が婚姻・子供および財産という三つの関係を解決した。当事者が子供関係についてしか控訴をしていないならば、控訴審裁判所はその内容しか審理できない。第一審裁判所が妻に子供の養育を任せ、子供を直接養育しない人を養育費の支給に処したが、控訴審裁判所が一審判決を改め、夫に子供の養育を任せたら、養育費の支給についても当事者による控訴はなかったが控訴を受けた子供の養育を誰に任せるかの内容に関連するため、改めることができる。また、控訴審民事判決書はこの控訴の内容についてのみ解決することができる。

判決書の正確性・法的整合性が全ての第一審・控訴審の民事判決の最重要な要件である。

第一審判決と同様、控訴審判決の正確性は判決書の導入部から決定部までにおいて示されなければならない。また、控訴審の審理範囲により、本節の 2.1 で述べたように、控訴審判決の正確性は控訴・不服申し立ての範囲内または控訴・不服申し立てを受けた内容に関連する合議体の判定・決定のみを完全・正確に反映することにより示されなければならない。判決書の決定部には内容

に関する法律条項を十分に引用するだけでなく、控訴審裁判の合議体の権限に関する法律条項を十分に引用しなければならない。

b. 控訴審判決における決定は根拠に基づいたものでなければならない

控訴審判決書は根拠に基づき、具体的な理由を述べ、控訴審判決の決定が正しいと証明しなければならない。

控訴審判決が控訴・不服申し立てを棄却し、第一審判決の決定を維持する場合、控訴審判決書には根拠、控訴・不服申し立てが第一審判決の決定を変更させる根拠がない理由を明記しなければならない。そのため、第一審裁判所が証拠を客観的かつ事件の諸事項に適した判断を下したか否か、法律を正しく適用しているか否かを示さなければならない。

控訴審裁判所が控訴・不服申し立てを認め、第一審判決の決定を改める、または破棄する場合、控訴審判決書は第一審裁判所がどう証拠を取り集めたか、民事訴訟法に違反したか否か、控訴審裁判所が補うことのできないどのような証拠が欠けているか、第一審裁判所の証拠に対する判断および法律の適用がどこで誤っているか、第一審判決の決定には事件の客観的な事実とどの点で矛盾しているかを示さなければならない。例えば、相続分与訴訟事件において、当事者が相続物の分与についてのみ不服申し立てをし、第一審裁判所が相続人および相続財産を正確・完全に確定したのなら、控訴審裁判所は相続物の分与が事件の状況に適しているか否か、相続人の権利を保障しているか否か、具体的に相続物の分割ができるか否か又は分与を受ける人が実質的にその相続物を必要とするか否か等のみを検討する。また、これらの理由に基づき控訴審裁判所が控訴を認めるか否かを示すなら、判決書にはこれらの理由を明記しなければならない。

2.3. 判決書の導入部の作成

民事訴訟法第 279 条第 3 項の規定によれば、「判決書の導入部には控訴審を行なう裁判所の名称、事件の受理年月日および受理番号、判決番号、判決日、合議体の構成員、裁判所書記官、検察官、鑑定人、通訳者の氏名、原告、被告、利害関係者、起訴した機関・団体、当事者の合法的な代理人、当事者の合法的な権利の保護者の氏名および住所、控訴人、不服申し立て検察院、公判か非公判か、裁判の時間と場所を明記する」とある。

この部分の具体的な記載方法は、2006 年 8 月 4 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 05/2006/NQ-HDTP 号決議の付録として公布された控訴審民事判決書様式取扱説明書に則らなければならない。

注意

- 第一審判決書が訴訟参加者の姓、名、生年、住所を正確に記載しているか否かを確認しなければならない。第一審判決書に誤りがあれば修正する必要がある。
- 団体である当事者の場合、第一審と控訴審に参加する代表者（特に委任された代表者）は異なることがあるため、代表者の氏名を直す必要がある。第一審の判決書を写すことを避けるべきである。
- 弁護士や通訳者のいる事件において、彼等の氏名を正しく記載するように第一審から参加しているか、それとも控訴審のみ参加しているかを確認する。
- 複数の当事者がいるがその一部だけ控訴した事件においては、控訴した当事者および控訴の解決に関わる当事者のみを記載する必要がある。控訴しなかった当事者で、その権利と義務が控訴内容の解決と関連しなければ、控訴審判決書に記載する必要はない。

例：15人の原告（労働者）と一人の被告（使用者）がいる「労働契約の一方的解除」に関する労働紛争事件において、5人の原告しか控訴しなかった。5人の原告の控訴の解決が、他の10人に影響を及ぼさないのなら、控訴審判決書には控訴した5人の原告のみを記載する必要がある。その次に、事件に他に控訴しなかった10人の原告がいると記載する。

2.4. 事件内容および裁判所の判定の作成

民事訴訟法第279条第4項は「事件・控訴・不服申し立て・判定の内容には、事件内容および第一審裁判所の決定、控訴・不服申し立ておよび控訴審裁判の合議体の判定、事件を処理するために根拠とする法規文書の条・項・号をまとめなければならない。控訴審裁判の合議体の判定において控訴・不服申し立ての容認または棄却の根拠を分析しなければならない」と規定している。

上記の民事訴訟法の規定および判決書作成の実際を勘案するとともに、全ての各種判決書（刑事、民事）を形式面で統一させるため、最高人民裁判所裁判官評議会は控訴審判決書様式（2006年8月4日付最高人民裁判所裁判官評議会第05/2006/NQ-HDTP号決議の付録として公布）を提示し、そこにおいて判決書の内容部を「確認した結果」および「検討した結果」の二つに分けた。

2.4.1. 「確認した結果」（事件内容）の作成

第一審判決書の「確認した結果」と異なり、控訴審民事判決書の「確認した結果」には第一審訴訟事件の内容の要約と第一審民事判決書の決定および控訴・不服申し立ての内容という二つの部分が含まれる。

* 事件内容の要約

この部分の作成方法は第一審民事判決書の「確認した結果」と同様である。

注意：裁判官が第一審判決書の事件内容の要約を利用する場合、第一審判決書の正確さを確認しなければならない。第一審判決書が事件解決に関係しない事項も述べているのなら除去しなければならない。反対に、当事者が第一審裁判において述べた事件解決に関する事項が欠けていれば補わなければならない。また、控訴段階で当事者が新たに述べた事項を追記しなければならない。

* 第一審判決書の決定の記述

原則として、第一審判決の決定を正確・完全に記述しなければならない。控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決の決定が存在し、控訴審裁判所の解決がそれらの決定に関連しないのなら、それらの決定を記載する必要はない。但し、「その他、第一審裁判書が〇〇について決定したが、控訴・不服申し立てを受けていない」と記載しなければならない。

注意：第一審判決書の決定で述べる前に第一審判決書の判定を要約する必要はない。理由は以下である。

- 民事訴訟法第 279 条がこの内容を記載すると定めていない。
- 控訴審判決書の「検討した結果」には第一審判決が正しいか否かを分析する際、通常第一審判決書の判定を述べている。そのため、控訴審判決書の「確認した結果」においても述べれば、第一審判決書の「検討した結果」と重複することとなる。

* 控訴・不服申し立ての記述の際：

- 控訴・不服申し立ての年月日を正確に記載すること
- 控訴した人の氏名、不服申し立てした機関（同級または上級の検察院）の名称を正確に記載すること
- 控訴・不服申し立ての全範囲を記載すること（これは控訴審の範囲を決める重要事項である）

以前の判決書はよく「〇〇年〇〇月〇〇日に原告（被告）が第一審判決を控訴した」と記載し、当事者が判決全体に対して控訴したか、それとも判決のどの部分に対して控訴したかを具体的に述べなかった。

多くの控訴状が控訴範囲を記載しないため、控訴状を受け取った際、第一審裁判所は控訴状を確認し、民事訴訟法第 224 条の規定に基づき、控訴人に控訴状に追記するように求めなければならない。控訴する範囲を明記することは控訴審裁判所が民事訴訟法第 263 条の規定に則って審理することを可能にするだけでなく、同法第 256 条の「控訴人は控訴内容に追記・変更することができるが、控訴期限が過ぎた場合、当初の控訴範囲を超えてはならない」という規定に則って処理するための根拠となる。

- 控訴・不服申し立ての理由は「検討した結果」において検討されるため、控訴・不服申し立ての理由を記載する必要はない。

2.4.2. 「検討した結果」(判定)の作成

a. 要件

控訴審判決書の「検討した結果」は控訴審裁判の合議体の判定である。民事訴訟法第 279 条によれば、「控訴審裁判の合議体のはにおいて、控訴・不服申し立てを容認または棄却する根拠を分析しなければならない」とある。そのため、「検討した結果」には控訴・不服申し立ての各請求を分析しなければならない。証拠、法律の規定、事件の事項に基づき第一審の判定および控訴・不服申し立ての論拠が正しいか否か、どの点が正しくどの点が間違っているかを分析・判断し、そこから当事者の控訴または検察院の不服申し立ての請求を認めるか否か結論を出す。

b. 注意点

控訴審判決書の「検討した結果」は控訴審裁判所が控訴・不服申し立てを容認・棄却する理由を明確にしなければならない。控訴審判決書の「検討した結果」は第一審判決が適用した証拠および法的根拠と共に控訴・不服申し立てが生み出した証拠・論拠に基づき、第一審裁判所の審理が正しいか否か分析しなければならない。現在の一部の控訴審判決書のように、「検討した結果」に第一審裁判所の判定が正しいか否か言及せず、控訴・不服申し立ての証拠・論拠にも言及しないため、判決が説得力を欠くという状況を避けなければならない。

第一審民事判決書の「検討した結果」にあるように、当事者が合意した事項を判定する際、証拠を通じて証明する必要はなく、民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体が上記の事項を認めるまたは合議体が上記の事項を事実であると承認することのみを記載する必要がある。

当事者の間に意見の相違が生じた事項については、「検討した結果」にそれらの事項を認めるか否かを判定・結論するために証拠または法律の規定を示さなければならない（第一審民事判決書の作成方法－1.2 節の 1.2.2 を参照）

c. 控訴審判決書の「検討した結果」によく見られる欠点

- 「〇〇氏の控訴状が法定期限内に提出されたため認める」等、合議体が控訴状の合法性を判定する場合がある。

この控訴審判決書の判定は余分である。裁判所は控訴が法定期限内に提出された場合または期限を過ぎてから提出されたが、控訴審裁判所の 3 人の裁判官からなる合議体により認められた場合

に限って審理を行なう。そのため、控訴審裁判において、控訴が合法か否かを検討する必要はない。従って、「検討した結果」においては、控訴の合法性を判断しないことに注意すべきである。

- 「検討した結果」に「確認した結果」に述べた事件内容を要約する。

例1：解雇処分に関する訴訟事件において、使用者は労働者が800万ドン以上を横領したとして、労働者の解雇を決定した。労働者は自分が横領していないし、処分時効が成立したと主張し起訴した。第一審は労働者の請求を棄却し、解雇決定を維持したが、労働者が控訴した。判決書の「検討した結果」の冒頭に次のように書いた。

内容について：P.T.L氏はチョ・ロンバスターミナルに〇〇月〇〇日から勤務していた。バスターミナルはL氏と無期限契約を締結していた。〇〇日にバスターミナルの社長がL氏を会計部副部長に任命した。〇〇日に交通局長がバスターミナルの資金の管理と運用を検査する検査団の設立を決定した。〇〇日に検査団はL氏が800万ドン以上を横領したと結論を出した。

この内容は「確認した結果」（事件内容）に記述されているため、この「検討した結果」の書き方は余分である。本控訴審判決書にはL氏が横領したか否か、また横領した場合、処分時効が成立したか否か分析しなければならない。その上でL氏の解雇処分が正しいか否か結論し、そこから労働者の控訴を容認または棄却する。

例2：A氏とB氏間の離婚事件において、第一審裁判所はA氏とB氏の離婚を認め、A氏に16歳の子供の養育を任せ、B氏に8歳の子供の養育を任せた。100平米の土地にある60平米の家を全てB氏に与え、A氏はバイク、ベッド、箆笥等の財産および差額を受け取ることができるとした。

A氏は土地は両親からもらったものであり、家は自分の努力と両親の支援により築いたとして家の分与を請求し控訴した。

本事件において、控訴審判決書の「検討した結果」ではA氏の控訴が認められるか否かの判定におよびその理由に直ぐに入るべきである。控訴審判決書の「検討した結果」にA氏とB氏の結婚、B氏が離婚を請求するようになった衝突の経緯を記述すれば余分となり、判決を冗長にする。この場合は、直ぐにA氏の控訴に関する判定に入るべきである。

- 控訴審判決書が第一審判決書の控訴・不服申し立てを受けていない内容を全て列挙し、その内容が法的効力を有し、控訴審が検討しないと結論する。

例：T省人民裁判所の2005年5月15日付第73/DSPT号控訴審判決書において、「検討した結果」の冒頭に次のように述べた。

「N.T.K.T氏とN.Q.C氏間の離婚事件においての夫婦関係、子供関係については控訴・不服申し立てはなかったため第一審判決が法的効力を有する。

財産関係については

第一審判決書は、登録番号 8894-29H のウェーブモデルのバイクを T 氏に、21 型ソニーカラーテレビとソニーVCD プレイヤーを C 氏に分けるという N.T.K.T 氏と N.Q.C 氏との自主的合意を認めた。以上の T 氏と C 氏との自主的合意に対して控訴・不服申し立てはなかったため控訴審裁判所は審理しない。

控訴審の審理範囲を規定する民事事件処理手続きに関する法令第 63 条および民事訴訟法第 263 条により、控訴審裁判所は第一審判決書の控訴・不服申し立てを受けた部分または控訴・不服申し立ての内容に対する審理に関連する部分のみを審理する。そのため、控訴審判決書の「検討した結果」に控訴・不服申し立てを受けていない決定を判定する必要はない。従って、上記の例において、控訴審判決書が夫婦関係、子供関係、財産関係に対する合議体の判定を述べることは不要であった。

- 第一審判決の判定と控訴・不服申し立ての理由を併せて審理し、それを基に控訴・不服申し立てが正しいかまたは第一審判決が正しいかの結論を付けず、証拠および法律規定のみに基づき第一審判決が正しいか否かを分析・評価するなら説得力を欠く。
- 直ぐに第一審判決が正しいと断定し、何故第一審裁判所が正しいかを分析しない。当事者の控訴請求を棄却したが、何故棄却したか分析しない。

例：P 省人民裁判所の 2005 年 12 月 15 日付第 03/LDPT 号控訴審判決書の「検討した結果」に次のように述べた。

検討した結果、第一審判決が有限会社 B.T.D.N の解雇処分の取り消し、5 ヶ月分の給与の賠償を請求する L.D.H 氏の起訴を棄却したことは正しい判断である。

裁判において H 氏が他の証拠を提出できず、会社側が意見を変更していないため、H 氏の控訴を認める根拠はない。

原告の権利を保護する弁護士が有限会社 B.T.D.N による H 氏に対する解雇処分は形式・内容とも違法であったと主張した。弁護士の上記の問題に関する意見は不適切であるため認めることができない。

「検討した結果」におけるこのような書き方は、控訴審裁判所がどの根拠に基づき第一審裁判所の審理が正しいと結論したか、当事者の控訴を棄却したか、明確にしていない。

- 控訴を受けた問題を全て判定しない。

当事者が複数の問題に対して控訴したのなら、裁判所はそれらの問題全てに対して判定しなければならない。一部の問題のみを判定し、残った問題を分析・判断せずに直ぐに「当事者の他の控訴を認める根拠はない」と結論することは不十分である。

d. 第一審判決書および控訴審判決書の「検討した結果」の作成方法の類似点・相違点

類似点

- 第一審判決書、控訴審判決書の「検討した結果」の作成方法はともに、裁判において検証された証拠・資料に基づき、証拠の法的性質・根拠性を分析・判断すると共に法律の規定に基づき当事者の控訴を容認または棄却する。
- 第一審判決書の「検討した結果」は当事者の全請求（原告の起訴請求、被告の反訴請求、利害関係者の独自請求）に対して判定しなければならない。控訴審判決書の「検討した結果」は控訴・不服申し立ての全請求に対して判定しなければならない。

* 相違点

第一審判決書の「検討した結果」は原告・被告・独自請求した利害関係者の論拠に関する合議体の分析・評価、および法律の規定に基づいた原告・被告・独自請求した利害関係者の論拠に対する容認または棄却である。他方、控訴審判決書の「検討した結果」は第一審判決書の論拠に対する控訴・不服申し立ての論拠に関する合議体の分析・評価、およびそれに基づいた控訴・不服申し立てを受けた内容について第一審裁判所の決定が（証拠の判断、法律の適用について）正しいか否かの結論、控訴・不服申し立てを容認または棄却である。

e. 控訴処理手順

1. 原告または被告しか控訴しない事件においては控訴審判決書の「検討した結果」で直ぐにその控訴が正しいか否かの分析に入る。

例：A氏（原告）とB氏（被告）の間の離婚事件において、第一審裁判所が婚姻・子供・財産の三つの関係を全て解決した。B氏は子供の養育を請求し控訴した。控訴審判決書の「検討した結果」では直ぐにB氏の控訴を第一審判決の論拠と照合し、その控訴を容認するか棄却するかに入る。

2. 全当事者（原告・被告・利害関係者）が控訴した事件

この場合、どの当事者の控訴を認めれば他の当事者の控訴を否定するか順序立て、控訴審判決書の「検討した結果」においては、決定的な当事者の控訴を先に処理してから、他の当事者の控訴を処理する。

例 1：上記の例の離婚事件において、A 氏（原告）が財産関係に対して控訴し、B 氏（被告）が離婚に合意しないと控訴した。

この場合、B 氏の控訴を認めれば A 氏の控訴が棄却される。そのため、控訴審判決書の「検討した結果」に B 氏の控訴が正しいか否かを分析・判断しなければならない。B 氏の控訴が認められない場合のみ、控訴審判決書の「検討した結果」に A 氏の控訴を分析・判断する必要がある。

例 2：労働契約の一方的解除に関する個人の労働紛争についての事件

第一審裁判所が使用者（被告）の労働契約の一方的な解除の決定を取り消し、使用者に労働者（原告）を再雇用し、働くことができなかった期間に対して賠償するよう命じた。

原告が賠償に対して控訴し、被告が第一審裁判所による使用者の決定の取り消しは正しくないとして控訴した。

この場合、被告の控訴を認めれば使用者の労働契約の一方的な解除の決定が正しいと認めることになり、原告の控訴を否定することとなる。そのため、控訴審判決書の「検討した結果」に被告の控訴が正しいか否かを分析・判断しなければならない。被告の控訴が認められない場合のみ、原告の控訴を分析・判断する必要がある。

f. 第一審判決を維持する場合の「検討した結果」の表示方法

民事訴訟法第 275 条により、控訴審裁判の合議体は第一審判決を維持する権限を持つ。

これは第一審裁判所が証拠を正確に評価し、法律を正しく適用して、第一審判決の決定が事件の客観的な事実に適する場合である。そのため、この場合、控訴審判決書の「検討した結果」には控訴・不服申し立ての論拠が何故認められないか慎重に分析しなければならない。更に、第一審裁判所が証拠を客観的に評価し、法律を正しく適用し、事件の客観的な事実に適した決定を下したことを分析しなければならない。

例 1：契約外の損害賠償請求の事件において、第一審裁判所が被告（加害者）に対して原告（被害者）に全ての損害を賠償するよう命じた。被告が原告にも過失があったとして賠償額を引き下げよう請求し控訴した。

控訴審裁判の合議体が被告の控訴を棄却し、第一審判決を維持する場合、控訴審判決書の「検討した結果」に原告にも過失があったという被告の論拠を認めない理由を慎重に分析しなければならない。

裁判において検証された事項・証拠・資料に基づき、自らの行為とその行為がもたらした結果に対する原告の主観的意識を分析し、第一審裁判所が原告および被告の過失の程度を正確に評価したと結論づける。

例 2：離婚事件において、第一審裁判所は妻が子供を養育し、新しい居住地を設ける能力はないとして家全体を妻に与え、夫が金銭を受け取るとした。夫は自身も新しい居住地を設ける能力はなく、家が分割可能として、家の半分を分与するように請求控訴した。本事件において、控訴審裁判所は第一審裁判所が事件を正しく処理したと考えれば、「検討した結果」に、「夫は妻より新しい居住地を設ける能力を持ち、分与された金額で他の居住地を設けることができる。また、二人に家を分割すると使用価値を確保できない。従って、第一審裁判所が家全体を妻に与えたことは合理的である」等、裁判所が取りまとめた資料・証拠に基づき、夫が申し出した控訴理由が何故認められないかを分析し、結論を付けなければならない。

g. 第一審判決を改める場合の「検討した結果」の表示方法

民事訴訟法第 276 条により、第一審裁判所の決定が法律に違反すれば、以下の場合において控訴審裁判の合議体が第一審判決の一部または全部を改める権限を持つ。

- 証拠調べと証明が十分で、民事訴訟法第 7 章の諸規定に則った場合
- 証拠調べと証明が第一審裁判において不十分であったが、控訴審裁判で十分な追加があった場合

上記の規定により、控訴審判決書の「検討した結果」において、第一審裁判所の法律適用がどの点で誤ったか分析しなければならない。

法律の誤った適用は第一審裁判の合議体が法律を誤って理解したまたは法律規定を見落としたことによる可能性があるため、控訴審判決書の「検討した結果」では具体的に分析する必要がある。

h. 第一審判決を破棄し、事件処理を停止する場合の「検討した結果」の表示方法

民事訴訟法第 278 条により、事件が民事訴訟法第 192 条の規定に該当すれば、控訴審裁判の合議体は第一審判決を破棄し、事件処理を停止する権限を持つ。

この場合において、控訴審決定の「検討した結果」に、事件処理の停止を決めるために第一審裁判所が適用すべきであったが適用しなかった（そのため裁判を行なった）民事訴訟法の根拠を示さなければならない。

同法第 193 条第 2 項の規定により、裁判所が同法第 192 条第 1 項の規定に基づき民事事件処理を停止すれば、当事者が納めた訴訟費用の前金は国庫に没収される。そのため、控訴審裁判所は裁判所が同法第 192 条のどの項を適用するか示さなければならない。

2.5 控訴審判決書の決定部の作成

2.5.1. 要件

決定部は判決書の最も重要な部分である。控訴審判決は判決言い渡し日より法的効力を有する（民事訴訟法第 278 条）。従って、控訴審判決書の決定は執行され、全国民・機関・団体がその決定を尊重しなければならない（民事訴訟法第 19 条）。そのため、控訴審裁判の決定は完全・明瞭・正確でなければならない。

控訴審裁判所が第一審判決を改める土地や建物に関する紛争の場合、面積・境界を明記し、図面を添えなければならない。

第一審判決を改めることにより第一審の訴訟費用を修正する必要があるれば、各当事者が納めるべき訴訟費用を明記しなければならない。

2.5.2. 控訴審判決書の決定部の記載の際避けるべき問題

- 当事者の権利・義務をもたらさないため、事件解決に無意味な事項を記載しない。例えば次のように述べることである。

「合議体は、原告に、請求がある場合、別の民事裁判にて上記の三人に対して元金およびベトナム中央銀行の規定による利息を支払う起訴権を与える」。

起訴するか否かは当事者の権利であり、裁判所がまだ解決していなければ当然ながら当事者に起訴権がある。裁判所がこのことについて言い渡す必要はない。

- 裁判所の審理範囲外の事柄について述べない。例：A 氏に〇〇に移り住むよう命ずる。A 氏に家の返却を命ずると決定すれば十分である。A 氏が何処に移り住むかは A 氏の権利である。
- 法律の引用は過不足なく、十分でなければならない。民事訴訟法第 279 条の規定により、決定部には控訴・不服申し立てを受けたため処理しなければならない諸問題、および第一審・控訴審の訴訟費用の負担に対する控訴審裁判の合議体の決定を明記しなければならない。最高裁判所裁判官評議会の控訴審判決書様式取扱説明書により、控訴審判決書の決定部に、決定を下すために合議体が適用した法規文書の条・項・号を記載しなければならない。
- 「控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決のその他の決定が執行効力を有する」とやたらに記載しない。

民事訴訟法第 254 条第 2 項の規定によれば、「控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決または第一審判決の部分は、控訴・不服申し立て期限が過ぎた日から法的効力を発する」とある。そのため、「控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決のその他の決定が執行効力を有する」と控訴審判決書に記載する必要はないとの意見がある。

但し、現在、第一審判決に対して控訴・不服申し立てがあった場合、一部の決定に対する控訴・不服申し立てであっても、第一審裁判所が第一審判決書に「控訴のある判決」または「不服申し立てのある判決」の印を押していることがある。そのため、判決を執行することができない。これについては次のように分別すべきではないか。

その第一審判決の全部が控訴・不服申し立てを受けたのなら、控訴審判決の決定に、第一審裁判所が審理した当事者の全請求に対する控訴審裁判の合議体の決定を述べなければならない。この場合、冗長となるため、控訴審判決書の決定部に控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決の決定が効力を有することを記載する必要はない。しかし、第一審判決の一部しか控訴・不服申し立てを受けていなければ、控訴・不服申し立てを受けず、控訴審判決に記載されない第一審判決の決定が存在する。この場合、控訴審判決の決定に、控訴・不服申し立てを受けていない第一審判決のその他の決定が法的効力を有すると記載すべきである。

例：第一審判決は A 氏に B 氏との離婚を認め、子供の養育を B 氏に任せ、A 氏が毎月〇〇ドンの子供養育費を支給し、B 氏が家の所有権を完全に有し、A 氏に（家の価値の半分として）〇〇ドンを支払うと命じた。

A氏は、家屋分与が可能で、且つ自分に別の家屋の購入が不可能なことを理由に、家屋の分与を求めて控訴する。控訴審判決評議会がA氏の控訴を認めないとした場合、控訴審判決書の決定部分は次のように記載すべきである。

民事訴訟法第275条第1項の規定に基づき、第一審判決書を維持する。

- A氏の.....番地家屋の分与請求が認められない。
- B氏は.....番地家屋の全てを所有できる。
- A氏は控訴審の訴訟費用を負担する。

離婚及び子供養育に関する第一審判決書の決定で、控訴及び異議申立てがない他部分は法的効力を有するものとする。

- 控訴審判決評議会がA氏の控訴を認めるとした場合には、次のように記載する。

民事訴訟法第275条第2項、第276条の規定に基づき、第一審判決書を変更する。

- A氏は.....番地で.....面積の家屋の2分の1を所有できる。
- B氏は.....番地で.....面積の家屋の2分の1を所有できる（図面を添付）。
- A氏はB氏に.....ドンを支払わなければならない。
- 第一審及び控訴審の訴訟費用.....（第一審の訴訟費用が変更される場合）

離婚及び子供養育に関する第一審判決書の決定で、控訴及び異議申立てがない他部分は法的効力を有するものとする。

- 控訴審判決評議会がA氏の控訴を認めるとしたものの、A氏とB氏に対する家屋の分与について直ぐ決定できないため、第一審判決書を破棄し、第一審裁判を最初から行う場合には、次のように記載する。

民事訴訟法第275条第3項、第277条の規定に基づき、A氏とB氏の財産分与や.....財産分与の第一審訴訟費用に関する.....年.....月.....日付.....人民裁判所の第一審判決.....号を破棄する。法律の規定に従って第一審裁判から行うために、事件の書類を.....裁判所へ送達する。A氏は控訴審の訴訟費用を負担する必要がない。

離婚及び子供養育に関する第一審判決書の決定で、控訴及び異議申立てがない他部分は法的効力を有するものとする。

2.5.3 決定部分の記載

民事訴訟法第275条の規定により、控訴審判決評議会は次の権利を有する。

- 第一審判決書を維持する。
- 第一審判決書を変更する。
- 第一審判決書を破棄し、事件を最初から裁判するために事件の書類を第一審裁判所へ送達する。
- 第一審判決書を破棄し、事件解決を停止する。

上記の規定により、控訴審判決書の決定部分へ入る前に、訴訟法令を引用して第一審判決の維持、変更又は破棄を行うよう宣言する。決定部分には、控訴審判決評議会が決定を発するために適用した法律規範文書の規則・条目・項目等を明記する必要がある。

第一審裁判所が第一審判決書を維持する場合、控訴審判決書の決定部分には、第一審判決書に引用された法律の規定を引用する。但し、第一審判決が規則のみを引用し、当該規則の条項を引用していない場合、控訴審判決書にはそれを引用しなければならない。また、第一審判決書に当事者の請求内容の解決に適合しない規則が引用された場合、控訴審判決書に当該規則を省略しなければならない。

控訴審裁判所は、第一審裁判所が正確な規則を適用していないことを理由に、第一審判決書を変更する場合、控訴審判決書の決定部分には、控訴審裁判所が事件解決のために適用する規則を引用しなければならない。

控訴審裁判所が第一審判決書を破棄し、第一審裁判所に裁判を最初から行うよう要請する場合、又は第一審判決書を破棄し、事件の解決を停止する場合、当該控訴審判決書の決定部分には、規則の内容を引用しない。

イ) 第一審判決書を維持する場合

民事訴訟法第 275 条第 1 項の規定に基づき、

次の通り決定する。

.....条.....項.....号に従い、第一審判決書を維持する。

(内容に関し法律の規定を引用する)。

-氏 (氏名を記載する。組織の場合には、代表者でなく、当該組織の完全な名称を記載する) に対し.....請求する。

第一審判決書の決定部分を十分に記載する (控訴・異議申立てがあることは決定であるが、控訴審裁判所によって当該控訴・異議申立てが破棄されるもの)。

第一審裁判の民事訴訟費用.....

控訴審裁判の民事訴訟費用.....

ロ) 第一審判決書を変更する場合

- 民事訴訟法第 275 条第 2 項、第 276 条の規定に基づき、

次の通り決定する。

.....条.....項.....号に従い、第一審判決書を変更する。

(内容に関し法律の規定を引用する)。

当事者が第一審判決書の多数の決定に対し控訴した場合には、第一審判決書の一つでも決定を変更すれば、当該第一審判決書が変更されると見なされるため、民事訴訟法第 275 条第 2 項のみを引用するだけで十分であり、第 275 条第 1 項の引用が不要となる。

例：商取引関係の事件では、第一審裁判所は、被告が建設費、契約履行の保証金、支払い遅延金利を原告へ支払うよう請求した。被告がこれら 3 つの決定を全て控訴した。ただし、控訴審裁判所は支払い遅延金利に関する控訴のみを認める。ある控訴審判決書では、決定部分に次の通り記載される。

- 民事訴訟法第 275 条第 1 項の適用により、
 - 控訴を破棄し、.....人民裁判所による商取引関係の判決書.....号を維持する。
- 経済契約法令第 9 条、第 29 条、第 30 条の規定に基づき、

- 民事訴訟法第 275 条第 2 項の適用により、
 - 商取引関係の第一審判決書に伴う建設費の支払い遅延金利の算定部分を変更する。

次の通り判決する。

.....社が.....社に次の金額を支払うよう請求する。

-
-

上記の事件に関しては、裁判所は.....控訴請求を破棄するための根拠として、民事訴訟法第 275 条第 1 項を引用することが不要である。これは、民事訴訟法第 275 条第 2 項の引用と抵触するからである。

そのため、上記の場合には、次の通り記載しなければならない。

民事訴訟法第 275 条第 2 項の規定に基づき、

次の通り決定する。

第一審判決書を次の通り変更する。

経済契約法令第 9 条、第 29 条、第 30 条の適用により、.....社が.....社に次の金額を支払うよう請求する。

- 工事建設費.....ドン
- 契約履行の保証金.....ドン
- 遅延金利.....ドン

多数の当事者が控訴するものの、一部の当事者の控訴のみを認める事件では、どの当事者の控訴が認められないかを明示しなければならない。

例 1：契約以上の損害賠償に関する紛争事件

原告（被害者）は賠償金の増額を求めて控訴する。

被告（侵害者）は賠償の拒絶について控訴する。

原告の控訴を認め、被告の控訴を認めないとする場合には、次の通り明記しなければならない。

民事訴訟法第 275 条第 2 項、第 276 条の規定に基づき、

次の通り決定する。

第一審判決書を次の通り変更する。

.....氏の控訴を認め、.....氏の控訴を認めない。

民事法第.....条の適用により、.....氏は.....氏に次の通り、賠償しなければならない。

-金額.....ドン
-金額.....ドン

合計金額.....ドン

第一審裁判の民事訴訟費用.....

控訴審裁判の民事訴訟費用.....

例 2：離婚事件

- 第一審裁判所は、夫が子供の養育を行うよう要請する。
- 妻に家屋の分与を行う。
- 妻は自分で子供の養育を行うよう控訴する。
- 夫は家屋を折半に分与するよう控訴する。

妻の控訴のみを認めるとする場合、次の通り記載するだけで十分である。

民事訴訟法第 275 条第 2 項、第 277 条の規定に基づき、

次の通り決定する。

第一審判決書を次の通り変更する。

.....氏の控訴を認め、.....氏の控訴を認めない。

- 婚姻及び家族法.....条の適用により、次の通り判決を発する。

.....氏は子供.....氏の養育をすることができる。

.....氏は.....番地の家屋の全部を所有する権利を有し、.....氏は当該家屋を.....氏に引き渡さなければならない。

第一審裁判の民事訴訟費用.....

控訴審裁判の民事訴訟費用.....

ハ) 第一審判決書を破棄し、最初から解決するために第一審裁判所へ事件の書類を送達する場合

この場合には、法律の規定を引用する必要がないため、次の通り記載するだけで十分である。

民事訴訟法第 275 条第 3 項、第 278 条の規定に基づき、

次の通り決定する。

.....原告と.....被告との間で.....紛争事件に関する.....年.....月.....日付.....人民裁判所の第一審判決書第...../DSST 号を破棄する。法律の規定に基づいて第一審裁判を再度行うために、事件の書類を.....裁判所へ送達する。

ニ) 第一審判決書を破棄し、事件の解決を停止する場合

この場合には、民事訴訟法第 275 条第 4 項を引用する以外に、控訴審裁判所が第一審判決書を破棄する際の根拠とする民事訴訟法第 192 条の項目及び同法の該当規則を引用しなければならない。

例えば、第一審裁判の後に、原告が訴状を撤回し、且つ被告がそれに同意した場合には、控訴審裁判所の決定部分は、次の通り記載される。

民事訴訟法第 275 条第 4 項、第 278 条、第 192 条第 1 項 c 号、第 269 条第 1 項 b 号の規定に基づき、

次の通り決定する。

.....原告と.....被告との間で.....紛争事件に関する.....年.....月.....日付.....裁判所の第一審判決書第...../DSST 号を破棄し、且つ当該事件の解決を停止する。

第一審裁判の民事訴訟費用..... (ある場合)

控訴審裁判の民事訴訟費用..... (ある場合)

留意点：

控訴審の民事判決書の決定部分の最後に、控訴審判決書が判決日より法的効力を有するという記載の前に、判決執行請求権や判決執行義務及び判決執行の時効（民事判決執行法第 26 条の規定による）について記載しなければならない、具体的には、次の通りとなる。

「判決・決定が民事判決執行法第 2 条の規定により施行される場合には、民事判決債権者、民事判決債務者は、民事判決執行法第 6 条、第 7 条、第 9 条により、判決執行や判決執行請求権及び判決に関し、任意執行又は強制執行について協議することができる。判決執行の時効は民事判決執行法第 30 条の規定に従うものとする」。

判決書の原本には、控訴審判決評議会の会員の氏名及び署名を記入しなければならない。

オリジナルの判決書で、当事者、訴訟機関・組織、同級検察院へ送付されるものは、次の通り記載しなければならない。

受領先：

-

-

控訴審判決評議会の代理

裁判長を務める裁判官

（署名、裁判所の印鑑押印）

（氏名記載）

第3部

刑事判決書の記載

1. 第一審の刑事判決書の記載

1.1 判決書の前書きの記載

この部分には、刑事訴訟法第224条第2項に定める内容を十分に記載しなければならない。但し、次のような内容に関し留意すべきである。

イ) 裁判評議会について

裁判所長官、裁判所副長官、裁判長、副裁判長が裁判任務を負う場合には、「裁判長を務める裁判官……氏」だけで記載し、職務を記載しない。被告が未成年である場合には、人民陪審員の職業及び勤務先を記載しなければならない。被告が成年である場合、人民陪審員の職業及び勤務先の記載は不要とする。

ロ) 訴訟参加者について

- 被告について：

- 被告に多数の氏名がある場合、その全てを十分に記載する。
- 被告が罪を犯した際に20歳以下であった場合、必ずその生年月日を十分に記載する。20歳を超える場合、生年又は年齢のみを記載するだけで十分である。
- 前歴に関しては、法律の規定に基づいて確定された場合のみに記載する。処分当時から現行の罪を犯す際に、その期限が満期していなければ、当時の処分が未だ行政処分又は懲戒処分として見なされない。
- 前科に関しては、法律の規定に従い、現行の罪を犯した際に、当時の有罪判決が未だ排除されていないとの確定が出来る場合のみに記載する。
- 有罪判決が発されていたが、犯罪歴が消去され、又は行政処罰を受けたため、行政処罰されていない者として見なされた場合には、「経歴について：……」で記載することが可能とする。
- 被告が拘束・拘留されたことがある場合には、その拘束・拘留された日及び保釈出所日を記載する。
- 被告の合法的代表者がある場合、その代表者の氏名及び被告との関係を明記する（例：Nguyen Van A 被告の合法的代表者は Nguyen Van B で、被告の父親である）。

- 被害者について：被害者が未成年で、生命や健康、人品、名誉への侵害を受けた者である場合には、当該者の生年月日を十分に記載しなければならない。

- 民事原告、民事被告が機関又は組織である場合には、当該機関・組織の名称、本社所在地を先に記載、その後当該機関・組織の合法的代表者の氏名及び職務を記載する。

1.2 事件の内容及び裁判所の評価部分の記載

これは判決書の一番重要な部分である。この部分は刑事訴訟法第224条第3項に規定されており、第一審の刑事判決書フォーム（2004年11月5日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第04/2004/NQ-HDTP号に伴って公布）中の「認知する」項目及び「評価する」項目に示され、具体的には、事件の内容を「認知する」項目に、裁判所の評価内容を「評価する」項目に、次の通り記入する。

1.2.1 「認知する」項目（事件の内容）の記載

この項目には、検察院が起訴状に沿って追訴した被告（各被告）の犯罪、各犯罪行為について記述する。留意点として、検察院が起訴状に沿って追訴した犯罪行為のみを記載する。起訴状に記述されているものの、検察院によって追訴されない他の行為については記載する必要がない。

例：起訴状に「2004年10月20日昼12時ごろ、Lam Van PhとHoang Van Eは70cc排気量のホンダバイクに同乗し、Lieu Giai通りを走行している途中、軍隊商業株式銀行の前を過ぎたところに、Le Thi La氏が小さなバッグを肩に掛けているのが見えた。Lam Van Phは自分のバイクをLe Thi La氏のバイクに寄せ付けながら、後席のHoang Van Eがバックを引っ張り、その後Doi Can通りに曲り、アクセルを踏んで逃げた。Le Thi La氏の陳述によれば、バッグの中に100万ドンが入っていた。Le Thi La氏のお金を奪った後、Lam Van PhとHoang Van EはDau Cau喫茶店に入り、お酒とお肉を20万ドン注文して食べた。残りの金額は、被告二人がChua Hoaレストランに行きカラオケ代に使い切った。

「Le Thi La氏のお金を奪った後……PhとEは……食べた」について記述する段落は、事件の解決に意味がないため、起訴状への記載が不要である。

この項目は、起訴状の記述の通りに事件の内容をまとめるものであるが、犯罪行為の発生時間や場所及びその進展、犯罪行為の手段及び結果、犯罪者の動機及び目的について十分に記述する必要がある。

1.2.2 「評価する」項目（裁判所の評価）の記載

この項目には、次のような裁判評議会の分析、評価のみを記載する。

- 法廷において争訟された問題点の分析及び評価
- 被告（各被告）が有罪又は無罪として判定するための証拠に関する分析及び評価
- 被告の有罪か無罪かを評価し、有罪の場合にどの犯罪及び刑事法のどの条項・項目に該当するかについて評価する。
- 犯罪行為の性質、重大性を評価する。被告の刑事責任に対する増大事情、軽減事情について評価する。
- 損害について評価し、損害賠償の責任を確定する（ある場合）。
- 証拠（ある場合）の取り扱いについて

次の通り、具体的な問題について留意する必要がある。

イ) 被告が自分の罪を認める又は認めない際の内容は、次のような点を簡潔にまとめて記載する必要がある。被告がどの点を認めるか、どの点を認めないか、又被告（又は弁護士）がそれらの弁護としてどの証拠及び理由を提示するか、また、被告の法廷での陳述内容がそれ以前の調査機関での陳述内容と違った場合には、それらの陳述内容の不統一性についても記載する。

被告（各被告）の冗長な陳述については、全部且つ全文で記入しない。

一つ又は多数の事件に関し、多数の被告による陳述内容が一致している場合には、総合的にまとめ、一つの被告の陳述内容のみを記載し、その後他の被告の陳述も同様である旨を記載するだけで十分であり、全ての被告の陳述内容を明示する必要はない。

ロ) 証人、被害者等の陳述、他事件の書類に関する資料を引用する際に、裁判所による審査中の事件に直接関係する問題点のみを引用し、また簡潔にまとめる必要がある。引用後、当該証拠がどの問題点に対して証明するものであるかについて結論を出さなければならない。

- ハ) 被告が多数の罪で追訴された場合、それぞれの罪に対して十分に分析しなければならない。重大な罪のみを中心的に分析し、重大でない罪に関しては大ざっぱ又はほぼ分析しないことは避けるべきである。
- ニ) 事件の処理方針は、判決書の決定部分と統一するよう示す必要がある。事件の処理方針を厳しく提示したのに、軽い刑罰を課すこと又は逆のことは避けるべきである。
- ホ) 事件処理に関する裁判所（裁判評議会）の方針と検察院の追訴との相違点が生じる場合には、なぜ裁判所（裁判評議会）が検察院の追訴を認めない（又は一部しか認めない）かについても理由を明記しなければならない。

1.3 判決書の決定部分の書き方

この部分には、裁判所の各決定及び、判決書に対しての控訴権について記載する。2004年11月5日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第04/2004/NQ-HDTP号に伴う第一審の刑事判決書フォームの使用案内第IV部第2項2.1目c号、第27項に規定する案内に従って記載しなければならない。

次の通り、具体的な問題について留意する必要がある。

- イ) 被告が多数の罪を犯した場合、それぞれの犯罪及びその刑罰を明記する必要がある。

例：

- Nguyen Van A が財産盗難罪及び故意的傷害罪を犯したと宣言する。
- 刑事法第.....条第.....項.....号の適用により、
- Nguyen Van A 被告に財産盗難罪で15（十五）カ月の懲役、故意的傷害罪で24（二十四）カ月の懲役を課す。.....刑罰の合計として、被告に二つの罪で39（三十九）カ月の懲役執行を要請する。懲役執行期間は.....日より起算される。

- ロ) 民事部分が明確に確定できなければ、（且つ当該部分の切離しが可能であれば）、民事訴訟手続きに従い、民事事件として解決するために民事部分を切り離す旨について明記する必要がある。

ハ) 損害賠償について

- 多数の被告が共犯者である場合、各被告の連帯賠償責任を明記し、且つ（それぞれの被告の責任が確定された場合）被告ごとの分与も明確に記載しなければならない。

- 損害賠償権利者の氏名、住所を十分に記載する必要がある。

ニ) 証拠物件（ある場合）の取り扱いについて

- 証拠物件ごとの数量、寸法、重量、種類、保管場所、取り扱いの方法について明記する。
- 所有権紛争中の証拠物件に関しては、民事訴訟手続き（刑事訴訟法第76条第4項）に従い、民事事件として解決するために切り離す旨について明記する必要がある。

2. 控訴審判決書の記載

2.1 控訴審の判決範囲及び判決権限

- 刑事訴訟法第230条の規定によれば、「控訴審判決は、上級裁判所が再度事件の裁判を直接行う又は第一審決定を再度審査することであるが、当該事件の第一審判決・決定が法的効力を有しておらず、控訴又は異議申立てがあったものである」と定められる。

- 控訴審の裁判範囲に関しては、刑事訴訟法第 241 条に「控訴審裁判所は、控訴・異議申立ての内容を検討する。必要に応じ、控訴審裁判所は、控訴・異議申立ての対象外となる他部分も審査することができる。」と規定される。

- 刑事訴訟法第 248 条第 2 項に「控訴審裁判所は次の通り、決定権を有する」と規定される。

イ) 控訴・異議申立てを認めずに、第一審判決書を維持する。

ロ) 第一審判決書を変更する。

ハ) 第一審判決書を破棄し、再調査又は再裁判のために事件の書類を送達する。

ニ) 第一審判決書を破棄し、事件の解決を停止する。

この規定は刑事訴訟法第 249 条、第 250 条、第 251 条に具体的に定められる。

このため、控訴審判決書には、控訴審裁判所の裁判範囲及び裁判権限に関するこれらの刑事訴訟法の規定を正確且つ十分に記入しなければならない。

この書き方に関しては、2005 年 12 月 8 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 05/2005/NQ-HDTP 号に伴う控訴刑事判決書フォームの使用案内に従うものとする。

2.2 控訴審判決書の前書きの記載

控訴刑事判決書の前書きは、基本的に第一審の刑事判決書の前書きと同じ方法で記載される。

但し、次の点に留意する必要がある。

イ) 被告について

- 控訴・異議申立てを行う被告に関し十分な情報を記載する。

- 控訴・異議申立てを行わない被告であるが、控訴審裁判所が当該被告に対する第一審判決書の該当部分を審査する場合には、当該被告は控訴・異議申立てを行う被告として記載される。控訴審裁判所が当該被告に対する第一審判決書の該当部分を審査しなければ、当該被告の氏名を記載する必要がなく、被告数だけを記載すれば十分である。尚、被告が一人しかいない場合には、その氏名も記載した方がよい。

ロ) 他訴訟参加者について

控訴を提起する人、控訴・異議申立てに関係する人、被告側の弁護士について記載する。

この書き方は、被告の書き方と同様とする。

2.3 事件の内容及び裁判所の評価部分の記載

2.3.1 「認知する」(事件の内容)項目の記載

第一審の刑事判決書の「認知する」項目と違い、控訴刑事判決書の認知項目は、次の 3 つに分けられる。

- 事件の内容(検察院の起訴状や、控訴・異議申立てがある第一審判決書又は、控訴・異議申立てがないものの、控訴審裁判所の審査権限がある第一審判決書に従い、事件の内容をまとめる)。

- 第一審判決書の決定部分(控訴・異議申立ての対象となる第一審判決書の決定及び、控訴・異議申立ての対象外であるものの、控訴審裁判所の審査権限がある第一審判決書の決定を十分且つ具体的に記載する。控訴・異議申立ての対象外となる第一審判決書の決定に関しては、「他に、第一審裁判所は、他の被告に対し.....から.....まで刑罰を課す」のみを記し、損害賠償、証拠物件の取り扱い、訴訟費用等各決定のまとめを記載する)。

- 控訴・異議申立ての内容（この部分には、控訴審裁判所に何の問題解決を請求するか及びその理由と根拠で、控訴・異議申立ての具体的な内容を明記する必要がある。留意点として、まとめて記載するだけで、当該請求の理由及び分析の原文を記載しない）。

2.3.2 「評価する」（裁判所の評価）項目の記載

この部分には、次のような内容が含まれる。

- 法廷において争訟された問題点の分析及び評価
- 控訴・異議申立ての対象となる第一審判決書の決定又は、控訴・異議申立ての対象外であるものの、控訴審裁判所の審査権限がある第一審判決書の決定についての評価
- 控訴・異議申立てを認めるか否かを証明するための証拠
- 控訴審裁判所の解決方針

2.4 判決書の決定部分の書き方

この部分の書き方は、2005年12月8日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2005/NQ-HDTP号に伴う控訴刑事判決書フォームの使用案内に従うものとする。

第4部 参考の判決書

作成者達は、訴訟法律の規定、公布済み判決書フォームに関し研究したところ、判決書の多くが訴訟法律及び公布済みのフォームに従って作成されていることが分かった。ここで、参考を目的にその中から一部の判決書（編集済み）を取り上げて紹介する。

これらは書き方の参考を目的とした判決書に過ぎず、内容的な参考にならないものとする。

第1節：第一審の民事判決書

1. 第1編の判決書

H市人民裁判所

2005年4月20日付判決書
15/2005/DSST号

民事契約の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

H市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Tran Thi H氏（女）

人民陪審員：1. Nguyen Dinh T氏（男）

2. Nguyen Quy L氏（男）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Nguyen Thi L氏（女）で、H市人民裁判所の所属職員

2005年4月20日、H市人民裁判所にて、事件を第一審裁判にかける2005年4月1日付決定第167/2005/QDXX-ST号に従い、2005年2月10日に受理した「民事契約の紛争」に関する事件第260/TLST-DS号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告

Do Ngoc A氏（男）、1963年生、P共和国X省に居住する。

原告の合法的代表者：Pham Quang D氏（男）で、1965年生、H市TL県MT村Th村落に居住する。

（在P共和国ベトナム大使館における2005年2月5日付公証委任書第026000号・04/LSCC/DS帳番号に伴う）。

2. 被告

Dong Duong株式銀行（商号Dong Duong Joint-Stock Bank - DJSB）で、H市K区X町B通り37番地に所在する。

被告の合法的代表者：Phan Thu H（女）で、1964年生、H市D県K村B村落に居住する。（ハノイ第3公証役場における2005年4月8日付公証委任書第026015号・04/TP/CC-SCC/DS帳番号に伴う）。

3. 利害関係者

Le Van D氏（男）で、1965年生、H市B区N町H通り166番地に居住する。

次の通り認知する。

2005年1月31日付起訴状及びH市人民裁判所における陳述内容に従い、Pham Quang D氏（原告Do Ngoc A氏の合法的代表者）は次の通り陳述する。

1995年10月2日から1996年7月13日までの間に、Do Ngoc A氏（Nghi Sao Phuong Dong民間企業社長）は、Dong Duong株式銀行（以下、「Dong Duong銀行」と記す）と借金契約5件・総額73億ドンを月利0.8%で締結している。返済期限は1997年1月13日である。

借金の保証として、Do Ngoc A氏は次のような自己所有の財産を担保に入れた。

(1) - C市M区L町Trinh Van C通り21番地の家屋

(2) - H市B区H町Van H3通り58番地の家屋

（上記家屋2物件に関しては当事者間の紛争が発生していない）

(3) - H市T県L村K村落に所在し、地図の写し14号76号区画ないし80号区画、82号区画、155号区画からなる7区画の4,547m²の土地。Do Ngoc A氏は1990年9月1日に、T県人民委員会によって、この土地の使用権証明書1035号の交付を受けた。

Do Ngoc A氏とDong Duong銀行との土地使用権担保契約は公証されず、又H市T県人民委員会によって承認されない。両者は保証付き取引の登録手続きも行わなかった。

2002年2月26日、Dong Duong銀行は借金回収のために、H市T県L村K村落にある4,547m²の土地を競売に掛けた。Le Van D氏は当該土地を32億4,000万ドンで購入した。Dong Duong銀行は担保財産を競売に掛けるが、競売開始価格を規定せず、Do Ngoc A氏へ競売実施について通知せず、法律の規定通りの競売公開掲示も行わなかった。財産担保契約を締結した時点で、Dong Duong銀行はVaco会計監査社に依頼し、担保財産の価値を120億ドンで評価してもらったが、競売実施時に財産の価値を30億ドンで算定し、Do Ngoc A氏へ損害を与えたのである。

2002年9月30日、Le Van D氏はT県人民委員会によって上記の土地の使用権証明書第1035/QSDD/52-11号の発給を受け、その後に当該敷地に4級家屋を建設した。

Do Ngoc A氏の請求内容：裁判所に対し、財産競売結果及びH市T県人民委員会の発給によるLe Van D氏名義の2002年9月30日付土地使用権証明書第1035/QSDD/52-11号を破棄するよう請求する。

Phan Thu H氏（女・被告Dong Duong銀行の合法的代表者）は次の通り確認する：Dong Duong銀行はDo Ngoc A氏に対し、73億ドンの借金を貸し出し、その担保財産としてDo Ngoc A氏の陳述通りの財産3件を受け取った。担保財産の競売に関し、Dong Duong銀行は次の通り陳述する。

1998年12月17日、Do Ngoc A氏は、H市T県L村K村落に所在する仮設家屋及び農園地・計4,547m²を担保財産として入れることを内容に文書1284/CTAD号を作成した。この担保財産は120億ドンで価値が算定された。Do Ngoc A氏と妻Nguyen Thi K氏はこの文書に「担保財産及びその使用権・開拓権・借金回収のための売却権の全てをDong Duong銀行に任意に引き渡すことに同意します。又、当該財産の売却に関し、銀行と協力して購入顧客の探索に努力します。」と明記した。このため、Dong Duong銀行は、商業銀行の未納借金処理計画に関する2001年10月5日付政府首相

承認決定第 149/2001/QD-TTg 号及び 2002 年 2 月 5 日付ベトナム国家銀行 - 司法省共同通達第 02/TTLT/NHNN-BTP 号に従い、Do Ngoc A 氏の借金回収を目的に担保財産の競売を決定した。財産競売の実施前に、Dong Duong 銀行は 2002 年 2 月 7 日と 15 日付の「ベトナム経済」や「世界経済」新聞紙に、「Dong Duong 銀行は未納借金の回収のために、H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の農園地である担保財産を競売に掛ける」と掲載した。

財産競売時に、Dong Duong 銀行は T 県人民委員会の司法部代表を招待した。T 県人民委員会は同県人民評議会及び人民委員会事務局副局長で、司法事務担当者である Ta Ngoc H 氏を出席のために派遣した。

2002 年 2 月 26 日、Dong Duong 銀行は 2002 年 2 月 5 日付ベトナム国家銀行 - 司法省共同通達第 02/2002 号及び 2001 年 10 月 5 日付政府首相決定第 149/2001/QD-TTg 号の規定に定める手順に従い、担保財産の競売を公開的に開始した。

Dong Duong 銀行は、H 市 B 区 N 町 H 通り 166 番地に居住する Le Van D 氏に対し、落札価格が 32 億 4,000 万ドンで 4,547m²の土地の売却手続きを終了した。2002 年 9 月 30 日、Le Van D 氏は T 県人民委員会より土地使用権証明書の発給を受けた。

担保財産の競売で取得した金額は、Ngoi Sao Phuong Dong 民間企業の Dong Duong 銀行に対しての借金金額を返済するのに足りない。ただし、Ngoi Sao Phuong Dong 民間企業が既に存在継続していないため、銀行はこの事件で不足金額の返済について請求せずに、他事件によって訴訟を引き起こすことにする。

Dong Duong 銀行は原告の請求内容に同意していない。

利害関係者である Le Van D 氏は次の通り陳述する。2002 年 2 月 26 日付 Dong Duong 銀行主催の競売で、H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地を 32 億 4,000 万ドンで購入し、現時点で当該土地を管理している。2002 年 9 月 30 日、H 市 T 県人民委員会より土地使用権証明書 1035/QSDD/52-11 号の発給を受けた。土地の管理以降、土地確保のために 4 級家屋を建設した。Dong Duong 銀行との売買は適正であり、解決のために法廷に出頭せず、又請求も一切しない。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

訴訟手続きについて：

Le Van D 氏（事件の利害関係者）は、H 市人民裁判所より第 2 回に渡って適正に法廷へ召喚されたが、欠席しているままである。裁判所は民事訴訟法第 201 条第 2 項、第 202 条第 3 項の規定に基づき、Le Van D 氏欠席で事件裁判を行うことにする。

紛争内容について：

※Do Ngoc A 氏と Dong Duong 銀行との金融契約（主要契約）を次の通り審査する。

Do Ngoc A 氏と Dong Duong 銀行の両者とも、「1995 年 10 月 2 日から 1996 年 7 月 13 日までの間に、Do Ngoc A 氏は借金契約 5 件・総額 73 億ドンを月利 0.8%で締結している。返済期限は 1997 年 1 月 13 日である」と認めている。両者は完全に任意であり、借金契約の内容及び形式に関し法律の規定を遵守しているため、民事訴訟法第 80 条第 2 項の規定に準拠することによって、Do Ngoc A 氏と Dong Duong 銀行との金融契約が真実で、合法的なものとして認める。

※H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地使用権である財産の担保契約（補助契約）の通り審査する。

民法第 731 条に、「土地所有権担保契約は文書で作成されなければならない。土地所有権の担保は土地関係の法律の規定による権利を有する人民委員会に手続き及び登録を行う義務が付けられる。」と規定される。

民法第 400 条第 2 項に、「法律上に契約が文書で作成されなければならないが、国家公証機関による公証、承認、登録又は認可申請が義務付けられるとの定めがあれば、それらの規定に従わなければならない。」と規定される。

民法第 403 条第 5 項に、「契約に国家公証機関による公証、承認、登録又は認可申請が義務付けられる場合には、締結時点が公証、承認、登録又は認可される時点とする。」と規定される。

この事件においては、Dong Duong 銀行と Do Ngoc A 氏との間に、H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地所有権担保契約は文書で作成されたが、T 県人民委員会（担保財産が存在する所）での手続き及び担保登録を行わなかったため、土地所有権担保契約の形式に関する民法の規定を正しく遵守していないものとする。このため、この土地所有権担保契約は法的価値を有しないものとし、両者間に当該担保財産に関する権利及び義務が発生しないのである。

※土地所有権である担保財産の取り扱いに関し、次の通り審査する。

Dong Duong 銀行と Do Ngoc A 氏との間に、H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地所有権を担保に入れることは、契約形式に関する法律の規定に違反するため、法律の規定通りの法的手続きが終了しない担保契約に附属する財産の競売手続きについて規定する 2001 年 10 月 5 日付首相決定第 149/2001/QD-TTg 号第 1 条第 3 項 c 号の規定「借金保証としての担保財産で、法的手続きが終了しておらず、且つ現時点に紛争が生じないものに関しては、商業銀行はベトナム国家銀行に報告し、商業銀行の財政再構築指導委員会が検討する上で首相へ報告し、政府首相が関連国家機関に対し法的手続きを完成させるよう指導し、...商業銀行の財産の早期売却及び借金回収ができるように提議する。」に従って手続きを行わなければ、Dong Duong 銀行は、権利を有する国家機関に対し、民法第 737 条第 2 項の規定に従い、資金及び金利の回収を目的に土地所有権の競売実施に関し請求する権利を有しないのである。

事件の書類の各種資料に準拠すれば、裁判評議会は、Dong Duong 銀行の財産競売が次の通り具体的な手続きを行わなかったものと判定する。

- H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地所有権である担保財産を処理する前に、Dong Duong 銀行は、商業銀行の財政再構築指導委員会が検討する上で首相へ報告し、政府首相が関連国家機関に対し担保契約の法的手続きを完成させるよう指導するよう提議することを目的に、ベトナム国家銀行に報告しないまま、財産競売を実施したため、法律の規定通りの法的手続きが未終了の担保契約に附属する財産の競売手続きについて規定する首相決定第 149/2001/QD-TTg 号第 1 条第 3 項 c 号の規定に違反するものとする。

- Dong Duong 銀行は、財産競売規制の公布に関する 1996 年 12 月 19 日付政令第 86/CP 号第 7 条の規定に、「土地所有権の競売を行う場合には、権利を有する国家機関によって競売が認可された際に財産競売の委任契約が締結される」と定められるように、Do Ngoc A 氏からの財産競売の委任契約を受領していない。

- Dong Duong 銀行は、2001 年 4 月 23 日付国家銀行・司法省・財務省・土地管理総局共同通達第 03/2001 号第 3 条第 1 項 a 号の規定に従って T 県人民委員会（担保財産が存在する所）による土地所有権の競売実施認可書の発給を受けていない。

- Dong Duong 銀行は「ベトナム経済」と「世界経済」新聞紙に財産競売の通知を掲載したものの、競売開始価格を設定せず、又 Do Ngoc A 氏へ競売実施について通知せず、そして競売実施所及び競売財産の所在地に財産競売についての掲示（不動産の場合に 30 日間の掲示）も行わなかった。

- Dong Duong 銀行がベトナム国家銀行・司法省の 2002 年 2 月 5 日付共同通達第 02/TTLT/NHNN-BTP 号の規定に基づく財産の競売を行うことは不適合である。この共同通達は、保証財産の売却手続き、財産売却書類の公証・承認、裁判所の判決・決定に沿った商業銀行への財産引渡しについて規定する 2001 年 10 月 5 日付政府首相決定第 149/2001/QD-TTg 号の施行を案内するだけであり、財産担保の全ての案内に適用するわけではない。

上記の分析により、裁判評議会は、Dong Duong 銀行による担保財産の売却行為が法律に違反する行為として認識する。このため、Do Ngoc A 氏の起訴状「H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地の 2002 年 2 月 26 日付 Dong Duong 銀行の売却結果を破棄するよう請求」を認める根拠がある。

Le Van D 氏について：上記財産の使用過程において、Le Van D 氏は自分の費用負担で 4,547m²の土地を管理、改修したものであるが、裁判所の召喚状に従って法廷に出頭しないため、裁判所は Le Van D 氏の陳述を聴取したり、請求内容を取得したりすることができない。このため、Le Van D 氏より要望がある場合には、他事件において解決することにする。

Le Van D 氏が上記土地の購入に支払った 32 億 4,000 万ドンに関しては、Le Van D 氏と Dong Duong 銀行の間で互いに協議することにする。協議で解決できなければ、両者のいずれかにより起訴状が提出される際に、他事件として解決される。

訴訟費用について：法律の規定に従い、Dong Duong 銀行は第一審訴訟費用 50,000 ドンを負担しなければならない。Do Ngoc A 氏はこの第一審訴訟費用に関し、負担しない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事法第 400 条第 2 項、第 403 条第 5 項、第 731 条、第 737 条、1999 年 11 月 19 日付保証付き取引に関する政令第 165/ND-CP 号、1996 年 12 月 19 日付財産競売規制の公布に関する政令第 86/CP 号、2001 年 10 月 5 日付各種財産の競売手続きに関する首相決定第 149/2001/QD-TTg 号、2001 年 4 月 23 日付国家銀行・司法省・財務省・土地管理総局共同通達第 03/2001/TTLT 号、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号第 7 条第 1 項、第 11 条第 1 項の適用により、

Do Ngoc A 氏の起訴状を認め、且つ次の通り判決を発する。

1) H 市 B 区 N 町 H 通り 166 番地に居住する Le Van D 氏及び Dong Duong 株式銀行の間における H 市 T 県 L 村 K 村落にある 4,547m²の土地の 2002 年 2 月 26 日付売却結果を破棄する。

2) 4,547m²の土地の管理及び改修費用（ある場合）に関しては、Le Van D 氏より要望がある場合に、他事件で解決することにする。

3) Le Van D 氏及び Dong Duong 銀行の間における土地購入金額 32 億 4,000 万ドンの支払いは、両者によって自己責任で解決する。協議で解決できなければ、裁判所に対し、解決を請求する権利を有する。

4) 訴訟費用：Dong Duong 株式銀行は第一審訴訟費用 50,000 ドンを負担しなければならない。

Do Ngoc A 氏に対し、同氏が 2005 年 1 月 31 日付 H 市判決執行機関発行領収書第 00689 号に従って納付した訴訟費用の寄託金額 2,000 万ドン（二千万ドン）を返還する。

判決債権者による判決執行請求書が提出されてから全ての金額に関する執行が終了するまでの間、判決債務者は判決債権者に対し、毎月判決執行金額の残高に対する利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

出席当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。欠席の Le Van D 氏は、判決書が適正に発送された日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Do Ngoc A 氏
- Dong Duong 株式銀行
- Le Van D 氏
- H 市人民検察院
- 事務所、民事裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Tran Thi H

備考：この事件は2005年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

2. 第2編の判決書

H市人民裁判所

2005年2月2日付判決書

09/2005/DSST号

民事契約の紛争について

(家屋売買契約)

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

H市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Chu Thi T氏（女）

人民陪審員：1. Nguyen Thi Kim H氏（女）

2. Nguyen Duc L氏（男）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Tran Van N氏（男）で、H市人民裁判所の所属職員

2005年2月2日、H市人民裁判所にて、事件を裁判にかける2005年1月13日付決定第20/2005/QDXX-ST号に従い、2003年12月5日に受理した家屋売買契約の紛争に関する事件第55/2005/TLST-DS号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告

Nguyen Thi N氏（女）で、H市C区Y町L学校寮83裏通り3路地22番地に居住する。

原告の合法的代表者：Dao Ba D氏（男）、H市TL県M新町CT1A-DN1マンション306号室に居住する。委任による代表者である。（2003年12月6日付委任書）。

2. 被告

- Dao Bich L氏（女）で、H市D区V町N通り16番地に居住する。

- Thai H氏（女）で、N省V市MK通り102番地に居住する。

被告の合法的代表者：Ho Thi V氏（女）、N省V市Q町A5番地に居住する。（2004年1月12日付委任書）。

3. 利害関係者

Nguyen Xuan B氏（男）、Nguyen Duy D氏（男）、Nguyen Bao N氏（男）、Nguyen Thi Bich H氏（女）で、H市D区T通り39番地（215旧番地）に居住する。

次の通り認知する。

2003年12月1日付起訴状及びH市人民裁判所での陳述内容により、原告（Nguyen Thi N氏）は次の通り陳述する。

H市D区T通り215番地（現39番地）の家屋は国有家屋であり、N氏の両親が1950年から賃貸して住宅に使用してきた。

1972年、Dao Bich L氏は花嫁として家族に入った。1993年、A氏（L氏の夫）がなくなり、L氏はH市1号家屋取引公社との上記家屋の賃貸契約者となる。家屋賃貸契約には、他に5人（B氏、N氏、L氏の子供3人であるNguyen Duy D氏、Nguyen Bao N氏、Nguyen Thi Bich H氏）が参入していた。家屋の書類には、面積が58.9m²と記載されるが、使用過程中にL氏家族が敷地の内側に4.5階建の建物を新設し、外側の4級家屋を変更せずに維持した。

1997年12月27日、L氏はT通り215番地家屋をThai H氏（Bac A商業株式銀行頭取）に15億5,000万ドンで売却した。Bac A銀行への借金返済及び他の借金返済に充当するためである。販売契約にL氏及び家族5人の署名が入ったが、N氏は、自分の署名及びH氏の署名がL氏によって偽造されたと確証する。N氏は、当時にN氏が他場所へ引越し、T通り215番地にL氏家族と同居しなくなったため、L氏とH氏との家屋販売に関し全く知らないと言う。N氏は、L氏がN氏の同意を得ないまま家屋を販売したとの行為が法律に違反する行為として主張する。

N氏（原告）は裁判所に対し、L氏とThai H氏との間におけるT通り215番地家屋の売買契約を破棄し、且つThai H氏が家屋を返還するよう請求する。

Dao Bich L氏（被告）は次の通り、陳述する。

L氏はT通り215番地家屋の起源及び使用権に関し、原告（N氏）の意見に同意する。又、L氏はThai H氏と家屋売却契約を締結し、その際に、家屋売買手続を完成させるためにN氏とH氏の署名を偽造したことについても認める。L氏はThai H氏より家屋購入金額15億5,000万ドンを十分に受領した。両者は、L氏が銀行に返済するためのお金が揃えられれば、T通り215番地家屋を取り戻すと口頭で取り決めた。このため、両者は売買契約を両者間だけで行い、一般規定に沿った手続は行わなかった。L氏は家屋取引公社に対し、T通り215番地家屋の賃貸料を2002年まで支払った。家屋売却後、L氏は売却金額の一部で、N通り16番地家屋（現在L氏家族が居住中の家屋）を購入し、T通り215番地家屋をThai H氏へ引き渡した。

L氏は自己行為が不正であり、又T通り215番地家屋が夫家族から引き継がれた家屋なので、それを取り戻すよう希望する。その上で、L氏は、裁判所に対し1997年12月27日付Thai H氏との家屋販売契約を破棄するよう提議することに同意する。

Thai H氏（被告）は次の通り、陳述する。

T通り215番地家屋は国有家屋であり、L氏家族によって国から賃貸されていた。Thai H氏は、家屋面積が90m²、N氏及びL氏の陳述と同様な内容で、自分とL氏の間で1997年12月27日付家屋売買契約を取り交わしたと認めるが、L氏がN氏を含む家族二人の署名を偽造した行為に関し知らなかった。現在、Thai H氏は、L氏と家屋取引公社との間における1997年6月16日付家屋賃貸契約第2876号、T通り215番地家屋の1997年12月27日付売買契約、L氏作成のデポジット受領確認書及び家屋販売金受領確認書といった家屋の関連書類を所有している。Thai H氏は契約を取り交わす際に、両者が書面で作成し、国有家屋の賃貸契約者の全員が売買契約に署名したため、この家屋売買契約が合法的なものであると主張する。L氏がN氏及びH氏の署名を偽造した行為はL氏の過失であり、Thai H氏はそれについて知らず、且つ自分には、その署名が真実か偽造かを確認する責任がないと主張する。

Thai H氏はN氏の請求内容及びL氏の意見に同意せず、裁判所に対し、自分とL氏との1997年12月27日付売買契約を承認するよう請求する。

N氏とL氏が家屋を取り戻す場合は、L氏は、裁判所による価値評価額64億3,339万5,000ドンを返還しなければならない。この内、15億5,000万ドンは家屋売却金で、48億8,339万5,000ドンは通貨切り下げによる金額である。

L氏は、T通り215番地家屋の廊下面積 $1.4\text{m} \times 5.4\text{m} = 7.56\text{m}^2$ （道路に面する部分）が家屋敷地に入り、Thai H氏への売却済み 90m^2 に含まれないので、この面積を家屋の価値評価対象として、家屋価値を64億3,339万5,000ドンに算定することが不正であると主張し、上記のようなThai H氏の家屋金額の返還請求に同意しない。

利害関係者であるNguyen Xuan B氏、Nguyen Duy D氏、Nguyen Bao N氏、Nguyen Thi Bich H氏は原告の観点に一致する。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り判定する。

1. Nguyen Thi N氏（原告）の請求内容について

事件の書類に関する資料及び当事者の陳述内容によれば、当事者は次の内容に一致する。T通り215番地家屋は国有家屋であり、L氏家族6人によって合法的に住宅のために賃貸される。L氏は世帯主で、Nguyen Xuan B氏、Nguyen Duy D氏、Nguyen Bao N氏、Nguyen Thi Bich H氏は家族員である。1997年12月27日、L氏は手書きの契約の下で、この家屋をThai H氏へ売却し、売却金としてThai H氏から15億5,000万ドンを受領した。被告がこの事情を否定しないため、裁判所は民事訴訟法第80条第2項の規定に基づき、この事情が真実であると認定する。

民事、婚姻、家族における紛争解決の法律案内について規定する最高裁判所裁判官評議会の2003年4月16日付議決第01/2003/NQ-HDTP号の規定により、「国有家屋の賃貸契約の移転条件として、契約参加者の全員が移転に同意し、且つ移転申請書を提出しなければならない。移転両者は、現地人民委員会より承認を受け、又家屋管理機関の同意を得なければならない。移転受領者はH市に戸籍を持つものでなければならない。」とある。

当事者の提供証拠物件により、法廷では、N氏とL氏は1997年12月27日付家屋売買契約上のNguyen Thi N及びNguyen Thi Bich Hの署名がL氏によって行われたものであると認めた。裁判の準備段階に裁判所によって請求された署名鑑定書類に基づく、売買契約上のN氏及びH氏の署名がN氏及びH氏の真実の署名でないことが判明した。このため、L氏の陳述の通りに署名の偽造行為が真実であることを証明する根拠が十分にある。

Thai H氏は、N氏がThai H氏とL氏との家屋売買を承知することに関し、証明できない。

Thai H氏の陳述内容によれば、Thai H氏は、家屋を購入した時点でH市での戸籍を持たなかった。この陳述は、裁判所による現地公安との照会結果に適合するものである。

H市1号家屋取引公社での調査結果によれば、Thai H氏及びL氏は、L氏とThai H氏間の移転申請書を提出せず、又現地町人民委員会の承認も得なかった。

1995年民事法第131条、第136条、第443条の規定及び、民事、婚姻、家族における紛争解決の法律案内について規定する最高裁判所裁判官評議会の2003年4月16日付議決第01/2003/NQ-HDTP号第3条c号の規定に準拠すれば、L氏とThai H氏は、国有家屋の移転手続きに関する法律の規定を遵守しなかった。このため、L氏とThai H氏間の1997年12月27日付家屋売買契約は無効なものとする。民事法第146条第2項に準拠すれば、両者は事件を最初の状態に回復しなければならず、且つ過失側が賠償責任を負う。

上記のため、L氏とThai H氏との間の家屋売買契約の破棄に関し、N氏（原告）及び原告関係者の請求内容を認めるべきである。

2. Thai H（被告）の請求内容について

L氏と Thai H氏との間の1997年12月27日付家屋売買契約が無効なものであるため、1995年民事法第146条第2項に準拠すれば、過失側が損害賠償責任を負う。

L氏及び Thai H氏は、家屋売買契約の形式及び関連当局での手続きに関し、民事法第443条、第444条の規定を遵守していないため、両者ともに過失がある。L氏はN氏とH氏の署名を勝手に偽造して家屋売買契約に入れた行為で、Thai H氏は自分がH市に戸籍を持たないのに、L氏と家屋売買契約を取り交わした行為で、それぞれ過失がある。総合的に考慮すると、この事件において、L氏には Thai H氏より多大な過失があるため、民事法第146条の規定に従い、無効な契約による損害賠償責任に関し、L氏に過失の80%、Thai H氏に過失の20%があるとの根拠がある。

上記のように、各被告の過失判定により、無効な契約による損害賠償責任は次の通り解決する。

L氏がT通り215番地家屋の廊下面積 $1.4\text{m} \times 5.4\text{m} = 7.56\text{m}^2$ (道路に面する部分) を家屋の総面積に合算することに同意しないことに関し、承認根拠がないものとする。これは、1997年12月27日付売買契約には、L氏は移転土地・家屋の総面積が 90m^2 であると確認しており、又家屋価値評価評議会の現地調査結果によっても廊下面積 7.56m^2 が家屋面積に含まれると反映されたためである。

このため、2004年12月14日付土地・家屋価値評価書によれば、家屋の価値は、土地の価値 $89.14\text{m}^2 \times 70,000,000 \text{ドン/m}^2 = 6,239,800,000 \text{ドン}$ 、建設費換算額 $193,595,000 \text{ドン}$ の合計で $6,433,395,000 \text{ドン}$ とする。1997年12月時点の自由市場の価格と同額としたL氏受領済みの家屋売却価格 $1,550,000,000 \text{ドン}$ を差引き、残額の $4,883,395,000 \text{ドン}$ は通貨切り下げ (無効な契約による損害額) となる。

L氏は損害額の80%を負担する = $3,906,716,000 \text{ドン}$

Thai H氏は損害額の20%を負担する = $976,679,000 \text{ドン}$

無効な契約のため、両者は従来の引渡し及び引き取りの金額をお互いに返還しなければならず、且つ発生した損害に関しお互いの責任を負う。具体的には、Thai H氏はT通り215番地家屋の全てをL氏及び家屋賃貸契約者へ返還、L氏はThai H氏へ $5,456,716,000 \text{ドン}$ (この内、 $1,550,000,000 \text{ドン}$ は1997年に受領した家屋売却価格、残額 $3,906,716,000 \text{ドン}$ は市場価格による家屋価格の通貨切り下げ) を返還しなければならない。

※訴訟費用について

1997年6月12日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第70/CP号第7条第2項の規定に準拠すれば、L氏は第一審訴訟費用 $28,289,460 \text{ドン}$ 、Thai H氏は第一審訴訟費用 $5,143,540 \text{ドン}$ を負担する。但し、両者は訴訟費用の減免申請書、地方自治体による承認書を提出するため、1997年6月12日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第70/CP号第13条第3項の規定に基づき、裁判所は両者に対しそれぞれの半額を削減すべきである。具体的には、次のようになる。

L氏は第一審訴訟費用 $14,144,730 \text{ドン}$ を負担しなければならない。

Thai H氏は第一審訴訟費用 $2,571,770 \text{ドン}$ を負担しなければならない。

N氏は訴訟費用の寄託金額 $6,000,000 \text{ドン}$ の返還を受ける。

上記の理由により、

次の通り決定する。

1995年民事法第131条、第136条、第146条、第443条、民事、婚姻、家族における紛争解決の法律案内について規定する最高裁判所裁判官評議会の2003年4月16日付議決第01/2003/NQ-

HDTP 号第 3 条 c 号、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号第 7 条第 2 項、第 13 条第 3 項の規定の適用により、次の通り判決する。

1. Dao Bich L 氏と Thai H 氏との間における H 市 D 区 T 通り 215 番地家屋の 1997 年 12 月 27 日付売買契約は無効な契約とする。

2. Thai H 氏は、H 市 D 区 T 通り 215 番地家屋を Nguyen Thi N 氏及び上記家屋賃貸契約者である Dao Thi Bich L 氏、Nguyen Xuan B 氏、Nguyen Duy D 氏、Nguyen Bao N 氏、Nguyen Thi Bich H 氏へ返還しなければならない。

3. Dao Bich L 氏は Thai H 氏に対し、家屋売却金 1,550,000,000 ドン及び契約損害賠償額 3,906,716,000 ドンの合計 5,456,716,000 ドン（五十四億五千六百七十一万六千ドン）を返還しなければならない。

4. 金額 976,679,000 ドンに関する Thai H 氏の請求を破棄する。

5. 訴訟費用について

- Dao Bich L 氏は第一審の民事訴訟費用 14,144,730 ドン、Thai H 氏は第一審の民事訴訟費用 2,571,770 ドンを負担する。

- N 氏に対し、同氏が 2003 年 3 月 25 日付 H 市 D 区判決執行郡発行領収書第 0776 号に従って納付した第一審の民事訴訟費用の寄託金額 6,000,000 ドンを返還する。

判決の発効後、判決債権者によって判決執行請求書が提出されたのに、判決執行に従わなければ、判決債務者は、判決債権者による判決執行請求書の提出日より起算し、判決執行の遅延期間における未執行金額に対しての利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

法廷出席の当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。法廷欠席の当事者は、判決書が適正に送付された日又は判決書の掲示日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Nguyen Thi N 氏

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

- Dao Ba D 氏

- Dao Bich L 氏、Thai H 氏、Nguyen Xuan B 氏、
Nguyen Duy D 氏、Nguyen Bao N 氏、Nguyen
Thi Bich H 氏

Chu Thi T

- H 市 1 号家屋取引公社

- H 市人民検察院

- 事務所、民事裁判所、事件の書類に保管

備考：この事件は 2005 年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

3. 第3編の判決書

H 市人民裁判所

2005 年 4 月 14 日付判決書
17/2005/DSST 号

貨物輸送民事契約の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

H 市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Le Son H 氏（男）

人民陪審員：1. Do Van N 氏（男）

2. Bui Quy T 氏（男）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Nguyen Van M 氏（男）で、H 市人民裁判所の所属職員

2005 年 4 月 14 日、H 市人民裁判所にて、事件を裁判にかける 2005 年 3 月 25 日付決定第 96/2005/QDXX-ST 号に従い、2004 年 6 月 1 日に受理した「貨物輸送契約の紛争」に関する事件第 39/2004/TLST-DS 号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告：CH 有限会社で、H 市 D 区 V 町 N 通り 16 番地に本社が所在する。

原告の合法的代表者：Vu Xuan N 氏（男）、H 市 D 区 Q 町 V 通り 95 番地に居住する。委任による代表者である。（2004 年 6 月 4 日付委任書）。

2. 被告：国際商業及び航海社、本社は H 市 K 区 T 通り 35-37 番地 IBC ビル 402 号室に所在する。

被告の合法的代表者：Cao Thi Minh H 氏（女）、同社社長で、H 市 C 区 P 通り 34 番地に居住する。

3. 利害関係者

- V.V Bridger.Ltd コンテナ運営合弁会社、本社は P 市 DN 通り 282 番地に、支社は H 市 B 通り 74 番地に所在する。

利害関係者の合法的代表者：Nguyen Xuan T 氏（男）、P 市 C 区 K 通り 352 番地に居住する。委任による代表者である。（2004 年 6 月 8 日付委任書 257 号）。

- Samyoung Epress Co. Ltd 有限会社で、本社は Samyoung -371-20 Sinsoo Dong, Mapu-ku-Seoul に所在する。駐在員事務所は H 市 D 区 L 通り 850 路地 848 番地に所在する。委任による代表者は.....に居住する Ha Thi Mai L 氏（女）や.....に居住する Tran Dai D 氏（男）及び.....に居住する To Quang V 氏（男）である。（.....年.....月.....日付委任書）。

次の通り認知する。

2004年5月28日付起訴状及びH市人民裁判所での陳述内容によれば、CH 有限会社（原告）は次の通り陳述する。

CH 有限会社は、認可書第 03020000251 号に従い、H 市 T 県 H 村に支社を設置した。支社の名称は Sao Sang ガスライター工場とした。

V.V Bridger.Ltd コンテナ運営合弁会社は、K-Line 船会社とベトナム航海総公社との間における合弁会社である。K-Line 船会社は在ベトナム駐在員事務所がある。駐在員事務所はベトナムにおいて商業活動が禁じられているため、同社は代理店を通じ商業活動を行う。ベトナムにおけるあらゆる取引は、V.V Bridger.Ltd コンテナ運営合弁会社によって行われる。K-Line 船会社は領収書及び他文書のみを発行する。

2002年6月30日、Sao Sang ガスライター工場と韓国の Greentech Trading Company 商社（Greentech 社）は貿易契約第 SS-020630 号を締結した。この契約によれば、Sao Sang ガスライター工場は Greentech 社に 970,000 個のガスライターを 0.036 ドル/個で販売する。この価格は CIF 価格、つまりライター本体の価格や運賃及び保険料を含むものとする。商品の総額は 34,920 ドルとなる。但し、Sao Sang ガスライター工場はこのロット商品に保険をかけなかった。

上記契約の遂行のために、Sao Sang ガスライター工場は Booking Note（本船予約書）を国際商業及び航海社（被告。以下、「ITS 社」と記す）に送付し、上記の商品 LOT を韓国の Greentech 社へ輸送するよう依頼した。2002年7月17日、ITS 社は船荷証券第 1148 号を発行し、この船荷証券には荷主が Sao Sang ガスライター工場、荷受人が Greentech 社として記載される。ITS 社発行の船荷証券の種類は CY/CY（出発港のコンテナ倉庫から到着港のコンテナ倉庫まで輸送すること）であり、当該商品 LOT は KKTU 第 7024964 号のコンテナに積み込まれた。同 2002年7月17日、ITS 社はベトナムコンテナ運営合弁会社に同商品 LOT を韓国へ輸送してもらうよう契約した。K-Line 船会社発行の船荷証券によれば、荷主は ITS 社、荷受人は Samyoung Epress Co. Ltd（Samyoung 社）と記載される。K-Line 船会社は同ロット商品を釜山港まで輸送した。そして ITS 社は Sao Sang ガスライター工場に対し、海上運賃 745 ドルを徴収するための領収書を発行した。2002年7月25日、船が釜山港に入港した。ベトナムコンテナ運営合弁会社は Samyoung 社へ貨物を引き渡した。当該貨物を港から釜山港のコンテナ倉庫へ輸送する際に、火災・爆発事故が発生した。評価結果によれば、貨物の全てが完全に故障し、使用不可能となってしまった。

2002年7月10日、Sao Sang ガスライター工場はまた、Greentech 社とガスライターの売買に関する貿易契約第 050701 号を締結し、商品金額及び案内の全ては 2002年6月30日付契約第 SS-020630 号と同様とした。Sao Sang ガスライター工場は又、ITS 社に当該商品 LOT の輸送を依頼した。2002年7月24日、ITS 社は 2002年7月17日付船荷証券第 1148 号の内容と同じ船荷証券第 1157 号を発行した。2002年7月29日、船が台湾 Kaoshiung 港に到着したところ、前回ロット商品が火災・爆発事故に遭ったとの情報を入手した。韓国の関連当局は、貨物を港で確認する者について要請した。このため、K-Line 船会社は荷受人の Samyoung 社に対し、舷側での貨物受領確認電信或いは確認書を提出しない限り、釜山港まで運航するのに同意しない旨を通知した。Samyoung 社からいかなる情報も受領しなかったため、2002年8月3日に K-Line 船会社はロット貨物をハイフォン港へ返送した。Greentech 社との貿易契約第 050701 号を継続遂行するために、Sao Sang ガスライター工場は当該ロット貨物を Khanh Hoi 港に移してから、釜山港へ輸送した。

CH 有限会社は、火災・爆発事故に遭ったロット貨物とハイフォン港へ返送されたロット貨物が輸送業者の過失にあるものであると主張するため、ITS 社が次の金額を賠償するよう請求するとの起訴状を裁判所に提出した。

1) 船荷証券第 1148 号に附属した火災・爆発に遭った貨物に関し、ITS 社は、貨物価値の全額 34,920 ドル及び海上輸送運賃 745 ドルの罰金 5%・37.25 ドルで、総額 34,957.25 ドルを賠償しなければならない。

2) 船荷証券第 1157 号に附属した返送貨物に関しては、ITS 社は以下の金額を賠償しなければならない。

- Greentech 社に対しては、Sao Sang ガスライター工場に対する納品遅延により 4,200 ドルの罰金とする。

- ハイフォン港から Khanh Hoi 港へ貨物を輸送する運賃は 5,500,000 ドンである。

ITS 社 (被告) は次の通り、陳述する。

ITS 社は、自社が輸送業者としての責任を完遂したため、CH 有限会社に賠償する必要はないと主張する。ITS 社が提示する理由は、ITS 社と Sao Sang ガスライター工場との輸送契約が生じていないからである。ITS 社が船荷証券を発行したのは Samyoung 社の指定に応じたからである。ITS 社は Samyoung 社の在ベトナム代理、Samyoung 社は ITS 社の在韓国代理である。実際には、ITS 社は Sao Sang ガスライター工場のために輸送業務を 11 回も行ったことがあり、12 回目ロット貨物と 13 回目ロット貨物になってからはじめて上記の事故が発生したものである。

火災・爆発に遭ったロット貨物に関し、ITS 社は輸送責任を完遂した。貨物が釜山港に到着した際に、Samyoung 社は Greentech 社に納品を終了し、Greentech 社は、貨物の上陸及び入庫を行う業者を指定した。

返送されたロット貨物に関しては、船が台湾の港に到着した際、前回ロット貨物が火災・爆発事故に遭ったとの情報を入手したため、韓国の関連当局が港での貨物受領確認者について求めたのである。K-Line 船会社は Samyoung 社に対し、舷側での貨物受領確認について請求した。確認返信がないため、K-Line 船会社は貨物を返送したのである。このように、ITS 社には過失がない。

利害関係者である Samyoung 社は次の通り、陳述する。

Samyoung 社は CH 有限会社 (原告) 及び Sao Sang ガスライター工場と輸送契約を取り交わしていない。ITS 社 (被告) は船荷証券を発行する者であるため、輸送業務が ITS 社によって行われた。

火災・爆発事故に遭った貨物 LOT に関しては、船が釜山港に入港した際に、Samyoung 社は貨物を Greentech 社に引き渡した。Greentech 社は自己の指定で、貨物を上陸させ、陸路輸送手段で倉庫にまで輸送した。このため、火災・爆発事故が発生した事情に関しては、買い手に貨物が納品されたため、CH 有限会社ではなく、Greentech 社の自己責任及び損害であるものとする。このように、CH 有限会社は訴える権利を有しない。

返送されたロット貨物に関しては、Samyoung 社は K-Line 船会社より、舷側での貨物受領確認者の請求について一回も受領したことがない。但し、K-Line 船会社は ITS 社のための貨物輸送を一度引き受けたのなら、目的地まで輸送しなければならない。K-Line 船会社が貨物を返送したのは、ITS 社の同意を得ておらず、一方的な行為である。

但し、ITS 社に対しての CH 有限会社の賠償請求が裁判所によって認められるとする場合には、Samyoung 社は ITS 社に対し、両者間の代理契約の下に責任を負う。両者間の協議で解決できなければ、この事件でなく、他事件において解決される。

利害関係者であるコンテナ運営合弁会社 VV Bridger Ltd. は次の通り、陳述する。

本社は CH 有限会社 (原告) の訴訟事件に関し、過失がないため、いかなる責任も負わないと主張する。火災・爆発事故に遭ったロット貨物に関しては、船が釜山港に到着した際、コンテナ運営合弁会社 VV Bridger Ltd は Samyoung 社へ貨物の納品を終了したが、それ以降に Samyoung 社が貨物をどこへ引き渡すのかは分からないのである。

返送されたロット貨物に関しては、韓国の関連当局の命令が下された後、本社は Samyoung 社に対し、貨物受領者の確認について請求すると同時に、ITS 社へも当該請求文書を送付した。

Samyoung 社より期限通りの返信がないため、会社は仕方なく貨物をハイフォン港へ返送したのである。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り判定する。

Sao Sang ガスライター工場は H 市 P 工業団地に所在し、CH 有限会社の直轄支店である。そのため、Sao Sang ガスライター工場と国際商業及び航海社との間における貨物輸送契約の紛争が生じた時に、CH 有限会社が原告として起訴状を提出するのは適法である。

ベトナム法律の規定に準拠すれば、Samyoung 社の在ベトナム駐在員事務所はベトナムでの商業活動を行うことが禁じられているため、在韓国 Samyoung 社と ITS 社はお互いの代理契約を取り交わしており、在ベトナム Samyoung 社に附属するいかなる契約も、代理である ITS 社経由で行われることになる。

CH 有限会社と ITS 社との契約に関しては、ITS 社の提示した理由は法的根拠がないものとする。ITS 社は、CH 有限会社の支社である Sao Sang ガスライター工場のために、ガスライターの輸送業務に関し、船荷証券を直接発行し、運賃を徴収するものである。民事法第 539 条第 2 項の規定「船荷証券付きの貨物輸送を行う場合、船荷証券は当事者間契約の締結証拠として見なされる」に準拠すれば、ITS 社が 1148 号と 1157 号の船荷証券を発行したため、ITS 社と CH 有限会社との貨物輸送契約の締結が生じた根拠がある。上記契約に関する紛争が生じた時に、CH 有限会社は起訴状を裁判所に提出したため、この事件では、ITS 社は被告として訴訟に参加するものとする。

ITS 社に対しての CH 有限会社の賠償請求について考慮し、裁判評議会は次の通り認知する。

※CH 有限会社による火災・爆発事故に遭ったロット貨物の全損害の賠償請求について

船荷証券 1148 号及び運賃領収書によれば、ITS 社は CH 有限会社の貨物をハイフォン港から韓国の釜山港まで、責任を持って輸送する。上記貨物の火災・爆発事故は、陸路上の輸送過程中に且つ釜山港の範囲外に発生したものである。これは、現場調書及び韓国の関連当局の鑑定結果に明確に反映される。Samyoung 社と Greentech 社との確認書には、Greentech 社は上記の貨物コンテナの受領について確認したため、ITS 社の貨物輸送責任が完遂したとの証明ができる。法廷においても、原告は火災・爆発事故に繋がる輸送業者の過失について証明するための証拠を提示することが出来なかった。また、ガスライターが発火・爆発しやすい商品であるため、Sao Sang ガスライター工場と Greentech 社との貿易契約において、両者は CIF 価格に取り決めた。つまり、販売価格に保険料が含まれ、且つ売り手が貨物のために責任を持って保険に加入しなければならない。原告が保険に加入するとした場合、損害が発生する際に、保険会社はその賠償責任を負うものである。CH 有限会社は、貿易契約の取り決めに沿って上記ロット貨物の保険加入を行わなかったと認めたため、損害・リスクが生じた際に、その責任を自己で負うものとする。このように、この貨物の損害賠償に関し、ITS 社に対しての CH 有限会社による請求金額 34,957.25 ドルを認める根拠がない。

※ハイフォン港へ返送されたロット貨物に関する全損害の賠償請求について

ITS 社は貨物輸送業者であり、ハイフォン港から韓国の釜山港まで輸送する責任を持つものとする。Samyoung 社は ITS 社の在韓国代理であり、釜山港で貨物を受領し、買い手の Greentech 社へ納品する責任を持つ。CH 有限会社のための貨物輸送を引き受けた時に、輸送依頼者と輸送業者の間に、Greentech 社による舷側での貨物受領確認について取り決めがなかった。法廷において、K-Line 船会社の代理であるコンテナ運営合弁会社 VV Bridger Ltd の代表者は、K-Line 船会社の代理会社によって発行された Samyoung 社及び ITS 社向けの船荷証券によれば、韓国側の荷受人が Samyoung 社であることについて確認した。そのため、韓国の釜山港管理委員会より、貨物が舷側で引き渡されるべきとの請求を受け取った際に、K-Line 船会社は Samyoung 社に対し、舷側での貨物受領確認書

を K-Line 船会社に送付するよう請求した。Samyoung 社からの返信がないため、K-Line 船会社は上記のロット貨物をハイフォン港へ返送したのである。このように、輸送業者は、輸送依頼者と取り決めた輸送契約に沿って適正に遂行しなかったため、CH 有限会社に対し、買い手の Greentech 社への納品のために貨物を韓国の釜山港まで輸送することが出来なかった事情から生じた損害の賠償責任を負う。

ITS 社が CH 有限会社へ発行した船荷証券に沿い、貨物輸送を適正に実施しなかったことにより、CH 有限会社は Greentech 社に、両者間での貿易契約に沿って貨物を納品できず、又これを理由に Greentech 社から契約違反として罰金 4,200 ドルが課された。CH 有限会社がこの金額を Greentech 社に既に支払ったため、ITS 社は CH 有限会社に対し、この 4,200 ドル (66,313,800 ベトナムドン相当・レート 1 ドル=15,789 ベトナムドン) を賠償する責任がある。

貨物がハイフォン港へ返送されたため、ITS 社は CH 有限会社より、いかなる運賃も徴収することができない。又、ITS 社は、CH 有限会社に対し罰金 4,200 ドルを賠償しなければならないため、輸送契約の違反に関し罰金を免れる。このため、ITS 社に対しての契約違反罰金 37.25 ドルと言う CH 有限会社請求は、認めるための根拠がない。

上記以外に、CH 有限会社は ITS 社に対し、上記貨物を韓国への輸出及び販売のために Khanh Hoi 港へ輸送するための費用について賠償するよう請求した。但し、商品販売を行うために、CH 有限会社は商品を消費地へ輸送する責任があり、又この運賃も販売価格に含まれるため、この CH 有限会社の請求は認めるための根拠がないものとする。

*訴訟費用について：1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号第 7 条第 2 項、第 11 条第 1 項に準拠すれば、CH 有限会社は、裁判所によって却下された賠償請求金額に関し、訴訟費用を負担する。具体的に、CH 有限会社は第一審の民事訴訟費用 19,050,000 ドンを負担しなければならない、この中から訴訟費用の寄託金額 10,400,000 ドンが差し引かれる。

- ITS 社は CH 有限会社への賠償金額に関し、訴訟費用を負担する。具体的に、ITS 社は第一審の民事訴訟費用 3,315,000 ドンを負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事法第 539 条第 2 項、訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号第 11 条第 1 項の適用により、裁判所は次の通り判決する。

1. 国際商業及び航海社は CH 有限会社に対し、4,200 ドル (66,313,800 ドン) を賠償しなければならない。

2. CH 有限会社の国際商業及び航海社に対する、貨物運賃 5,500,000 ドン及び火災事故に遭ったロット貨物の賠償金額 34,975.25 ドルの請求を却下する。

3. 訴訟費用について

- CH 有限会社は第一審の民事訴訟費用 19,050,000 ドンを負担しなければならない。2003 年 4 月 29 日付ハノイ国家金庫での納付領収書及びハノイ市判決執行室での領収書 006291 号によれば、CH 有限会社が既に訴訟費用の寄託金額 10,400,000 ドンを納付したため、残額の 8,650,000 ドンを引き続き納めなければならない。

- 国際商業及び航海社は第一審の民事訴訟費用・3,315,000 ドンを負担しなければならない。

判決債権者による判決執行請求書が提出されてから全ての金額に関する執行が終了するまでの間、判決債務者は判決債権者に対し、判決執行の残期間に該当して判決執行金額の残高に対する利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

当事者の出席の下で公判が行われ、当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- CH 有限会社
- 国際商業及び航海社
- コンテナ運営合弁会社 VV Bridger. Ltd
- Samyoung Epress Co. Ltd 有限会社
- H 市人民検察院
- 事務所、人民裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Le Son H

備考：この事件は 2005 年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

4. 第4編の判決書

H市B区人民裁判所

2005年4月21日付判決書
20/2005/DSST号

土地所有権の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

H市B区人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Nguyen Thi Hoai L氏（女）

人民陪審員：1. Nguyen Kim T氏（女）

2. Pham Van C氏（男）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Hoang Dinh T氏（男）で、H市B区人民裁判所の所属職員

法廷に参加するH市B区人民検察院の代表：Nguyen Dinh M氏（男）、H市B区人民検察院の所属検察官

2005年4月20日～21日、H市B区人民裁判所にて、事件を裁判にかける2005年3月15日付決定第03/2005/QDXX-ST号に従い、2005年1月25日に受理した「土地所有権の紛争」に関する事件08/2005/TLST-DS人民裁判所号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告：Nguyen Thi G氏（女）及びTran Quang M（男）で、両者ともH市B区T町34A寮116-C3番地に居住する。

原告の合法的権利及び利益保護者：Ngo Ngoc T氏（男）で、H市弁護士団直轄X弁護士事務所所属弁護士である。

2. 被告：Phung Tat V氏（男）及びTran Thi T氏（女）で、両者ともH市B区N町に居住する。

被告の合法的権利及び義務保護者：Pham Van P氏（男）で、H市弁護士団直轄M弁護士事務所所属弁護士である。

次の通り認知する。

2005年1月16日付起訴状及びB区人民裁判所での陳述内容により、原告は次の通り陳述する。

原告はH市L県N村G村落に、地図4号区画12号（現在、H市B区N町の地図2号区画29号）に所属する13m²の草葺の家を含む920m²の土地を所有する。

1991年12月20日、原告は上記家屋及び528m²の土地を被告に売却した。残存の392m²の土地に関し、原告は売却せずに、被告に預かってもらうよう依頼した。

2001年、原告は近所の人から、被告が原告所有分の土地を含む土地を売却する予定である旨について通知してもらった。原告は村人民委員会に対し、被告が原告に土地を返還するように干渉するよう提案書を提出したが、被告は土地を返還しないだけでなく、920m²の土地が自分の所有権にあると主張したのである。

原告は裁判所に対し、被告が上記の地図2号区画29号の土地に所属する建造物及び作物を撤去し、且つ原告に上記の392m²の土地を返還するように解決するよう請求する。

被告は次の通り、陳述する。

原告と被告との家屋及び作物移転契約書には、家屋の全て及び528m²の土地を売却することのみ記載されているが、実際は家屋と土地の全ての売却になるものである。被告と原告の間の家屋及び土地売買は公平なもので、売買書類が揃えられ、地方自治体の承認を得たものである。

土地を被告に引き渡す際に、原告が被告を現地まで連れ行き、家屋及び農園地を案内したが、境界線及び土地の面積がどの位かは言わなかったのである。

被告は、地図2号区画29号の土地及び家屋の全てを原告から購入したと確言する。

現行の土地面積が以前より大きくなることのあるとしたら、その理由としては、土地は元々土取り場の近くにあり、又未耕作の土地であったため、被告は原告から家屋及び土地を購入した後に、池等を埋め立て、改善したりすることによって、現在のようなより大きな土地を取得できるようになったため、この土地を使用する権利を有するはずである。

1996年、被告は西側の土地に4級家屋を新設、2000年に同西側の土地に陸屋根式の台所及び風呂場を建設した。現在は、敷地の周囲に垣根も建設している。

1994年、被告が「家屋及び作物移転契約」を持って承認を受けるために村人民委員会に行った際に、原告も同行した。又、被告は道路建設費2,400,000ドン（二百四十万ドン）を納付した。

1995年、市土地管理局が地図の再測定を行った際に、被告は土地使用主として申告しており、使用面積が864m²としていた。このように、被告は当該土地の全てに関し使用権を持つと言える。

上記のため、被告は原告の訴訟請求の全てを否定する。

原告の合法的権利及び利益の保護者である Ngo Ngoc T 弁護士は次の通り、陳述する。

「家屋及び作物移転契約」によれば、原告は被告に対し528m²の土地しか売却していないため、原告の起訴は根拠があるものとする。1960年及び1986年の土地台帳及びN町人民委員会の提供地図の写しに基づくと、原告の所有土地の面積が920m²と反映される。

非売却の土地で、V氏によって差し控えられている392m²の土地に関し、裁判所に対しV氏がG氏に返還するように解決するよう請求する。

被告の合法的権利及び利益の保護者である Pham Van P 弁護士は次の通り、陳述する。

被告の合法的権利及び利益を保護する人としての立場にあるが、弁護士は、原告の所有土地が920m²、且つ原告と被告との間で売買された土地が528m²、残りの392m²の土地は原告が売却しなかったとの事実についても認める。

但し、残存の392m²の土地に関しては、原告が長期間に渡って見守るなど一切管理していない。このため、原告は自分の土地使用権を断念したものとする。

他に、村人民委員会による確認調書及び1995年版地図によれば、被告は土地使用主として申告を行った。

裁判所に対し、原告の請求を破棄し、被告のために上記の392m²の土地の合法的使用权を承認するよう提案する。

裁判所が原告の請求を認めるとする場合、原告が被告に対し土地の管理費及び改善費用を裁判所による算定価格で賠償するよう提案する。この弁護士の提案自体は既に、被告によって認められているものである。

検察院代表は裁判所に対し、原告の請求を認め、被告が原告の売っていない土地を返還するよう解決するよう提案する。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料及びN町人民委員会での調査・確認結果によれば、

- 1960年土地台帳には、区画266号の土地はHoang Thi D氏（K氏の妻）の名義に所属し、面積が920m²となる。その後、Tran Quang Mの名義に528m²、Tran Thi L（M氏の娘）の名義に262m²で修正されたと記載されている。

- 土地台帳兼1986年現地測定記録帳には、地図4号区画12号の土地はTran Quang Mの名義に所属し、面積が917m²となり、その横にTran Thi Lから移転を受けたとの記載がある。

- 2003年7月7日付N町人民委員会発行地図の写し（1993年に測定・作成され、1995年に完成したもの）によれば、土地は使用主Nguyen Thi Gの名義に所属し、面積が920m²となる。

（V氏はG氏より1991年に土地を購入したが、名義移転を未だ行っていないため、土地登録管理帳には相変わらずG氏の名義で反映される）。

2004年8月30日付N町人民委員会の確認書には、V氏が使用している土地は以前住宅地であり、G氏及びM氏の所有にあり、面積が920m²、北側はGioi氏の家に、西側はGioi氏の土地に入る道に、東側はMieu氏の土地に隣接し、正面しか開いていない（南側は紅川の堤防へ向かい、村落の道に近接する）ので、近隣の世帯への侵入ができず、侵入できるとする場合にも家屋の正面にある共同道へ0.5m程しかできないと説明される。

上記の各種書類によると、Nguyen Thi G氏（原告）が920m²の土地を所有すると確定するための根拠が十分にある。

1991年12月20日付家屋及び作物移転契約書には、G氏は「～私は、H市L県N村G村落528m²の土地に所在する13m²の草葺の家及び無数の樹木を所有する。～現在、上記の家屋及び農園地を使用する需要がないため、夫の甥・Phung Tat V氏に譲渡する～」とある。これは、920m²の全てではなく、13m²草葺の家を含む528m²の土地を売りたいという売り手であるG氏の意向を表すものである。

V氏は、1994年に土地使用主として申告したため、その土地の所有権が自分にあると主張する。N町人民委員会への照会結果によれば、1993年から1995年までは、H市土地管理局が地図の再作成のために訪問して土地を測定する際に、土地を使用している者が境界線の確認に署名することがあるが、土地の起源を確認しなかったのである。

1992年12月28日にN町人民委員会で確認された結果では、V氏は528m²の土地に対し地税の申告及び納付を行ったが、そこから2001年までは528m²の土地のみに対し地税を納付していた。

2002年度から現在までは、864m²の土地に対し地税を納付している。V氏が864m²の土地に対し地税を納付する原因としては、村土地管理機関より「864m²の土地を使用しているため」と数回に渡って要請を受けたためである。地税の納付とは、V氏家族が合法的な土地所有権を有すると意味するものではない。

被告は、現在のように面積が大きくなった土地を確保する原因について、土地が元々土取り場の近くにあり、又未耕作の土地であったため、自分たちで埋め立てて取得したからであると主張する。しかし、上記の2004年8月30日付N町人民委員会への確認書では、被告の家族が土地を拡張するための未耕作の土地がなかったのである。

被告の弁護士も、原告が被告に528m²の土地のみを売却したことについて認めているが、原告が残りの土地を捨てたため、被告がその管理、使用、国家への申告を行ったことより、裁判所に対し、被告の合法的な土地所有権を認めるよう請求する。ただし、原告が被告に528m²の土地しか売却せず、残りの土地について被告に預けると断言したため、この弁護士の請求は根拠がないものとする。また、弁護士は、原告が自己の土地所有権を捨てることについても証明することができなかった。

上記の分析により、原告の起訴請求を認める根拠があるとし、Phung Tat V氏及びTran Thi T氏は、M氏とG氏がV氏及びT氏に売らなかった392m²の土地を返還しなければならないと要請する。ただし、両者は土地の境界線について確認していないため、次の通り具体的に確定する。

1995年の地図の写しによれば、当該の土地区画は面積が920m²である。N町人民委員会の提供資料によれば、土地の現状は、N町人民委員会の決定によって村落の共同道路を整備するために土地の一部を回収したため、現在は864m²が残っている。共同道路の整備のために回収された面積は920m² - 864m² = 56m²である。

4号ないし7号境界線が確定された土地は、共同道路に隣接する長さが30.9mとなる。M氏及びG氏が売っていない土地とV氏及びT氏が購入した土地の現状は、共同道路に隣接する部分の長さが同様である。このように、村人民委員会によって共同道路の整備のため回収された面積は、それぞれV氏及びT氏の該当部分が28m²、G氏及びM氏の部分が28m²となる。

※V氏及びT氏が購入した土地は次のようになる。

- 1991年12月20日付家屋及び土地移転契約による部分が528m²、共同道路用地が28m²、残りは500m²となる。境界線8号及び2号、3号、4号、5号、6号によって確定されたV氏及びT氏の部分には、次が含まれる。

● 境界線2号、3号、4号、5号によって確定されたS1台形の面積は $(33.2 + 36.6) \times 10 \div 2 = 349\text{m}^2$ となる。

● 境界線8号、2号、5号、6号によって確定されたS2台形の面積は $(33.2 + 27.2) \times 5 \div 2 = 151\text{m}^2$ となる。

面積合計：S1 + S2 = 500m²

※G氏及びM氏が売らず、残っている土地は次のようになる。

境界線1号、8号、6号、7号によって確定され、 $920\text{m}^2 - 528\text{m}^2 - 28\text{m}^2 = 364\text{m}^2$ となる。

上記の確認結果によれば、被告は、原告によって売られていない土地において、原告の同意を得ずに家屋及び補助的工事を建設した。法廷では、両者がこの売買を維持し、他の変更を一切請求しないため、被告は、原告が売っていない土地における建造物及び建築資材を撤去すべき責任を負う。

※原告が売っていない土地で、確定されたものに関しては、被告が垣根の建設、土地の改善を行ったため、2005年3月3日付B区裁判所の価値評価書によれば、原告は今後所有権利を有することにより被告に対し、次の部分を支払わなければならない。

- 垣根：縁6～7は長さが15.9mとなる。

縁1～7は長さが22.1mとなる。

縁1～2の一部は長さが4.8mとなる。

2005年2月24日付B区裁判所の確認及び現地測定書によれば、長さの合計は42.8m、垣根は高さが2m、厚みが110cmとなる。

このため、面積は $42.8 \times 2 = 85.6\text{m}^2$ となる。

2004年9月3日付B区価値評価評議会の調書によれば、垣根は高さが2m、厚みが110cm、支柱で支えられ、表面仕上げが行われ、平米あたりに110,000ドンの価値で、現在は価値の80%が残っている。つまり、G氏及びM氏がV氏及びT氏に売っていない土地部分における垣根の価値は、金額に換算すれば、次のようになる。

$85.6\text{m}^2 \times 110,000 \text{ドン} \times 80\% = 7,532,800 \text{ドン}$ 。

原告は被告に、この7,532,800ドンを支払わなければならない、その後、この垣根を所有することができる。

- 土地の改善について：被告は、原告の土地を管理していた期間中に、当該土地を改善したことがある。2004年9月3日付価値評価の調書によれば、改善費用は30,000ドン/m²となる。このように、改善費用は金額に換算すれば、 $364\text{m}^2 \times 0.7\text{m} \times 30,000 \text{ドン} = 7,644,000 \text{ドン}$ となる。

原告は被告に対し、原告が被告に売っていない土地の改善費用7,644,000ドンを支払う責任を負わなければならない。

合計として、原告は被告に対し、 $7,532,800 \text{ドン} + 7,644,000 \text{ドン} = 15,176,800 \text{ドン}$ を支払わなければならない。

訴訟費用について：1997年6月12日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第70/CP号に従い、原告は被告への支払うべき金額に関し、訴訟費用を支払わなければならない。被告側に関しては、2005年1月27日にPhung Tat V氏及びTran Thi T氏は、烈士の家族で、且つ夫婦とも工員で定年になっており、よく疾病にかかることを理由に、訴訟費用の減免申請書を提出している。この減免申請書は2005年1月27日にN町人民委員会により認可されたものである。

当事者の困難な境遇が真実であり、また地方自治体によって承認されたため、裁判評議会は被告の訴訟費用の減免申請書を受け取るべきと考えた上で、負担すべき訴訟費用の半額を免除すると決定する。

本日の法廷では、H市B区人民検察院の代表者も裁判評議会に対し、次の通り提議する。

- 原告の起訴請求の一部を認め、被告が原告に392m²の土地を返還するよう要請すること。
- 被告の訴訟費用減免申請書を認めること。

H市B区人民検察院の代表者による提議は、裁判評議会の評価と適合するものであるため、認められる。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事法第 264 条、2003 年土地法第 136 条第 1 項、第 50 条第 1 項 b 号、訴訟費用及び裁判手数料に関する 1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号の適用により、裁判所は次の通り判決する。

1- Phung Tat V 氏及び Tran Thi T 氏は Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏に対し、H 市 B 区 N 町に所在する地図 2 号区画 29 号に該当する 364m²の土地を返還しなければならないこと。

土地の境界線は次の通り確定される。

1.1 Phung Tat V 氏及び Tran Thi T 氏が所有する土地は次の通り確定される。

- 北側は、Gioi 氏の家に隣接し、境界線 8 号ないし 2 号に確定される部分は長さが 7.81m、2 号ないし 3 号に確定される部分は長さが 10.5m となること。

- 東側は、Mieu 氏の家に隣接し、境界線 3 号及び 4 号に確定され、長さが 36.6m となること。

- 南側は、村落の共同道路に隣接し、境界線 4 号及び 6 号に確定され、長さが 15m となること。

- 西側は、Gai 氏及び Minh 氏の土地に隣接し、境界線 6 号及び 8 号に確定され、長さが 27.2m となること。

V 氏及び T 氏の所有分は 500 m²となる。

1.2 Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏が所有する土地は次の通り確定される。

- 北側は、Gioi 氏の家に隣接し、境界線 1 号ないし 8 号に確定され、長さが 20m となること。

- 西側は、Gioi 氏の土地に入る道に隣接し、境界線 1 号ないし 7 号に確定され、長さが 22.1m となること。

- 東側は、V 氏及び T 氏の土地に隣接し、境界線 6 号及び 8 号に確定され、長さが 27.2m となること。

- 南側は、村落の共同道路に隣接し、境界線 6 号及び 7 号に確定され、長さが 15.9m となること。

V 氏及び T 氏、M 氏及び G 氏の所有土地の図面が判決書に添付され、この判決書の付属部分とすること。

2- V 氏及び T 氏は、Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏の所有土地における財産及び作物の全てを回収する責任を負うこと。

3- Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏は V 氏及び T 氏に対し、V 氏及び T 氏が垣根を建設した費用分の 7,532,800 ドン及び同両氏が土地の改善に出した金額 7,644,000 ドンを支払わなければならない、合計金額は 15,176,800 ドンであること。

- G 氏及び M 氏は V 氏及び T 氏へ上記の金額を支払った後、垣根及び改善後の土地を所有・使用する権利を完全に有すること。

4- 訴訟費用

- Phung Tat V 氏及び Tran Thi T 氏は第一審の民事訴訟費用 29,184,000 ドンを負担するが、半額が減免されるため、14,592,000 ドンを負担すること。

- Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏は第一審の民事訴訟費用 758,840 ドンを負担しなければならない。ただし、M 氏及び G 氏は既に、2003 年 9 月 25 日付 B 区判決執行郡発行領収書 6383 号に従って第一審の民事訴訟費用の寄託金額 5,000,000 ドンを納付したため、両氏は 4,241,160 ドン (5,000,000 ドン - 758,840 ドン) の返還を受けられること。

判決債権者による（判決債権者へ支払うべき金額に関する）判決執行請求書が提出されてから全ての金額に関する執行が終了するまでの間、判決債務者は判決債権者に対し、毎月判決執行金額の残高に対する利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Nguyen Thi G 氏及び Tran Quang M 氏
- Phung Tat V 氏及び Tran Thi T 氏
- H 市 B 区人民検察院
- 事務所、事件の書類に保管

**第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官**

Nguyen Thi Hoai L

備考： この事件は 2005 年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

5. 第5編の判決書

H市人民裁判所

2005年4月27日付判決書
26/2005/DSST号

相続の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

H市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Le Van V氏（男）

人民陪審員：1. Dao Phong Nh氏（男）

2. Nguyen Thi S氏（女）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Nguyen Le T氏（男）で、H市人民裁判所の所属職員

2005年4月27日、H市人民裁判所にて、事件を裁判にかける2005年3月30日付決定150/2005/QDXX-ST号に従い、2004年11月16日に受理した「相続の紛争」に関する事件73/2005/TLST-DS人民裁判所号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告：Nguyen Van Q氏（男）、1940年生、H市T区Q町A通り16番地に居住する。

2. 被告：Dam Thi H氏（女、別名はR氏）、1925年生、H市T区N町第22号住民集団40番地に居住する。

被告の合法的権利及び義務保護者：Le Thi Ngan P氏で、H市弁護士団直轄Ngan P弁護士事務所所属弁護士である。

3. 利害関係者

3.1 原告側の利害関係者

- Nguyen Thi L氏（女）、1922年生、H市T区N町第29号住民集団に居住する。

- Nguyen Van C氏（男）、1935年生、H市T区N町第42号住民集団に居住する。

- Nguyen Anh T氏（男）、1945年生、H市An Thanh通り50番地に居住する。

- Nguyen Thi O氏（女、Nguyen Van C氏の妻で、既に死亡）、1938年生、HT省H県X村K村落に居住する。

3.2 被告側の利害関係者

- Nguyen Van Ch 氏（男）、1961年生、H市T区N町第22号住民集団に居住する。
- Nguyen Thi B 氏（女）、1959年生、H市T区Q町第23号住民集団に居住する。
- Nguyen Thi P 氏（女）、1954年生、H市T区N町第22号住民集団に居住する。
- Nguyen Thi N 氏（女）、1957年生、H市T区N町第22号住民集団に居住する。

次の通り認知する。

2003年1月15日付起訴状及びH市人民裁判所での陳述内容により、Nguyen Van Q 氏（原告）は次の通り陳述する。

Nguyen Van P 氏（1988年に死亡）は先妻 Do Thi C 氏（1946年に死亡）及び後妻 Dam Thi H 氏（別名 R、被告）の二人の妻を有する。

P 氏及びC氏は、Nguyen Van Q（原告）、Nguyen Anh T 氏、Nguyen Thi L 氏、Nguyen Van C 氏、Nguyen Van M 氏の5人の子供を有する。M 氏（1995年に死亡）の妻は Nguyen Thi O 氏（代表者）である。

P 氏及びH氏は、Nguyen Van Ch 氏、Nguyen Thi P 氏、Nguyen Thi N 氏、Nguyen Thi B 氏の4人の子供を有する。

Q 氏（原告）及び原告側の利害関係者は次のように統一的な陳述をする。Q 氏の祖父母（P 氏の両親）は243m²の土地における一軒家を残した。1946年に、この家屋が戦争につき火事で全焼したため、T 氏（P 氏の実兄）はQ 氏兄弟（原告）のために家を再建設した。1964年、C 氏（原告側の利害関係者）はP 氏及びH 氏（被告）に当該家屋及び土地を勝手に売却した。

原告及び原告側の利害関係者は、上記の243m²の土地が祖父母（P 氏の両親）より引き継がれるものであり、その相続権を引き受けたいと請求する。

H 氏（被告）及び被告側の利害関係者は、次のように統一的な陳述をする。

1948年に、H 氏（被告）はP 氏と結婚した。1952年に、H 氏は両親よりお金をもらい、Q 町に土地を購入し、そこに家を建てた。1969年に、Q 町での土地及び家屋が国家によって立ち退かされ、保証金を受け取った。H 氏はこの保証金を使って、C 氏より現在の家を購入した。

2000年に、H 氏は、Ch 氏（被告側の利害関係者）が主体として122m²の土地における25m²の家屋をX 氏及びY 氏に売却することに同意した。2001年に、地方自治体はX 氏及びY 氏に対し、売却された家屋及び土地（122m²）に関し家屋使用権及び土地使用権証明書を発給した。また、地方自治体も残りの土地の使用権証明書をC 氏に発給した。

H 氏（被告）は、自分で管理している家屋及び土地が自己財産であり、P 氏の継子に分与することに同意しない。

2004年5月6日付第一審の民事判決書第16/2004/DSST号によれば、H市人民裁判所は、原告及び原告側の利害関係者による相続財産の分与請求を認めなかった。法律に規定する期限内に、Q 氏、X 氏及びY 氏は控訴を提起した。

2004年10月28日付控訴審民事判決書第183/2004/DSPT号によれば、ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所は次のように判決を發した。

- C 氏とX 氏及びY 氏との間における家屋及び土地の売買を認めること。

- P 氏の遺産に関する2004年5月6日付H市人民裁判所第一審の民事判決書第16/2004/DSST号を破棄し、第一審裁判を最初から行うために、H市人民裁判所に事件の書類を送達すること。

H市人民裁判所が事件を再び受理した後、原告（Q氏）及び原告側の利害関係者（L氏、C氏、T氏、O氏（M氏の妻））は、祖父母（P氏の両親）の相続財産の分与の請求からP氏の相続財産の分与の請求へ変更した。

2004年12月16日、C氏（原告側の利害関係者）は、遺産の引き受けを拒否する申請書を提出した。

H氏（被告）及びH氏の子供たちは相変わらず、紛争中の家屋及び土地がH氏の財産であると主張する。

相続財産の分与を行うべき場合には、P氏の継子に現金で支払い、又原告は被告の家族に対し、当該共有財産の管理費及び改修費を返還しなければならない。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り判定する。

1. 相続財産について

Q氏（原告）、L氏、C氏、M氏の妻（原告側の利害関係者）はP氏の相続財産の分与への変更を行ったため、紛争中の財産がP氏の両親の自己財産ではなく、P氏及びH氏の共有財産であることを認めることを意味する。H氏は、家屋及び土地をQ町での立ち退き保証金で買い、さらにQ町での家屋が両親からもらったお金で建設したものであるため、当該家屋及び土地が自己財産であると主張する。

H氏、P氏がC氏より家屋及び土地を購入したのは1964年であった。夫婦の財産の取り扱いは、当時の1959年婚姻及び家族法の規定に従わなければならない。1959年婚姻及び家族法第15条の規定に準拠すれば、結婚前或いは結婚後に生じる財産は、夫と妻のいずれによって作り出されるものかに関わらず、夫婦の共有財産として取り扱われる。このため、H氏が自分の名義で、両親からのお金で購入したにも関わらず、当該財産は夫婦の共有財産となる。

現在は、家屋及び土地の一部がX氏及びY氏に売却されている。2004年10月28日付ハノイ最高人民裁判所控訴審裁判所の控訴審民事判決書第183/2004/DSPT号によれば、売却済みの家屋及び土地が共有財産中のH氏の所有分を超過しないことを基本に、家屋の売買を認めている。このため、X氏及びY氏は訴訟に参加する必要性がなくなるが、この売却済みの財産分は、P氏の遺産分を算定する際に、H氏及びP氏の共有財産として取り扱わなければならない。

P氏の相続が公開されたのは1988年であった。当時、夫婦のいずれかが先に死亡した際に夫婦の共有財産を分与するのは1986年婚姻及び家族法第17条に規定される。当該規定によれば、P氏の遺産分はH氏との共有財産の半分となる。

H氏及びP氏の共有財産である旧家が現在はなくなっており、又当事者も当該家屋の価値を評価すると請求しないため、H氏及びP氏の共有財産は住宅地の使用権の価値のみとする。ただし、H氏は1988年から現在に至るまで、土地の管理・改善に大きな力を入れてきたため、その報酬として土地使用権の価値の4分の1を減額して支払うものとする。土地の価値評価結果によれば、地価が統一して20,000,000ドン/m²となるため、次のように算定する。

- 243m²の土地の価値：243m² × 20,000,000ドン = 4,860,000,000ドン
- H氏へ支払う報酬：4,860,000,000ドン ÷ 4 = 1,215,000,000ドン
- P氏及びH氏の共有財産の価値：4,860,000,000ドン - 1,215,000,000ドン = 3,645,000,000ドン

● P氏の遺産分の価値：3,645,000,000 ドン ÷ 2 = 1,822,500,000 ドン

2. 相続人と分与分について

P氏の第一相続人はH氏、Q氏、C氏、T氏、L氏、M氏（M氏は1995年に死亡したため、同氏の第一相続人はO氏、Hien氏、Chung氏、Truong氏、Ngan氏、Thuy氏とする）、Ch氏、B氏、P氏、N氏とする。

C氏は2004年12月16日付申請書で、遺産の相続権を拒否したため、P氏の第一相続人は残りの9人であり、一人当たり $1,822,500,000 \div 9 = 202,500,000$ ドンとなる。

3. 遺産現物の分与について

Q氏、L氏、T氏、M氏の妻は遺産現物の分与を請求しており、また共同の分与で請求する。この請求は、共同分与の価値が相当で、住宅としての面積が確保できるため、認める根拠があるものとする。紛争中の家屋及び土地は、二つの方面が共同道路に隣接するため、両者とも使用できるよう分与することができる。

H氏及びH氏の子供たちは共同の分与を請求する。X氏及びY氏へ譲渡した分を除けば、H氏及び子供たちが相続を引き継げる部分は現行の2階建て家屋の面積とする。

H氏及び子供たちに対し、本来受領する権利を有する部分だけを分与すると、家屋の正面が南方向（Q氏たちへの分与土地に隣接する）のため、使用上の価値がかなり減少する。このため、H氏たちにさらにベランダより1m幅の土地を分与すべきである。

Q氏たちへの分与土地（ $4.4\text{m} \times 7.5\text{m} = 33\text{m}^2$ ）には、いくつかの建造物（台所、コンクリートタンク、庭）があり、これらの建造物はCh氏によって建設されたものであり、6,100,000 ドンで価値が評価された。これらの建造物もQ氏たちに分与すべきで、その際にCh氏はこの6,100,000 ドンの返還を受けられる。

- Q氏たちへ分与する現物の価値は次のようになる。

$$33\text{m}^2 \times 20,000,000 = 660,000,000 \text{ ドン}$$

- Q氏たちへの分与分は次のようになる。

$$202,500,000 \times 4 = 810,000,000 \text{ ドン}$$

- Q氏たちが受領できる差額（現金）は次のようになる。

$$810,000,000 - 660,000,000 = 150,000,000 \text{ ドン}$$

4. 訴訟費用について

- H氏は紛争財産の価値3,240,000,000 ドンに対し、訴訟費用を負担する。

- M氏の妻は他の当事者（相続人）と共同で、紛争財産中の受領分202,500,000 ドンに対し、訴訟費用を均等に負担する。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事法第677条、第678条、第679条、第680条、第688条、1959年婚姻及び家族法第15条、1986年婚姻及び家族法第17条、1997年6月12日付政令第70/CP号の適用により、次の通り判決する。

1. Nguyen Van Q 氏、Nguyen Thi L 氏、Nguyen Anh T 氏、Nguyen Thi O 氏、Nguyen Thi Hien 氏、Nguyen Van Chung 氏、Nguyen Van Truong 氏、Nguyen Thi Ngan 氏、Nguyen Thi Thuy 氏に対し、H 市 T 区 N 町第 22 号住民集団 40 番地に所在する次の土地を共同で分与する。

- 南側：共同道路に隣接し、長さが 4.4m となる。
- 西側：X 氏及び Y 氏の土地に隣接し、長さが 7.5m となる。
- 北側：H 市の土地に隣接し、長さが 4.4m となる。
- 東側：共同道路に隣接し、長さが 7.5m となる。

2. Q 氏、L 氏、T 氏、O 氏、Hien 氏、Chung 氏、Truong 氏、Ngan 氏、Thuy 氏は、上記 1 項の分与土地 33m²における建造物（台所、コンクリートタンク、庭）について共同の所有権を有するものとし、Nguyen Van Ch 氏に 6,100,000 ドン（六百十万ドン）を共同で支払う連帯責任を負う。

3. Dam Thi H 氏（別名 R）、Nguyen Van Ch 氏、Nguyen Thi B 氏、Nguyen Thi P 氏、Nguyen Thi N 氏は、次の 88m²の土地について使用権の分与を受ける。

- 南側：Q 氏（及び上記 1 項の当事者）への分与土地に隣接する。
- 西側：X 氏及び Y 氏の土地に隣接する。
- 北側：共同土地に隣接する。
- 東側：共同道路に隣接する。

4. H 氏、C 氏、B 氏、P 氏、L 氏は Q 氏、L 氏、T 氏、O 氏に対し、150,000,000 ドン（一億五千万ドン）を共同で支払う連帯責任を負う。

5. 第一審訴訟費用について

- H 氏は 30,240,000 ドンを負担しなければならない。
- 更に、Q 氏、L 氏、T 氏、Ch 氏、B 氏、O 氏、P 氏、N 氏はそれぞれ、9,125,000 ドンを負担しなければならない。

判決債権者による（判決債権者へ支払うべき金額に関する）判決執行請求書が提出されてから全ての金額に関する執行が終了するまでの間、判決債務者は判決債権者に対し、毎月判決執行金額の残高に対する利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Nguyen Van Q 氏
- Dam Thi H 氏
- Nguyen Thi L 氏、Nguyen Van C 氏、Nguyen Anh T 氏、Nguyen Thi O 氏
- Nguyen Van Ch 氏、Nguyen Thi B 氏、Nguyen Thi P 氏、Nguyen Thi N 氏
- H 市人民検察院
- 事務所、人民裁判所、事件の書類に保管

**第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官**

Le Van V

備考：この事件は2005年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

第二節：婚姻及び家族に関する第一審判決書

1. 第1編の判決書

V市人民裁判所

2005年1月6日付判決書
08/2005/HNGD-ST号

離婚の際の財産分与について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

V市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Khuat Quang C氏（男）

人民陪審員：1. Vu Manh D氏（男）

2. Nguyen Hoa N氏（女）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Mai Van A氏（女）で、V市人民裁判所の所属職員

法廷に参加するV市人民検察院の代表：検察官の Nguyen Thi Tuyet M氏（女）

2005年1月6日、V市人民裁判所にて、事件を裁判にかける2004年12月15日付決定第98/2004/QDXX-ST号に従い、2004年11月5日に受理した「離婚の際の財産分与」に関する事件168/2004/TLST-HNGD号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告：Lai Thi B氏（女、別名はLai Thi M）、V市T区N町Ton Duc Thang通り107B番地に居住する。

2. 被告：Duong Viet D氏（男）、V市T区N町Kien Thiet通り30番地に暫定居住する。

次の通り認知する。

1. 本日の法廷では、B氏（原告）及びD氏（被告）とも次の通り、統一した陳述をした。

両氏は次の共有財産を有する。古いMaxバイク1台、ビデオプレーヤー1台、テレビ1台、オーディオプレーヤー1台、冷蔵庫1台、壁棚1台、机・椅子の1セット、宝石類1セット。これらの

共有財産は既に売却され、売却で取得した金額は、D氏が1999年～2000年のB氏の服役期間中にB氏の世話に使い切った。

2. B氏及びD氏が紛争している財産は、次の家を売却した金額である。

- Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋で、B 氏の実姉である Lai Thi K 氏の名義にあり、K 氏及び D 氏の共同で 2001 年 8 月に売却された。この家を購入した者は Nguyen Thi Thanh V 氏であり、同氏も 220,000,000 ドンを D 氏に支払った。

- Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋で、B 氏の父親である Lai Van N 氏の名義にあり、N 氏及び D 氏の共同で 28,000,000 ドンで売却された。

- Ton Duc Thang 通り 113B 番地の家屋で、D 氏の両親が D 氏のために国家から住宅として賃貸したものであり、1999 年 11 月に D 氏及び家族はこの家を Nguyen Thi G 氏に 127,000,000 ドンで売却した。

B 氏は次の通り、陳述する。

Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋及び Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋は、B 氏及び D 氏によって婚姻期間中に作られたものである。Ton Duc Thang 通り 113B 番地の家屋は、D 氏の両親が国家から賃貸したが、B 氏及び D 氏に贈与したため、夫婦の共有財産となっている。このように、D 氏は計 375,000,000 ドンを保有しており、この中 248,000,000 ドンは、両者に紛争が生じていない Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋及び Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋を売却した金額である。

家屋の売却後、D 氏は B 氏に 40,000,000 ドン、B 氏の父親 (N 氏) に 10,000,000 ドンを引き渡した。

B 氏の服役期間中に、D 氏は B 氏に 2 回、一回あたり 500,000 ドン及び子供に 300,000 ドンだけを仕送りした。D 氏は B 氏の継子に対し、病気にかかってから死亡するまで世話をし、12,000,000 ドン程を使っていた。合計として、D 氏は家屋売却金額の保有分より 62,000,000 ドンを支出したのである。

このように、D 氏が未だ 313,000,000 ドンを現行保有しているため、B 氏はこの半額 156,500,000 ドンを分与するよう請求する。

D 氏は次の通り、陳述する。

Ton Duc Thang 通り 113B 番地の家屋は、D 氏の両親が国家から賃貸し、D 氏夫婦を住宅として住み込ませただけなので、夫婦の共有財産ではない。

夫婦の共有財産である Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋及び Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋を売却した金額は 248,000,000 ドンで、D 氏は自己で管理している。この後、D 氏は、B 氏に 40,000,000 ドン、N 氏に 10,000,000 ドンを引き渡した。残額の 198,000,000 ドンは、G 寮 A3 棟 124 室に居住する La Quang T 氏に Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕費用として 52,000,000 ドン、L 通り 4 番地に居住する Dang Thi C 氏に借金の返済として 40,000,000 ドン、T 通り 1 路地に居住する Nguyen Thi H 氏に借金の返済として 33,500,000 ドンを支払い、残りの金額は、B 氏の継子 3 人の養育、B 氏の継子 N 氏の葬式費用、B 氏の Thanh Hoa 刑務所からハノイの刑務所への移行費用に充当した。D 氏は上記の家屋の売却金額を使って別件の家屋を購入することについて認めない。現在、D 氏は Kien Thiet 路地 30 番地の家屋に住み込んでいる。

Ton Duc Thang 通り 113B 番地の家屋は、D 氏及び家族の共同で売却されたが、この家は D 氏の両親が国家から賃貸し、D 氏夫婦はそこに住み込んでいただけなので、この売却金額は D 氏及び B 氏の共有財産とならない。

このように、D氏はB氏との共有財産が現在なくなったため、家屋の売却金額を半額に分与するとのB氏の請求について認めない。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での争訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

B氏及びD氏は、動産である共有財産の売却から取得した金額がB氏の服役期間中に、B氏の世話に全て支出されたことについて一致する。両者ともこの金額について一切の意見を提示せず、家屋の売却金額のみについての紛争である。

Ton Duc Thang 通り 113B 番地の家屋について：D氏及びB氏の結婚後（1999年2月）、B氏はTon Duc Thang 通り 113B 番地の家屋にD氏と同居していた。一カ月後、B氏及びD氏は引越した。1999年5月、B氏は麻薬の売買で逮捕された。上記の事情に関し、D氏及びB氏はいかなる紛争も起こしていないため、民事訴訟法第80条第2項に基づき、これらの事情が真実であることを認める。

B氏は、D氏の両親がB氏夫婦にこの家屋を既に贈与したと主張するが、D氏はそれを認めない。また、B氏は、D氏の両親がB氏夫婦にこの家屋を贈与したとの証拠も一切提示することができない。裁判所は事情を確認した結果、B氏はTon Duc Thang 通り 113B 番地の家屋の修繕にいかなる功労もなかったことが判明した。このため、当該家屋がD氏及びB氏の共有財産であることについて確定する根拠がないため、同家屋の売却金額もB氏及びD氏の共有財産とならない。

Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋及び Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋は夫婦の共有財産とする。この二件の家屋を売却した金額は 248,000,000 ドンで、D氏によって管理されている。B氏は、自分がD氏より 40,000,000 ドン、N氏が（B氏の父親）が同 10,000,000 ドンを引き受けたと認めている。つまり、残額は 198,000,000 ドンとなる。上記の事情に関し、D氏及びB氏はいかなる紛争も起こしていないため、民事訴訟法第80条第2項に基づき、これらの事情が真実であることを認める。

D氏は、残額の 198,000,000 ドンは、Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕費用、C氏及びH氏への借金返済、B氏の世話、B氏の継子3人の養育、B氏の継子N氏の葬式費用、B氏の Thanh Hoa 刑務所からハノイの刑務所への移行費用に充当したと主張する。

B氏は借金及び家屋修繕費用について認めず、子供たちを含む自分たちの世話にかかったのは約 12,000,000 ドンのみであり、残額はD氏によってH市D区LT通りに所在する家屋の購入に使われたと確認している。

裁判所は次の通り認知する。D氏は、家屋の売却金額を使ってH氏及びC氏への借金返済に充当したと陳述しているが、B氏（原告）はこれについて認めない。H氏及びC氏は1999年5月末に、D氏がそれぞれ 32,000,000 ドンと 33,500,000 ドンを借金し、現在は既に返済を終了したことについて、統一して陳述する。K氏（B氏の実姉）も、D氏が借金をしたと確認しているが、当時はB氏が刑務所にいたため、夫婦共同で行ったものではないとする。また、D氏もこれらの借金が家族の生活のために支出されたことについて証明することができない。このように、これらの借金が夫婦の共同借金であることを確定する根拠がないとする。

Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕に関し、K氏はD氏が家の修繕を行ったと確認している。修繕施工者である La Quang T氏は、2001年にNguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕を行い、D氏から修繕費用として 52,000,000 ドンを引き受けたと陳述する。このように、D氏が家屋の修繕のために支出したことについて認める根拠がある。

D氏がB氏の継子3人の扶養及びB氏の服役期間中の世話のために支出した金額は、真実なものとする。ただし、K氏は、家屋の売却金額の残額がB氏たちの世話及び扶養に全て充当されたと

の根拠がないと主張する。また、B氏は、自分の継子の養育金及びN氏の葬式費用として約12,000,000 ドンのみ認めている。

本日の法廷では、D氏は、N氏（B氏の継子）のための薬代及び葬式費用が20,000,000 ドン（この内、葬式費用が5,000,000 ドン、薬代及び食事代が計15,000,000 ドン、この内、薬代が7,000,000 ドンを占める。）かかると陳述するが、証明するための証拠物件を提示することができない。またB氏もそれについて認めない。このように、N氏のための薬代及び葬式の費用について認める根拠がないとする。食事代に関しては、B氏の継子3人を1999年5月から2001年5月まで（B氏が逮捕された時点の1999年5月からN氏が死亡し、B氏の継子二人がリハビリに送られた時点2001年5月まで）扶養した費用として算定する。これは3人×300,000 ドン/人/月×24ヵ月=21,600,000 ドンとなる。

B氏は、D氏が家屋の売却金額を使ってH市D区T通り1路地4番地の家屋を購入したと主張するが、当該地方の自治体の照会結果によれば、同地方で家屋を購入したDuong Viet Dという人がいないため、これは根拠がないものとする。B氏の実姉であるK氏も、D氏が別件の家屋を買っていないと確認している。

このように、D氏及びB氏が現在保有している共有財産としては、Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋の売却金額が28,000,000 ドン、Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の売却金額が220,000,000 ドン、計248,000,000 ドンで算定され、現在はD氏によって管理されている。

- Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕費用は52,000,000 ドン（T氏に支払う）である。

- N氏のための薬代及び葬式費用は12,000,000 ドンである。

- B氏の継子3人の養育金は21,600,000 ドンである。

D氏の支出総額は85,600,000 ドンとなる。

このように、D氏は現在、家屋の売却金額を163,400,000 ドン（248,000,000 ドン - 85,600,000 ドン）管理している。

2000年婚姻及び家族法第95条に準拠すれば、D氏及びB氏は一人当たり半額81,700,000 ドン（163,400,000 ドン ÷ 2）を引き受ける。D氏は既に、B氏に40,000,000 ドン、N氏に10,000,000 ドンを引き渡したため、後はB氏に31,700,000 ドン（81,700,000 ドン - 50,000,000 ドン）を支払わなければならない。

民事訴訟費用について：

D氏とB氏はそれぞれ、民事訴訟費用として4,085,000 ドンを負担しなければならない。

本日の法廷では、V市人民検察院の代表者は裁判評議会に対し、次の通り提議する。陳述書36号及び37号のように、動産の売却金額はB氏の逮捕された時点で、全て使い切られている。また、共有財産は、Doan Thi Diem 通り 35 路地の家屋の売却金額が28,000,000 ドン、Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の売却金額が220,000,000 ドンのみ残っている。Nguyen Thai Hoc 通り 29 路地 5 番地の家屋の修繕費用の52,000,000 ドン、B氏の子供たちの2年間の養育金、N氏のための薬代及び葬式の費用を除外した後に、残額は折半にし、引き続きB氏及びNham氏の受領した金額50,000,000 ドンを差し引く。D氏はB氏に、B氏の受領済み部分を除いた後の残額を支払わなければならない。

上記のV市人民検察院の提議は、裁判評議会の認定と適合するため、認められる。

上記の理由により、

次の通り決定する。

2000年婚姻及び家族法第95条及び、

1997年6月12日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第70/CP号の適用により、

1. D氏及びB氏の共有財産は163,400,000ドンであると認めること。Duong Viet D氏はLai Thi B氏に81,700,000ドン（八千百七十万ドン）を返還しなければならないが、既に50,000,000ドン（五千万ドン）を支払ったため、後は31,700,000ドン（三千百七十万ドン）を支払わなければならないこと。

2. 民事訴訟費用について：D氏及びB氏はそれぞれ、第一審の民事訴訟費用として4,085,000ドンを負担しなければならないこと。

判決債権者による判決執行請求書が提出された日より、判決債務者は判決債権者に対し、判決執行金額の残高に対する利子分を国家銀行規定の基本金利で、負担しなければならない。

当事者は、判決日より15日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Lai Thi B氏
- Duong Viet D氏
- V市人民検察院
- 事務所、人民裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Khuat Quang C

備考：この事件は2005年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

2. 第2編の判決書

N市H区人民裁判所

2005年5月10日付判決書
20/2005/HNGD-ST号

離婚及び離婚時の財産分与について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に成り代わって

N市H区人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Bui Thi T氏（女）

人民陪審員：1. Do Van N氏（男）

2. Nguyen Thi Hoa N氏（女）

裁判の調書を作成する裁判所の秘書：Nguyen Thi D氏（女）で、N市H区人民裁判所の所属職員

2005年5月10日、H区人民裁判所にて、事件を裁判にかける2005年4月14日付決定第20/2005/QDXX-ST号に従い、2005年2月14日に受理した「離婚及び離婚際の財産分与」に関する事件120/2005/TLST-HNGD号の第一審裁判を公開的に次の当事者の間で行う。

1. 原告：Tran Thi Tuyet M氏（女）、N市H区T町Hoang Hoa Tham通り352番地に居住する。

2. 被告：Nguyen Sy L氏（男）、N市H区T町Hoang Hoa Tham通り352番地に居住する。本日の法廷に欠席する。

次の通り認知する。

2005年2月8日付離婚申請書及びH区人民裁判所での陳述内容により、Tran Tuyet M氏（原告）は次の通り陳述する。

1. 婚姻について

M氏及びL氏は任意に結婚し、H市D区T町人民委員会に1988年8月4日付結婚登録書第25/DKKH号で結婚登録を行った。

M氏及びL氏は一緒に、調和的且つ幸福に生活していたが、2000年になってから矛盾が生じはじめた。

矛盾が発生した原因は、L氏が妻子に関心を払わず、よく賭博したり、飲酒したりしたためである。L氏の家計がいつも赤字になったため、家族の生活も困難になり、夫婦間で考え方に相違点が出てきた。

2000年から現在までは、二人は別々の場所に住んでいるが、偶然に子供を見に来たL氏は、毎回のようには妻のM氏を殴るといふ。

M氏は、夫婦愛がなくなったと感じているため、L氏との離婚を求めて離婚申請書を提出したのである。

原告の請求に対してL氏（被告）の意見を記述した2005年4月1日付文書（この文書は、L氏の所属機関であるX海上輸送会社によって、L氏の作成したものであると確認済み）には、L氏も夫婦愛がなくなったため、離婚に同意する。

2. 実子について

M氏は、夫婦が次の二人の実子を有すると陳述する。

- Nguyen Phi K氏、1988年8月生まれ。
- Nguyen Anh N氏、1995年9月生まれ。

M氏は実子を二人とも養育したいと希望し、L氏からの扶養を求めない。

L氏はM氏の陳述のように、二人の実子を有すると認めるが、Nguyen Anh N氏を養育したいと希望する。

3. 財産について

M氏は、夫婦の共有財産に次が含まれると陳述する。

- 動産：テレビ1台、冷蔵庫1台、バイク1台、他の生活用品を含む。これらの財産に関しては、両者でM氏の所有に一致したため、裁判所に価値評価を請求しない。

- 不動産：夫婦はN市H区T町Hoang Hoa Tham通り352番地の家屋（1階・35m²）を有する。この家はN市人民委員会より、2000年10月26日付家屋所有権及び土地使用権証明書第5814-2000/QDUB号の発給を受けた。M氏はこの家を住宅として引き受け、その代わりに、L氏に家屋価値の2分の1を支払いたいとしている。

本日の法廷では、L氏が欠席したため、M氏は夫婦の共有財産に関する請求を撤回したいとしている。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究した上で、裁判評議会は次の通り評価する。

1. 訴訟について：L氏は裁判所に対し、欠席の申請書を提出した。民事訴訟法第202条第2項に基づき、裁判所は事件の裁判を通常通りに行うことにする。

2. 婚姻について：M氏及びL氏の婚姻関係は適法である。一緒に生活する中で、考え方に相違点が生じ、喧嘩・矛盾に繋がり、相互の信頼感を失った。両者とも夫婦愛がなくなり、両者の関係が回復する可能性がないと感じる。地域での照会結果によれば、夫婦の矛盾が酷く、殴り合いに至ったという。地方自治体は仲直りさせようと試みたが、よい結果は出なかった。このように、M氏及びL氏の婚姻事情はかなり悪く、共同生活が継続できず、婚姻の本来の目的が確保されない。M氏は離婚を希望しており、L氏もそれに同意する。両者の離婚合意は完全に任意で、根拠があるも

のである。これは 2000 年婚姻及び家族法第 89 条、第 90 条に適合するため、裁判評議会によって認められる。

3. 実子について：M 氏及び L 氏とも子供の養育を希望する。ただし、子供を養育する権利を誰に与えるかは、全面的に未成年の子供の権利を検討する必要がある。L 氏は船員であり、頻繁に遠方へ出張するため、日常の養育を直接に行う条件が揃わないのが現状である。従来は、子供は二人とも M 氏によって全面的に好条件で養育されてきた。子供たちも母親と一緒に生活したいと希望している。これらは原告の陳述内容に従うものであり、且つ被告も反対していない。2000 年婚姻及び家族法第 92 条に準拠すれば、M 氏の要望を認める根拠がある。つまり、M 氏は二人の実子の養育を引き続き行うことができる。

4. 子供の養育金について：M 氏が L 氏に子供の扶養を請求しないため、裁判所は Nguyen Sy L 氏に対し、子供の扶養料の寄与を対象外にし、検討しない。

5. 財産について：M 氏による財産分与の請求の撤回は、完全な任意であり、民事訴訟法第 218 条第 2 項に適合するため、裁判評議会によって認められる。つまり、M 氏及び L 氏の共有財産の分与請求に関し裁判を停止する。当事者より請求がある際に、財産分与を別の事件で解決する。

6. 訴訟費用について：訴訟費用及び裁判手数料に関する 1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号に従うと、Mai 氏は第一審訴訟費用として 50,000 ドンを負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事訴訟法第 202 条第 1 項、第 218 条第 2 項、第 131 条、2000 年婚姻及び家族法第 89 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条、訴訟費用及び裁判手数料に関する 1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号第 7 条第 1 項の適用により、次の通り判決する。

1 - Tran Thi Tuyet M 氏及び Nguyen Sy L 氏の離婚合意を認めること。

2 - Tran Thi Tuyet M 氏は引き続き、次の二人の実子を養育することができること。

- Nguyen Phi K 氏、1988 年 8 月生まれ。

- Nguyen Anh N 氏、1995 年 9 月生まれ。

3 - M 氏及び L 氏の共有財産の分与請求に関し裁判を停止する。当事者より請求がある際に、別の事件で解決する。

4 - 訴訟費用について：Tran Thi Tuyet M 氏は第一審訴訟費用として 50,000 ドンを負担しなければならないが、2005 年 2 月 14 日付 H 区判決執行郡発行領収書 6964 号に従って納付した第一審訴訟費用の寄託金額 50,000 ドンと相殺する。

Tran Thi Tuyet M 氏は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。Nguyen Sy L 氏は、判決書が L 氏によって受領された日又は判決書の掲示日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Tran Thi Tuyet M 氏

- Nguyen Sy L 氏

- N 市 H 区人民検察院

- 事務所、人民裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Bui Thi T

備考：この事件は2005年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がないのである。

第三節：商取引事件に関する第一審判決書

1. 第1編の判決書

Q省人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

2005年6月22日付判決書

03/2005/KDTM-ST号

商品売買契約の紛争について

ベトナム社会主義共和国に代わり

Q省人民裁判所

次の第一審裁判評議会会員により

裁判長を務める裁判官：Nguyen Van A氏（男）

人民陪審員：1. Nguyen Minh B氏（男）

2. Trieu Thi C氏（女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：Pham Quoc T氏（男）、Q省人民裁判所の所属職員

2005年6月22日、Q省人民裁判所にて、事件の裁判における2005年6月2日付決定第09/2005/QDXX-ST号に従い、2005年4月28日受理の商品売買契約紛争に関する事件04/2005/TLST-KDTM号の第一審裁判を公開して次の当事者間で行う。

1. 原告：N織物社、D市L区H街区Ngo Thi Nham通り50番地に所在する。

原告の合法的代表：Nguyen Anh T氏（男）、1965年生、社内法務担当者で、同社社長の委任による代表（2005年5月7日付委任書）。

2. 被告：X織物工場、本社はQ省D県N町に所在する。

被告の合法的代表：Mai Xuan Q氏（男）、1968年生、Q省D県N町My Hoa通りに居住する。同工場の法定代理人（織物工場所有者）である。

次の通り認知する。

2005年3月21日付起訴状及び事件解決過程中的陳述内容によれば、N織物社の代表は次の通り陳述する。

2002年5月31日と2002年8月5日、N織物社はX織物社に中国製織機1515A-180号を24台売却した。商品の総額は420,840,000ドンであるが、未払いである。N織物社は裁判所に対し、X織物工場が420,840,000ドン及びベトナム国家銀行の規定に従って遅延金利を支払うよう解決を要請する。

2005年5月12日付陳述書によれば、被告の合法的代表であるMai Xuan Q氏（男）は次の通り陳述する。

X織物工場はN織物社から24台の織機を一台あたり16,700,000ドン（付加価値税は含まない）で購入した。ただし、N織物社より納品された織機は両者で取り決めた品質と異なり、また一部部品の不足がある。X織物工場はN織物社へ不足金額の支払いに同意するが、その条件として、X織物工場が織機操業のために支出した費用（費用詳細書は裁判所に提出済み）は差し引かれなければならない。

次の通り評価する。

事件書類の所属資料で法廷において審理されたものの研究、且つ法廷での訴訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

N 織物社は X 織物社に 24 台の織機を総額 400,800,000 ドン（付加価値税は含まない）で売却した。（原告と被告は、この内容について一致しており、紛争は生じていない）。

N 織物社は X 織物工場に 24 台の織機を納品したが、契約に取り決められた一部の部品が不足しており、織機操作が不可能となった。N 織物社は KCS 品質管理部所属職員である Nguyen Van T 氏（男）を X 織物工場へ派遣した。この職員は X 織物工場で、不足部品の確認及び部品リスト（BL 12 号、13 号）の作成を行った後、N 織物社の経営陣へ報告した。この部品リストに基づき、N 織物社は、不足部品の総額を 144,326,760 ドンで算定し、詳細書（BL 14 号、15 号）を作成した。但し、算定時に、N 織物社は部品の一部の数量及び価格を誤算し、且つ使用不可能な部品の価格について計算しなかった。再算定の結果、部品リストに沿った不足部品の代金総額は 180,337,330 ドンとなる。

Nguyen Van T 氏は一回目の確認後、一部部品の不足があったため、それらを補修した。これは織機の刃 5130 号が 144 個、総額が 8,640,000 ドン、機械設置報酬が 33,600,000 ドン（BL 16 号、17 号）である。このため、Nguyen Van T 氏が部品補修した後の不足部品の代金総額は 188,977,330 ドン（180,337,330 ドン+8,640,000 ドン）となる。

N 織物社及び X 織物工場が不足部品の確認及び部品リストの作成を行った後に、X 織物工場に引き渡すために P 有限会社（ハノイ）は、N 織物社に総額 32,882,000 ドンの部品 11 種類を送付した。X 織物工場はこれらの部品の適正な受領を認めているため、この金額は差し引かれるべきである。このように、N 織物社が X 織物工場に提供していない不足部品の総額は 156,095,330 ドン（188,977,330 ドン - 32,882,000 ドン）となる。これらの部品に関し、X 織物工場は織機操作を確保するために、自ら購入したため、N 織物社に対しこの金額 156,095,330 ドンを返還するよう要請すべきである。

両者間の契約によれば、N 織物社は、専門家による機械設置報酬を負担しなければならないが、N 織物社はそれを実行しなかったため、X 織物工場は自ら専門家を雇って機械の設置を行った。このため、X 織物工場は N 織物社に対し、この代金である 33,600,000 ドン（1,400,000 ドン/1 台）を返還するよう請求する。但し、N 織物社の代表は、機械設置報酬が 8,400,000 ドン（350,000 ドン/1 台）であると主張している。裁判所は、織機の残存価値が 80%に限られるため、専門家による機械設置報酬が 19,200,000 ドン（800,000 ドン/1 台）とするのは、根拠があるものとする。

X 織物工場は 24 台の織機を 400,800,000 ドン（16,700,000 ドン/1 台）で購入したが、付加価値税が含まれないため、同工場は 20,040,000 ドン（5% x 400,800,000 ドン）の付加価値税を負担しなければならない。X 織物工場が N 織物社に 24 台の織機の購入金額として支払うべき総額は 420,840,000 ドン（400,800,000 ドン+20,040,000 ドン）とする。不足部品の金額及び機械設置報酬の合計 175,295,330 ドン（156,095,330 ドン+19,200,000 ドン）を差し引き、X 織物工場は N 織物社に 245,544,670 ドン（420,840,000 ドン - 175,295,330 ドン）を支払わなければならない。

第一審の法廷において、原告の代表は X 織物工場に対する遅延金利請求を撤回したため、裁判評議会はこの請求を審議しない。原告は他に、X 織物工場に対し、2 年間にわたる機械使用料に関し 106,840,000 ドンの支払いを追加請求した。裁判所は、N 織物社が X 織物工場に 24 台の織機を売却し、現時点にこの売却金を支払うよう X 織物工場に要請しているため、原告の代表による上記の請求には認可の根拠がないものとする。

X 織物工場が N 織物社の確認書通りに受領した部品で、使用不可能なもの（8 種類）に関しては、N 織物社は X 織物工場に対し、代金を返還するよう請求する。このため、裁判評議会は X 織物工場に対し、これらの部品を N 織物社へ返還するよう要請すべきである。

被告の代表は、N 織物社が 24 台の織機をドビー装置及び軸の回転装置を伴う状態で供給すべきであったが、これらの部品のうち一部が一時的に利用可能、一部が使用不可能となったことより、これらの部品の金額の除外を請求する。但し、裁判所は、N 織物社が不足部品及び使用不可部品のリストを作成する目的での確認の際に、X 織物工場がこの内容に関し、一切の請求を行わなかったため、この請求を認める根拠がないものとする。

当事者は 1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号の規定に従い、第一審訴訟費用を負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

経済契約法令第 22 条、第 23 条、第 31 条、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号、2004 年 8 月 24 日付財務省大臣決定第 69/2004/QD-BTC 号の適用により、

X 織物工場に対し 24 台の中国製織機 1515A-180 号の売却金の支払いに関する N 織物社の請求の一部を認める。

X 織物工場は N 織物社に対し、245,544,670 ドン（二億四千五百五十四万四千六百七十ドン）を支払わなければならない。

X 織物工場は N 織物社に対し、X 織物工場が受領したものの、使用できない 8 種類を返還しなければならない（詳細リストの添付）。

X 織物工場に対する機械使用料 106,840,000 ドンの N 織物社による支払い請求を認めない。

N 織物社により判決執行請求書の提出があったにも関わらず、X 織物工場が上記の金額を任意に支払わない場合、判決執行の遅延期間における未執行金額の金利分を国家銀行規定の遅延金利で、負担しなければならない。

N 織物社は、第一審の訴訟費用として 11,464,000 ドンを負担しなければならないが、2005 年 4 月 28 日付 Q 省判決執行郡発行領収書 009407 号に従って納付した第一審訴訟費用の寄託金額 7,512,000 ドンの差額分 3,952,000 ドンの納付となる。

X 織物工場は、第一審の経済的訴訟費用として 10,366,300 ドンを負担しなければならない。

当事者の合法的代表は、判決日より 15 日以内に、D 市最高人民法院の控訴審裁判所が控訴審の手続きに従って再審するよう、この判決書に対し控訴する権利を有する。

受領先：

- N 織物社
- X 織物工場
- Q 省人民検察院
- 事務所、人民裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Nguyen Van A

備考：この事件は 2005 年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効に関する記載がない。

2. 第2編の判決書

H 市人民裁判所

2005年9月21日付判決書
279/2005/KDTM-ST号

合弁契約の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に代わり

H 市人民裁判所

次の第一審裁判評議会会員により

裁判長を務める裁判官：Nguyen Thi M 氏（女）

各人民陪審員：1. Le Van T 氏（男）

2. Nguyen Thi H 氏（女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：Nguyen Quang B 氏（男）、H 市人民裁判所の所属職員

2005年9月21日、H 市人民裁判所にて、事件の裁判における2005年9月5日付決定第588/2005/QDXX-ST号に従い、1999年12月27日に受理した合弁契約の紛争に関する事件565/TLST-KDTM号の第一審裁判を公開して次の当事者の間で行う。

1. 原告：M 商業有限会社で、H 市 Y 区 X 街区 S 通り 114/11C 番地に所在する。

原告の委任代表：2005年9月21日付委任書による Nguyen Van V 氏（男）及び Nguyen Thi Lan N 氏（女）（出席）

原告の合法的権利及び利益保護者：弁護士 Nguyen Van T 氏、H 市弁護士団所属弁護士（出席）

2. 被告：P 旅行サービス会社、H 市 K 区 P 街区 L マンション 2/15 番地に所在する。

被告の委任代表：2005年9月19日付委任書による Nguyen Chanh L 氏（男）（出席）

被告の合法的権利及び利益保護者：弁護士 Huynh Q 氏で、H 市弁護士団所属弁護士（出席）

次の通り認知する。

1999年12月2日付起訴状（2005年9月19日付文書02/CV/05号で補足済み）によれば、原告である M 商業有限会社は次の通り陳述している。

原告及び被告である P 旅行サービス会社は、Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約 22/HD-96 号（1996年10月12日に調印）及び契約付録 01 号（1996年11月26日に調印）、契約付録 02 号（1998年4月29日に調印）、契約付録 03 号（1998年12月9日に調印）を取り交わし、その内容としては、H 市 T 区 Q 街区 H 通り 3 番地に所在する Bowling 商業サービス合弁有限会社を設立し、ボーリング及び付属サービス（電子ゲーム、喫茶店、軽食供給、ギフト、衣装、スポーツ用品などの販売）を提供するものである。1997年6月1日、P 旅行サービス会社及び M 商業有限会社は、ボーリング商業サービスセンターにおける共同出資に関する契約書 07/HD-97 号を取り交わした。1998年9月1日、P 旅行サービス会社及び M 商業有限会社、Truong Chi D 氏は、合弁出資契約の補足文書に調印した。この補足文書には、当事者は契約書 07/HD-97 号の第 II 条に定めたように、

Truong Chi D 氏の出資分を M 商業有限会社へ移転することに合意する（つまり、2 件契約における M 商業有限会社の出資総額が 1,680,000 ドルとなり、合弁会社全体の 70%を占める）。M 商業有限会社は、契約書に沿って BOWLING S 商業サービスセンターの建設投資に 15,829,726,860 ドンを出資して自らの責任を完遂した。但し、P 旅行サービス会社が契約書の取り決めに沿って合弁会社を設立することができなかったため、M 商業有限会社は P 旅行サービス会社に対し、次のように、同社が M 商業有限会社から受領した出資全額及びその金利分を銀行規定の金利から換算して返還するよう求めて起訴状を提起した。

出資額は 15,396,304,144 ドン、2005 年 9 月 21 日までの金利は 11,438,702,942 ドンである。1996 年 10 月 12 日付合弁契約書 22/HD 号を破棄すること。

説明文書及び陳述聴取調書によると、P 旅行サービス会社は M 商業有限会社と契約及び契約付録を取り交わしたことについて確認した。詳細は次の通りとなる。

1996 年 10 月 12 日、P 旅行サービス会社は、M 商業有限会社と契約書 22/HD-96 号を締結した。その後、両者は再度協議し、P 旅行サービス会社と Truong Chi D 氏個人との契約書の形式を変更した（以前契約と比較して契約締結日、契約番号、基本内容に変更はない）。2 度目の変更箇所は、M 商業有限会社の出資額に関して、1,633,333 ドルから 1,680,000 ドルへ増資した。その後、1998 年 9 月 1 日、P 旅行サービス会社及び M 商業有限会社、Truong Chi D 氏の三者は、合弁出資契約の補正文書に調印した。それによると、Truong Chi D 氏は自己の出資分を M 商業有限会社へ移転することに同意する。1996 年 10 月 12 日付契約書 22/HD 96 号の履行責任は、Truong Chi D 氏個人に対しては関係がなくなる。

原告の請求について：P 旅行サービス会社は、M 商業有限会社より出資額として 70,000 ドル（778,100,000 ドン相当）及び 14,477,564,144 ドンの合計 15,255,664,144 ドンを現金で受領することを確認した。但し、P 旅行サービス会社は、工事の会計監査が未だ行われなことを理由に、この代金を M 商業有限会社へ返還することに同意していない。M 商業有限会社に対し、工事の会計監査を行い、それを基に両者間の支払いを行うために、関連資料を提供するよう提議する。上記の金額には、P 旅行サービス会社が M 商業有限会社のために、代行として銀行より融資を受領した金額・6,600,000,000 ドンが含まれる。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での訴訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

1. 紛争関係と事件解決の権限について

H 市 T 区 Q 街区 H 通り 3 番地に所在する Bowling 商業サービス合弁有限会社を設立し、ボーリング及び付属サービスを提供することを目的とした、Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約 22/HD-96 号（1996 年 10 月 12 日に調印）及び契約付録 01 号（1996 年 11 月 26 日に調印）、契約付録 02 号（1998 年 4 月 29 日に調印）、契約付録 03 号（1998 年 12 月 9 日に調印）は、経済契約である。この契約の紛争解決権限は H 市人民裁判所にあるものとする。

以前、事件を受理した後に裁判所は、Kexim ファイナンシャルリース社と M 商業有限会社との間における、BOWLING S センターのボーリング設備の割賦販売契約に関する経済紛争事件の解決結果への待機期間中は、事件の審議を停止していた。裁判所は現在、Kexim ファイナンシャルリース社と M 商業有限会社との間における BOWLING S センターのボーリング設備の割賦販売契約に関する経済紛争事件の解決結果への待機の必要はないと判断し、裁判を継続する。

法的価値に関しては、H 市 T 区 Q 街区 H 通り 3 番地に所在する Bowling 商業サービス合弁有限会社を設立し、スポーツやボーリング及び付属サービスを提供することを目的とした、P 旅行有限会社と商業有限会社との間における Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約 22/HD-96 号（1996

年10月12日に調印)及び契約付録01号(1996年11月26日に調印)、契約付録02号(1998年4月29日に調印)、契約付録03号(1998年12月9日に調印)は共同事業の合弁契約である。1989年4月10日付大臣評議会(現在は政府)決定第38/HDBT号第4条に、「経済連結組織は個別の名称及び活動規則を有する。この名称及び活動規則は所属組織によって法律の規定に従って協議、確定されるもので、権限を有する国家機関によって事業活動が認可されなければならない」と規定されている。Bowling商業サービス合弁有限会社の実状は、権限を有する国家機関による設立許可を一切受けていなかった。1998年2月21日付H市人民委員会決定第875/QD-UB-KT号があるが、これは、P旅行サービス会社が投資主としてBowling S商業サービスセンター事業を実施することを許可するものである。このように、1996年10月12日付契約書22/HD-96号は、1989年4月10日付大臣評議会決定第38/HDBT号第4条の規定に定めた要件を満たさないため、完全に無効なものとする。

他に、1998年2月21日付H市人民委員会決定第875/QD-UB-KT号第1条第7項の規定に従うと、Bowling S商業サービスセンターを実現するための投資資金は、現行規定に沿った融資資金である。P旅行サービス会社がBowling S商業サービスセンターを実現するために、M商業有限会社から資本を調達する行為は、上記のH市人民委員会の決定に違反するのである。これにより、P旅行サービス会社とM商業有限会社の間における、Bowling商業サービス合弁有限会社の設立に関し1996年10月12日に締結された契約書22/HD-96号も完全に無効な契約とする。

実際には、当事者が上記の各契約の履行を開始しているため、完全に無効な契約書に付属する財産の取り扱いは、経済契約法令第39条及び現行の関連規定に従うものとする。

2. 当事者の請求について

原告は裁判所に対し、被告(P旅行サービス会社)が次のとおりに、M商業有限会社から受領した出資全額及びその金利分を返還するよう解決を請求する。

●出資額：15,396,304,144 ドン

●2005年9月21日までの金利：11,438,762,942 ドン

●P旅行有限会社及びM商業有限会社の間における1996年10月12日付合弁契約書22/HD-96号を破棄すること。

M商業有限会社がBowling S商業サービスセンター建設に出資した資金額は、2003年10月13日付調書における両者間の確認によれば、15,255,664,144 ドン(70,000ドル<778,100,000 ドン相当>及びベトナム通貨14,477,564,144 ドン)である。但し、M商業有限会社がP旅行サービス会社に対し返還を請求している金額は15,396,304,144 ドンである。つまり、140,640,000 ドンの差額が発生する。この差額は、P旅行会社所属のBowling S商業サービスセンターが商工銀行12号支店より借り入れた金額の金利分であり、M商業有限会社によって銀行へ支払われたものである。この金利分に関しては、P旅行サービス会社はM商業有限会社に領収書を発行し、M商業有限会社によるBowling S商業サービスセンター建設への出資金として取り扱った(1998年9月30日付領収書49号、1998年10月27日付領収書40号、1998年11月30日付領収書43号に反映される)。このように、M商業有限会社がP旅行サービス会社に対し、出資額15,396,304,144 ドンの返還請求を認める根拠があるものとする。

当該工事の会計監査を待ってから、M商業有限会社に上記の金額を返還するというP旅行サービス会社の主張は、根拠がないものとする。これは、Bowling S商業サービスセンターの投資主がP旅行サービス会社であり、当該工事の会計監査がP旅行サービス会社の責任の下に行われるべきとし、完全に無効な契約の取り扱いに関し、M商業有限会社から受領した金額の返還には関係しない理由による。さらに、P旅行サービス会社がM商業有限会社から受領した金額は、適正な書類に反

映され、両者によって確認されたものである。現時点では、P 旅行サービス会社が M 商業有限会社に発行した領収書の不正な性質に関し、権限を有する機関からいかなる結論も出されていない。

P 旅行サービス会社は、M 商業有限会社の出資額 15,255,664,144 ドンは、P 旅行サービス会社が代行として M 商業有限会社のために、銀行より借り入れた金額 6,600,000,000 ドンを含むものと主張している。これは、事件書類に付属する証拠に反映されず、さらに P 旅行サービス会社も法廷において新規の証拠を追加提出することができないものである。1998 年 9 月 24 日付付録 2 号、1998 年 12 月 9 日付付録 3 号によれば、6,600,000,000 ドンの銀行融資額は、P 旅行サービス会社による合弁会社への増資額である。このため、M 商業有限会社の出資額より 6,600,000,000 ドンを差し引くべきとの P 旅行サービス会社の意見は、認めるにあたり根拠がない。

M 商業有限会社が P 旅行サービス会社に対し支払いを請求する金利分は、完全に無効な契約書に付属する財産の取り扱いに関する経済契約法令第 39 条の規定に適合しないため、認められないものとする。

M 商業有限会社と P 旅行サービス会社の間における Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約（1996 年 10 月 12 日付 22/HD-96 号）及び契約付録を破棄するという M 商業有限会社の請求は、完全に無効な契約書に付属する財産の取り扱いに関する経済契約法令第 39 条第 1 項 b 号の規定に適合するため、認められるものとする。

P 旅行サービス会社は、2005 年 9 月 21 日付文書 147/CV-2005 号を裁判所に提出し、Truong Chi D 氏及び Truong My H 氏を事件の訴訟に参加させるよう提議した。これに関し、裁判評議会は、原告（M 商業有限会社）の起訴状により、M 商業有限会社と P 旅行サービス会社との間の紛争が Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約（1996 年 10 月 12 日付 22/HD-96 号）及び契約付録についての紛争であると認定する。この期間中、P 旅行サービス会社は Truong Chi D 氏と、Bowling S 商業サービスセンターの設立に関する共同出資契約を取り交わした。1998 年 9 月 1 日、P 旅行サービス会社及び M 商業有限会社、Truong Chi D 氏の三者は合弁出資契約の補足文書に調印した。これによると、Truong Chi D 氏は、自分の出資全額を M 商業有限会社へ移転することに同意している。1996 年 10 月 12 日付契約書 22/HD-96 号の履行責任は Truong Chi D 氏と関係がなくなる。2005 年 8 月 3 日付和解調書によると、P 旅行サービス会社は、事件の解決が P 旅行サービス会社及び M 商業有限会社のみに関係するものとし、他の個人に一切関与しないと認めている。このため、上記の文書 147/CV-2005 号の通りに、Truong Chi D 氏及び Truong My H 氏を事件の訴訟に参加させ、同文書に記述した問題の解決を行うという P 旅行サービス会社の提議は、P 旅行サービス会社と M 商業有限会社との間の事件解決範囲に属さない。

3. 訴訟費用について

P 旅行サービス会社は、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号第 15 条第 2 項、第 19 条第 1 項の規定に従い、第一審の経済訴訟費用として 42,396,404 ドンを負担しなければならない。

M 商業有限会社は、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号第 15 条第 2 項、第 19 条第 1 項の規定に従い、第一審の経済訴訟費用として 38,438,702 ドンを負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

民事訴訟法第 29 条第 1 項、第 210 条第 1 項、第 236 条、第 239 条に従い、

経済契約法令第 8 条 a 項、第 39 条第 1 項 b 号、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号、財産に関する裁判及び判決執行の指導について規定する最高人民裁判所・最高人民検察院・司法省・財務省の 1997 年 6 月 19 日付共同通達第 01/TTLT/TANDTC-VKSNDTC-BTP-BTC 号の適用により、次の通り判決する。

1. M 商業有限会社の請求の一部を認め、P 旅行サービス会社に対し Bowling S 商業サービスセンターの建設出資額の 15,396,304,144 ドン（百五十三億九千六百三十万四千百四十四ドン）を返還しなければならないと要請する。

2. M 商業有限会社と P 旅行サービス会社の間における Bowling 商業サービス合弁有限会社設立契約（1996 年 10 月 12 日付 22/HD-96 号）及び契約付録を破棄する。

3. M 商業有限会社によって判決執行請求書が提出されてから判決執行が終了するまで、P 旅行サービス会社は毎月、判決執行の遅延期間における未執行金額の金利分を国家銀行規定の遅延金利で負担しなければならない。

4. 訴訟費用について

P 旅行サービス会社は、第一審の経済訴訟費用として 42,396,304 ドン（四千二百三十九万六千三百四ドン）を負担しなければならない。

M 商業有限会社は、第一審の経済訴訟費用として 38,438,702 ドン（三千八百四十三万八千七百二ドン）を負担しなければならないが、1999 年 12 月 24 日付 H 市判決執行室発行領収書 022091 号に従って納付した第一審訴訟費用の寄託金額 22,624,000 ドン（二千二百六十二万四千ドン）の差額分である 15,814,702 ドン（千五百八十一万四千七百二ドン）の納付となる。

5. 当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- M 商業有限会社
- P 旅行サービス会社
- H 市人民検察院
- 事務所、経済裁判所、事件の書類に保管

**第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官**

Nguyen Thi M

備考：この事件は 2005 年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がない。

第四節：労働事件に関する第一審判決書

1. 第1編の判決書

B省P市人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

2005年6月11日付判決書

01/2005/LD-ST号

労働契約の紛争について

ベトナム社会主義共和国に代わり

B省P市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Nguyen Van A氏（男）

各人民陪審員：1. Tran Thi H氏（女）

2. Mai Thi M氏（女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：Nguyen Luu T氏（男）、B省P市人民裁判所の所属職員

法廷に参加するB省P市人民検察院代表：Nguyen Quang D氏（男）、検察官

2005年6月11日、B省P市人民裁判所にて、事件を裁判にかける2009年5月20日付決定第65/2005/QDXX-ST号に従い、2005年2月25日に受理した労働契約の紛争に関する事件01/2005/TLST-LD号の第一審裁判を公開して次の当事者の間で行う。

1. 原告：Do Dai L氏（男）、B省P市P街区2号住民集団に居住する。

原告の合法的権利及び利益保護者：弁護士Nguyen Toan H氏（男）、B省弁護士団直轄TT弁護士事務所所属弁護士

2. 被告：B建設コンサルティング社、本社はB省P市C街区に所在する。

被告の合法的代表：Tran Hieu T氏（男）、被告の委任による代表（2005年3月12日付委任書63/TVXD-TC号）

次の通り認知する。

2005年2月21日付起訴状によれば、原告であるDo Dai L氏（男）は次の通り陳述する。

原告とB建設コンサルティング社（被告）は1995年3月1日に労働契約を取り交わした。この労働契約書の内容によれば、原告は1995年3月1日より、無期限形式の労働契約の下で労働を行う。職務はグループ長、担当業務は土壌物理的性質の試験を行う業務で、基本給与は月に366,000ドンとし、会社の規定するノルマによって支払われる。

1998年、原告は土壌物理的性質試験室の室長に昇進した。2000年8月18日、建設省は決定第1154/QD-BXD号を公布し、土壌及び建設資材の物理的性質試験室を認定する。この決定は署名日より発効し、2003年8月15日に法的効力が終了する。

2001年10月21日、B建設コンサルティング社は決定第105B/QD-TVXD号を発行し、B建設コンサルティング社所属の調査工場が直轄する、土壌及び建設資材の物理的性質試験室を再設立した。この際に、新規の決定書はないが、原告は継続して同試験室担当者の役職を担った。

2004年8月21日、B建設コンサルティング社は、決定第130B/QD-TVXD号を発行し、Pham Dinh T氏（地質技師で、調査工場の副工場長）を2004年9月1日よりB建設コンサルティング社所属の調査工場が直轄する、土壌及び建設資材の物理的性質試験室の室長に任命した。

2004年10月22日、調査工場は決定第22/QD-XNKS号を発行した。この決定によれば、原告は試験室の担当業務に関してT氏に引き継ぎを行い、他の職務を引き受けるよう求められた。

2004年10月31日、原告は、労働契約を2004年12月16日に終了を求める提議書を提出した。

2004年12月1日、原告は労働契約を引き続き履行する通知書を提出した。この期間中に、原告は年間休暇を取る提議書を提出した。2004年11月17日、会社は原告に2004年11月19日から2005年1月7日までの休暇を取らせた。休暇期間中の2004年12月4日に、会社は通知書第452/TVXD-TC号を発行し、原告との労働契約を、2005年1月15日を以って終了することを通知した。

2005年1月28日、B建設コンサルティング社は、決定第22/QD-TVXD号を発行し、原告との労働契約を、2005年2月10日を以って終了することについて決定した。

原告は、2005年1月28日付決定第22/QD-TVXD号が不正なものであると主張し、2005年2月23日にB省P市人民裁判所に起訴状を提起し、次の通り請求する。

- B建設コンサルティング社（被告）は上記の決定第22/QD-TVXD号を破棄し、原告を通常の仕事に復帰させること。

- 被告は、決定第22/QD-TVXD号によって発生した原告への損害に関し、次の通り賠償すること。

●非勤務期間（2005年2月10日から第一審裁判日までの期間）における給与で、基本給与の3.05倍（給与係数）及び室長の職務手当（基本給与の0.3倍）。

●労働法第41条第1項に従い、一方的に契約を解除する行為によって賠償すべき基本給与及び2ヶ月分の手当てである1,943,000ドン（290,000ドン/月 x (3.05 + 0.3)）。

B建設コンサルティング社（被告）は、原告が述べた事情に関し否定していない。但し、同社は原告の請求に同意せず、次の理由により自社の契約終了が適法であると主張する。

●原告が労働契約の終了について提議したため、2004年11月17日に会社の経営陣は会議を行い、原告の希望通りに労働契約を終了することで一致した。

●原告の業務能力が非常に限られており、又社内の団結心を大きく破壊するものであること。

●原告を室長の役目に任命する決定は、1998年から2004年8月15日にまで効力を有するものである。原告は2004年10月22日に仕事を他人に引き継ぎしたため、室長としての役職を失い、同職における責任手当（基本給与の0.3倍）を受領することができないこと。

次の通り評価する。

事件書類の所属資料で法廷において審理されたものの研究、且つ法廷での訴訟の結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

1. L氏（原告）が提示する事情について：労働契約の締結日、給与、室長としての在任期間、室長としての非在任期間、2004年10月31日付労働契約終了提議書、原告による労働契約の履行通知書、被告による労働契約の終了決定はすべて適正なものであり、B建設コンサルティング社（被

告)もこれを否定しない。裁判所は、民事訴訟法第80条に従ってこれらの事情が真実であると認める。

2. B建設コンサルティング社(被告)がDo Dai L氏(原告)に対し労働契約を終了させることについて

●B建設コンサルティングは、労働契約を終了する際の理由として、L氏が2004年10月31日に労働契約終了を希望する提議書(34号記録書)を提出したことを挙げている。会社は、この提議書を検討した結果、L氏との労働契約終了に同意した。但し、L氏は、会社から労働契約の終了通知を受領したことに関して認めていない。事件の解決過程中及び法廷では、B建設コンサルティング社は、労働契約の終了提議に関する自社承認について証明するための証拠提示ができていない。このため、労働法第36条第3項の規定に従い、B建設コンサルティング社が提示する労働契約終了に関する両者間の合意がなされたことについて認める根拠がない。

さらに、労働法第40条の規定に「当事者は、労働契約を一方的に終了することに関し、事前に通知した期限までに破棄することができる。」とある。L氏とB建設コンサルティング社との労働契約は無期限形式の契約である。労働法第37条第3項の規定によれば、この形式の契約に関する事前通知期間は45日間とされている。2004年10月31日、L氏は45日後の契約終了についての提議書(34号記録書)を提出した。つまり、事前通知の期限は2004年12月16日までとなる。この期間中、L氏は通常通り勤務をしており(B建設コンサルティング社による記録書56号で陳述聴取調査に確認済み)、2004年12月1日に労働契約の終了意向を断念したため、法律の規定に適合するものとする。この内容に関し、B建設コンサルティング社も認めたため、民事訴訟法第80条第2項に従い、それが真実であることで認める。このため、B建設コンサルティング社はL氏との労働契約を一方的に終了させたものとし、労働法第36条第3項の規定に従って労働契約を終了するものではない。

●B建設コンサルティング社は、自社の労働契約終了が適法であると主張する理由として、L氏が責務を完遂せず、社内の団結心を破壊し、党組織及び労働組合によって懲戒処分を受けたことをあげている。この理由は根拠がないものとする。労働法第38条第1項a号の規定によれば、「雇用者は次の場合に労働契約を一方的に終了させることができる。

a. 労働者が契約に取り決めた責務を十分に完遂しない場合」。

労働法の労働契約の一部条項の詳細規定及び施行指導について規定する2003年5月9日付政令第44/2003/ND-CP号第12条第1項によれば、「労働者が労働契約に取り決めた責務を十分に完遂しないとは、主観的な事情によって労働ノルマ或いは責務を完遂せず、それが調書として作成され、又は書面による戒告が月に最低2回にわたって行われ、その後も回復しないことをいう。責務の未完遂の程度は、労働契約又は共同労働条約、労働規則のいずれかに記載される。」

法廷では、B建設コンサルティング社は、L氏が責務を十分に完遂しないことについて証明する証拠を提示することができない。具体的には、B建設コンサルティング社がL氏に与える責務で、L氏によって完遂されていないことを示す文書はなかった。B建設コンサルティング社はL氏に対し、業務の戒告文書も出さなかった。このように、L氏が責務を十分に完遂しないことについて確定するための根拠が不足している。

●他に、労働契約を一方的に終了した際に、B建設コンサルティング社は、会社の労働組合執行委員会との相談、B省労働傷病兵社会福祉局への報告等法的手続きを適正に行わなかった。このように、B建設コンサルティング社による労働契約終了は労働法第38条第2項の規定に違反するものとする。

上記の理由により、B建設コンサルティング社がL氏(原告)との労働契約を一方的に終了する行為が違法であるため、裁判評議会はL氏の請求を認め、2005年1月28日付決定第22/QD-

TVXD 号を破棄するとともに、B 建設コンサルティング社に対し L 氏を契約に取り決めた業務に復帰させるよう要請し、又同社が L 氏に対し、2005 年 2 月 10 日から第一審裁判日（2005 年 6 月 11 日）までの非勤務期間における給与を次の通り支払うよう要請すべきである。

290,000 ドン/月 x 3.05 x 4 箇月 + 290,000 ドン/月 x 3.05 x 2 箇月 = 5,307,000 ドン

3. 室長職務における責任手当てについて

B 建設コンサルティング社が 1998 年に、L 氏を土壌及び建設資材の物理的性質試験室室長に任命した決定は行政決定であり、1995 年の L 氏との労働契約を変更・補充するものではない。さらに、この決定は 2004 年 8 月 15 日に効力を失った。この期限の以降に、L 氏に試験室を継続して担当させる理由は、事業活動上の需要があるためである。また、B 建設コンサルティング社は自社の事業活動に限って決定する権利を有する。このため、これは労働法第 33 条に規定する労働契約の変更・補充に該当しない。

このように、L 氏（原告）による室長職務における手当ての支払い請求は、根拠がないものとする。

訴訟費用に関し、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号第 21 条の規定に従い、B 建設コンサルティング社は第一審訴訟費用として 159,000 ドンを負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

労働法第 38 条第 1 項、第 40 条及び第 41 条、労働法の労働契約条項の一部の詳細規定及び施行案内について規定する 2003 年 5 月 9 日付政令第 44/2003/ND-CP 号第 12 条第 1 項、1997 年 6 月 12 日付訴訟費用及び裁判手数料に関する政令第 70/CP 号の適用により、次の通り判決する。

1. 2005 年 1 月 28 日付 B 建設コンサルティング社決定第 22/QD-TVXD 号を破棄し、同社に対し L 氏を 1995 年 3 月 1 日付労働契約に沿って業務に復帰させるよう要請する。

2. B 建設コンサルティング社に Do Dai L 氏へ 5,307,000 ドンを賠償するよう要請する。

判決の発効後、原告によって判決執行請求書が提出されたにも関わらず、判決執行に従わない場合、被告は、未執行金額に対しての金利分を国家銀行規定の基本金利で換算して負担しなければならない。

3. B 建設コンサルティング社に対し室長職務における手当ての支払いを求める Do Dai L 氏の請求を認めない。

4. 訴訟費用について：B 建設コンサルティング社は第一審の労働訴訟費用として 159,000 ドンを負担しなければならない。

5. 当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Do Dai L 氏
- B 建設コンサルティング社
- B 省 P 市人民検察院
- 事務所、労働裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Nguyen Van A

備考：この事件は2005年に裁判されたため、決定部分に判決執行請求権、判決執行義務、判決執行の時効についての記載がない。

2. 第2編の判決書

H 市人民裁判所

2005年8月24日付判決書
04/2005/LD-ST号

解雇処分の紛争について

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に代わり

H 市人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Le Son H 氏（男）

人民陪審員：1. Dao Thi Th 氏（女）

2. Do Van N 氏（男）

裁判調書を作成する裁判所秘書：Nguyen Van Th 氏（男）、H 市人民裁判所の所属職員

法廷に参加する H 市人民検察院代表：Nguyen Thi X 氏（女）、検察官

2005年8月24日、H 市人民裁判所にて、事件を裁判にかける 2006年8月1日付決定第 28/2006/QDXX-ST 号に従い、2005年4月7日に受理した解雇処分の紛争に関する事件 03/2005/TLST-LD 号の第一審裁判を公開して次の当事者の間で行う。

1. 原告：Vu Trong Quoc H 氏（男）、H 市 L 通り 99 番地 DK 住宅 403-A2 号室に居住する。

原告の合法的権利及び利益保護者：弁護士 Tran Hoang A 氏（男）、H 市弁護士団直轄 A 弁護士事務所所属弁護士

2. 被告：VS 合弁会社で、本社は H 市 T 区 N 通り 76 番地に所在する。

被告の委任による合法的代表：Phan Huong T 氏（女）、H 市 T 区 Y 街区 X 通り 25 番地に居住する（2005年5月12日付委任書 63/TVXD-TC 号）。

次の通り認知する。

2005年3月30日付起訴状及び法廷での陳述内容によれば、原告の Vu Trong Quoc H 氏は次の通り陳述している。

1996年5月24日、原告と被告（VS 合弁会社）は労働契約を取り交わし、契約の期限は 1995年7月1日から 2015年5月15日までの 20年間とした。原告の職務及び責務は事務所の所長で、基本給与が月に 900 ドル、職務手当が月に 100 ドルとした。

1997年末に、事務所と財務室が総務室に統合され、会計長である K 氏が事務所の所長に任命された。1997年12月26日、VS 合弁会社の取締役社長が決定第 31/VP-TCNS 号を発行し、原告から事務所長の職務を解き、取締役社長の専門家として異動、実際業務が取締役社長及び第一副社長によって直接に割振られ、給与は月に 302.4 ドルとされた。この決定により、原告は継続して総務室に勤務し、具体的な業務としては、法律研究に関する取締役社長の補佐、会社の規則・規定の整備及

び研究、取締役社長及び第一副社長により割振られる日・週・月単位の一般業務の履行、会社職員の能力向上を目的とする育成・養成事業及びプログラムの研究等であった。

原告は、上記の第 31 決定によって割振られる業務について同意し、1998 年 1 月 1 日より新規職務への従事を開始した。

2004 年 10 月 3 日、VS 合弁会社は決定第 188/VS/TCNS 号を発行し、原告を法律研究業務及び事務所長の業務割り当てにより事務所業務へ異動、給与は以前と同様とした。

原告は、この決定に同意せず、同決定が違法で、会社と締結した最初の労働契約に適合しないものと主張する。但し、会社は原告の意見に対応せず、引き続き 2004 年 12 月 7 日付決定第 87/VS/VP 号を発行、原告に戒告処分、2005 年 1 月 24 日付決定第 189/VS/VP 号で、原告を低給与の他業務へ 6 箇月間異動する懲戒処分、2005 年 3 月 23 日付決定第 191/VS/VP 号で原告の解雇を決定した。

原告は、上記の決定の全てが違法であると主張するとともに、裁判所に VS 合弁会社が次の通り対応するよう訴訟解決を請求する。

●原告に対する全ての決定を破棄する。具体的には、上記の決定第 87 号、決定第 189 号、決定第 191 号とする。

●原告を労働契約に取り決めた業務に復帰させる。

●原告に、非勤務期間（2004 年 10 月 3 日より起算）の給与・302.4 ドル/月を賠償するとともに、法律の規定に沿って昇給を行うこと。

法廷では、VS 合弁会社（被告）は、事件の内容に関し原告の提示内容を認めるが、自社の各種決定が適正であると主張する。

2004 年 10 月 3 日、原告は会社の和解評議会に対し、原告と会社との紛争を解決するよう提議書を提出した。2004 年 10 月 9 日、会社の和解評議会は和解のために会議を行ったが、和解が成立しなかった。

2004 年 10 月 12 日、会社の取締役社長は通知書第 82/VS/VP 号を発行、原告に対し、苦情申し立て期間中においても決定第 188/VS/TCNS 号を履行するとともに、能力に応じて割当てられる業務実施における責務と請求した。原告が事務所長の指示に従わない場合、労働規律に違反するものとし、法律の規定に基づいて処分を受けるべきと記載されている。

原告は、上記の通知書に沿って行わず、事務所長によって割当てられた業務を遂行していない。2004 年 11 月 17 日、会社の取締役社長は引き続き、通知書第 84/VS/VP 号を発行、原告に対し決定第 188/VS/TCNS 号を厳守するよう要請したが、原告は相変わらずそれに従わなかった。2004 年 12 月 4 日、会社の懲戒処分評議会は、原告に対する懲戒処分に関する検討会議を行った。この会議で、懲戒処分評議会は、原告が生産活動に関する雇用主の命令を履行せず、2 箇月弱の間、業務報告を実施せず、会社の労働規則に違反したという結論を出すとともに、原告への戒告処分を提議した。2004 年 12 月 7 日、会社の取締役社長は、決定第 87/VS/VP 号を発行、原告に対する戒告処分を決定した。

戒告処分を受けた後、原告は相変わらず事務所長により割当てられた業務を遂行していない。2005 年 1 月 22 日及び 23 日、会社の懲戒処分評議会は、原告に対する懲戒処分に関する検討会議を実施する際に、原告を低給与の他業務へ 6 ヶ月間異動するという懲戒処分を提議した。

2005 年 1 月 24 日、会社の取締役社長は、決定第 189/VS/VP 号を発行、H 氏の懲戒処分として総務事務所事務委員会で、2005 年 1 月 25 日から 6 箇月の期間はタイピング等の業務へ異動し、給与を現行の 70%とした。懲戒処分の理由は、原告が 2005 年 12 月 7 日付決定第 87/VS/VP 号に伴う戒告

処分中に再度違反し、取締役社長の異動命令に従った履行及び業務報告を実施せず、上級担当者の業務割当てに従わないというものである。

2005年1月24日付取締役社長決定第189/VS/VP号を実行するために、総務事務所の事務委員会委員長のTran Chi C氏は、懲戒処分の決定第189/VS/VP号に沿って業務を原告に割当てたが、原告はC氏から割当てられた業務の遂行を拒否した。原告が引き続き割当てられた業務を遂行しないことを理由に、2005年3月20日、会社の懲戒処分評議会は、原告に対しての懲戒処分について検討会議を行い、原告に対する解雇処分を提議した。2005年3月22日、会社の取締役社長は決定第191/VS/VP号を発行、2005年3月27日よりのH氏の解雇処分を行うとともに、H氏への退職手当として15,000,000ドンの支払いを決定する。この決定に提示された解雇の理由は、原告が決定第189/VS/VP号に伴い他業務へ異動する懲戒処分中に再犯し、取締役社長の異動命令に従った履行及び業務報告を行わず、上級担当者の業務割当てに従わないというものである。

2005年3月28日、会社の取締役社長はH市労働傷病兵社会福祉局に報告書第466/VS/VP号を提出し、原告の解雇処分について報告した。

上記の理由により、VS合弁会社は原告の請求を認めないのである。

VS合弁会社は労働契約が終了する際に、手当てとして15,000,000ドンのみを原告に支払うことに同意する。

次の通り評価する。

事件の書類に所属する資料で、法廷で審理されたものを研究し、且つ法廷での訴訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する。

1. 原告と被告との労働関係について

1996年5月24日に原告と被告の間に取り交わされた労働契約によると、原告の職務は事務所長である。会社組織の仕組みの変更により、会社は1997年12月26日に、決定第31/VP-TCNS号を発行、原告を取締役社長所属の専門家として異動し、取締役社長及び第一副社長の指示によって業務が割当てられた。実際では、1998年1月1日より、原告の担当業務が会社の専門家として変更された。これらの事情は両者ともに認めたため、民事訴訟法第80条第2項に従い、真実として認められる。

原告は、他の業務への異動に反対していないため、事務所長から専門家への労働契約の変更に同意したことも意味する。

2. 決定第188号、87号、189号、191号を破棄するとの原告の請求に関し、裁判所は次の通り評価する。

- 2004年10月3日付決定第188/VS/TCNS号について

決定第188/VS/TCNS号は原告の異動決定であるが、原告に対する業務指示者を変更することに限る。この決定は、労働法第8条の規定「雇用者は生産活動の需要に応じ労働者の配置及び管理～を行う権利を有する。～」に完全に適合するものとする。この決定は懲戒処分決定ではなく、H氏が相変わらず法律研究の専門家を務め、以前と同様の給与を受け取るため、この決定を破棄するとの原告の請求には根拠がないのである。

- 2004年12月7日付決定第87/VS/VP号について

原告は、2004年10月3日付取締役社長決定第188/VS/TCNS号を実行せず、事務所長によって割当てられた業務を遂行していないことを認めたため、これが労働の規律に違反する行為として結論する根拠がある。決定第188/VS/TCNS号を実行しないことについて説明する際に、原告は労働契約に取り決めた内容と異なる業務に従事させるという理由を提示したが、これは法的根拠がないも

のとする。会社は、異動に関して数回に渡って原告と協議するとともに、取締役社長の異動決定を遵守するよう通知していたにもかかわらず、原告がそれに従わなかったのである（記録書 76 号、77 号、78 号、79 号、80 号に反映される）。原告が長期間に渡って労働規律に故意的に違反し、会社の労働の規則第 36 条第 1 項に違反したため、会社は、政令第 41/CP 号第 6 条第 1 項、労働法第 84 条第 1 項 a 号の規定に従い、2004 年 12 月 7 日付戒告処分決定第 87/VS/VP 号を発行したのである。会社は懲戒処分を行う際に、原告及び企業労働組合執行委員会の出席の下に、懲戒処分評議会の会議を行ったため、労働法第 87 条に規定する処分手続きを遵守したものとし、また懲戒処分の期限も切れていない。このように、VS 合弁会社の決定第 87/VS/VP 号は適法なのである。この決定を破棄するとの原告の請求に関し、認める根拠がないものとする。

- 2005 年 1 月 24 日付決定第 189/VS/VP 号について

原告は決定第 87/VS/VP 号で戒告処分を受けた後、引き続き労働規律に違反する行為をした。原告は毎日、出勤して仕事をしたが、割当てられる業務を実行せず、業務報告も行わなかった。原告もこの事情について認めた（記録書 56 号を参照）ため、これは労働の規律に継続的に違反した行為である。政令第 41/CP 号第 9 条の規定によれば、原告は懲戒処分が取り消されていない期間中に再犯した。このため、会社が上記の決定第 189/VS/VP 号を発行したことには、根拠があり、法律の規定に適合するものとする。

- 2005 年 3 月 22 日付決定第 191/VS/VP 号について

他業務への異動処分中、原告は相変わらず、会社の業務割当てに従わなかった。原告もこれについて認めたため、民事訴訟法第 80 条第 2 項に従い、それが真実であると認められ、又再犯行為として見なされる。このため、2005 年 3 月 22 日、VS 合弁会社の取締役社長が決定第 191/VS/VP 号を発行し、原告の解雇を決定したことは、労働法第 85 条第 1 項 b 号に適合するものとする。

処分の手順に関しては、VS 合弁会社は労働法第 84 条及び第 87 条の規定を遵守するとともに、十分に履行するものである。

このように、VS 合弁会社の決定第 191/VS/VP 号が法律の規定に適合するため、この決定を破棄すべきという原告の請求に関して認める根拠がない。

上記の評価により原告の請求を審理した結果、裁判評議会は原告の請求を却下すべきであり、また 15,000,000 ドンの手当を原告に支給するという VS 合弁会社の任意提議を認める。これは会社の任意提議であり、労働者に有益で、且つ民事訴訟法第 5 条に反しておらず、認められるべきである。

訴訟費用について、労働法第 166 条第 3 項の規定によれば、労働者は労働契約の不正な終了に関する訴訟活動において訴訟費用を免れるため、この事件では、H 氏は訴訟費用を負担しない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

労働法第 8 条、第 82 条、第 84 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条及び第 88 条、労働法の労働規則及び物質的責任条項の一部の詳細規定及び施行指導について規定する 1995 年 7 月 6 日付政令第 41/CP 号第 1 条、第 3 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の適用により、次の通り判決する。

1. VS 合弁会社の決定第 188 号、87 号、189 号、191 号の破棄、非勤務期間における給与と支払い、増給に関する Vu Trong Quoc H 氏の請求を認めない。

2. Vu Trong Quoc H 氏に 15,000,000 ドンを手当てとして支給するという VS 合弁会社の任意提議を認める。

3. 当事者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- Vu Trong Quoc H 氏
- VS 合弁会社
- H 市人民検察院
- 事務所、労働裁判所、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Le Son H

第五節：第一審刑事判決書

1. 第1編の判決書

B省人民裁判所

2005年12月28日付判決書
168/2005/HSST号

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

ベトナム社会主義共和国に代わり

B省人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Nguyen Van B氏（男）

裁判官：Nguyen Hai V氏（男）

各人民陪審員：1. Nguyen Huy A氏（男）

2. Nguyen Van C氏（男）

3. Duong Ngoc N氏（男）、全員定年公務員である。

裁判調書を作成する裁判所秘書：Tran Thi H氏（女）、B省人民裁判所の所属職員

法廷に参加するB省人民検察院の代表：Dang The K氏（男）、検察官である。

2005年12月27日及び28日、B省人民裁判所にて、2005年11月11日に受理した刑事事件166/2005/HSST号の第一審裁判を次の被告に対して行う。

Hoang Van Q（1973年B省生まれ）、B省T県L村D村落に居住する。耕作に従事する。学歴は小学校4年生。民族はキン族、ベトナム国籍。Hoang Van C氏（男）及びDiem Thi D氏（女）の実子であり、妻のVu Thi H氏及び2002年生まれの子供一人を有する。被告は2005年2月10日より拘留された。

●*Hoang Van Q*のために弁護する弁護士：Truong Anh T氏（男）、B省弁護士団所属のNguyen及び同僚弁護士事務所に所属する（出席）。

●被害者：Nguyen Tien H（死亡）

被害者の合法的代表：Nguyen Tien M氏（男・1947年生）、Nguyen Tien Hの実父であり、B省T県V村D村落に居住する。法廷に出席する。

●利害関係者：Hoang Van B（1983年生）、B省T県L村D村落に居住する。法廷に出席する。

●証人：Nguyen Tien L氏（男・1982年生）、B省T県V村D村落に居住する。法廷に出席する。

●鑑定人：

1. Tran Ngoc Son氏（男）、医者

2. Cao Xuan Quyet氏（男）、医者

（二人とも公安省刑事科学院所属鑑定人）法廷に出席する。

次の通り認知する。

Hoang Van Q 被告は、B 省人民検察院によって次の犯罪行為で訴追される。

2005 年 2 月 9 日 20 時ごろ（旧暦 2005 年 1 月 1 日）、B 省 T 県 L 村 D 村落に居住する Hoang Van B 及び B 省 T 県 S 村 H 村落に居住する B の甥 Giap Van N は S 村 D 村落にバイクで遊びに行った。D 村落の吊橋に到着の際、D 村落に居住する B の知り合い Hoang Thi T 氏（女・1984 年生）に会った。Hoang Van B は T 氏の家に、Giap Van N は自分の友人 TH 氏（女）の家を訪れた。同日 20 時 15 分ごろ、Nguyen Tien H、Nguyen Tien L、Than Duc M（全員とも D 村落に居住）は T 氏の家に遊びに訪れた。B が T 氏の家に居るのを見て、Nguyen Tien H は、L を外へ呼び、「家の中に居る奴は L 村の B で、中学校の時代に俺をよく殴ったり、俺の自転車を川に投げ入れたりしたこともあった。今日は、あいつに警告したい。お前は家に入って M の奴をここに呼んでくれ。」と L に言った。L は TH の家中に入ったが M に何も言わず、「H さんが酔っ払ったので、家に送っていくから。」とみんなに言った。その後、L は外へ出て、H と一緒に近くの Tan 氏の家の門まで行き、Hoang Van B を襲うために B の帰宅を待った。

同日 20 時 45 分ごろ、Hoang Van B は帰宅する挨拶をし、Giap Van N を迎えに行くため、TH 氏宅への道順を T 氏に聞いた。これを見て、M は T 氏に「僕はどのみち帰るので、B さんを TH さんの家まで送らせてください。」と提案した。Hoang Van B が M をバイクに乗せ、Tan 氏宅の門に到着した際、L 及び H に止められた。H は B のバイクを止め、「お前、昔のことを覚えているか。」と聞き、Hoang Van B は「昔のことはもう昔のことですよ。許してくださいよ。」と返事してきたが、H は無言で、B の顔を殴って鼻血を流させた。B はバイクから落ち、両手で顔を覆ったところ、H に服を取り去られ Tan 氏宅の門に押しつけられた。B は H の手を振りほどき Tan 氏宅の中に逃げたところ、Tan 氏の妻 Nguyen Thi Hao 氏に会った。Hao 氏は B が顔から流血しているのを目撃し、事情を聞いた。Hoang Van B は、自分が L 村の者で、地元の青年たちに鼻血を流すまで殴られたと Hao 氏に説明した。Hao 氏は B の鼻血をタオルで拭き取った。その後、Hoang Van B は Hao 氏の電話を借り、実兄の Hoang Van Q に「僕は D 村落で殴られている。今は帰れない。D 村落の吊橋に迎えに来てくれ。」と電話を掛けた。

連絡を受けた後、Hoang Van Q は台所に入り一本の単管を手に取り、弟の Hoang Van P と義兄の Giap Ngoc T（Giap Van N の実父）を呼び、皆で D 村落へ向かった。この単管は、長さが 72cm、直径が 2cm、片側に 0.9cm x 0.6cm の凹みの溝が対称的に付くものである。D 村落の吊橋に着いたところ、迎えに来る T 氏に会った。その時、Q は単管を右手の袖に隠しながら、皆と共に Hao 氏の家へ向かって歩いた。Hao 氏宅の門に到着した際、Hoang Van B 及び Giap Van N に会った。その後、皆で帰路についた。

D 村落に入る道に到着した際、Ong Nguyen 暗渠の照明電柱の下に座っている Nguyen Tien H、Nguyen Tien L、Than Duc M に出会った。Hoang Van B は先ほど自分を殴った相手であることに気づき、「あいつが先ほど僕を殴った奴だ」と言った。このとき、P と Q はバイクから降り、P が D 村落の青年たちが座しているところまで先に行き、そのうちの一人に「ちょっとどこかに行ってくださいませんか」と話しかけた。

Hoang Van Q の言葉を聞き、Nguyen Tien L は立ち上がって、歩いて逃げた。P は手に何も持たずに、逃走する L を追いかけた。Nguyen Tien H がそれを見て P の後を追いかけたところ、Hoang Van Q は、袖に隠した単管を取り出し、H の後を追いかけた。L は田んぼの堤防に沿って 20m 程走ったところ、踏み外して田んぼ近くにある池に倒れ込んだ。P は池に飛び込み、L を追いかけた。H も P 及び L の所を過ぎて 5m 程走ったところで、池に倒れ込んだ。Q は H に迫り着いた際に、池に飛び込み、H の頭部を単管で二度殴打し、H を池の中に転倒させた。H はすでに対抗できないと悟り、Q は池の岸に至り、池から上がって戻って来た。5m 程戻ってきたとき、P が L を池の中で追いかけていた（池の水面は人の膝までであった）。L は池から出たところで、やって来た Q に遭遇した。Q は

単管を使って L の頭部と背中をそれぞれ一度ずつ殴打した。その後、Q と P は B、T、N の立っているところまで走り、皆で Q の実父宅へバイクで帰った。

2005 年 2 月 10 日朝、調査機関は Q により凶器として使用された単管を採集した。

2005 年 2 月 10 日、調査機関は Giap Ngoc T 及び Hoang Van Q が、Hoang Van Q が 2005 年 2 月 9 日夜に使用した単管について確認するよう調整した。その結果、Giap Ngoc T、Hoang Van Q とともに Q が犯行の際に使用した単管であると確認した。

2005 年 9 月 23 日、調査機関は、被告 Q が 72cm の単管を手に持ち、右手の袖に隠す行為の再現を行ったところ、Q は陳述の通りに事件を再現した。

事件現場に関して、事件は T 県 V 村 D 村落において Goc Sau 田んぼの堤防道で発生、Thong 氏宅より北方に 180m、南方に 25m 離れたところに村落間の共同道があり、Kiem 氏宅が東方に 10m 離れ、西方に 30m x 3m の貯水池が隣接、平均水位は 70cm、ヒヤシンスが多数自生している。田んぼの堤防道は幅員が 80cm、凹凸があり、東側の排水溝と平行する。

Nguyen Tien H はこの池で Q によって撲殺され、周辺民に池から探り出された。2005 年 2 月 23 日付 B 省公安局刑事・法医学技術機関の法医学鑑定書 83 号には、H の外傷は次の通り記載される。

- 左額の左眉より 3cm 離れ、左耳輪の頂点より 13cm 離れた部分の皮膚が切れている。この切り傷は身体の縦軸から斜めに位置し、切れ目の両縁がぼろぼろになり、骨まで深く届き、方向は上方から下方へ、且つ左方から右方向へ行き、大きさは 7cm x 0.6cm である。外傷周辺の頭皮を剥がして観察すると、黒い充血の現象がみられる。外傷下部の頭蓋骨がジグザグに、眼窩の上部から、前頭骨と頭頂骨の頭蓋骨関節へ 9cm 伸びて割れている。割れ目に液状の血液が流れ出ている。額の毛根より 6cm 離れた頭頂部には、皮膚に切り傷があり、身体の縦軸から斜めに位置し、切れ目の両縁がぼろぼろとなり、方向は上方から下方へ行き、大きさは 6.3cm x 0.5cm である。心臓・肺臓が充血し、気管及び気管支の内側に泥が残っている。胃には粉碎された食べ物及び水っぽい液体がある。結論：死体の頭部にある負傷は、外的な力の影響によって発生したもので、この外的な力を与えたのは縁付きのものとみられる。被害者は頭蓋骨を割られ窒息死した。被害者 Nguyen Tien H の遺体にある外傷がいずれの凶器によって発生したものを明確にするために、調査機関は 2005 年 7 月 20 日に、上級鑑定機関に鑑定を請求した。2005 年 7 月 29 日付公安省刑事科学院の鑑定書 2070 号によると、「被害者 Nguyen Tien H の頭部にある負傷は、接触面積が小さい縁付きのものによって発生したものである。鑑定対象の単管によって発生した外傷が、被害者 Nguyen Tien H の頭部にあった外傷と適合するものである。」と結論が出された。

Nguyen Tien H の死亡後、H の実父である Nguyen Tien M 氏は、実子の Nguyen Tien H が刃物で撲殺されたと陳述している。M 氏は、H の葬式費用として支出した金額・15,482,000 ドン及び H の 20 年分の所得に当たる 600,000,000 ドンの賠償を請求する。M 氏の請求総額は 615,482,000 ドンとする。

- Nguyen Tien L に関して、襲撃された後、T 県医療センターに送られ、2005 年 2 月 12 日から 2005 年 2 月 18 日まで治療を受けた。B 省 T 県医療センターの 2005 年 3 月 1 日付負傷確認書によると、頭頂部の傷は長さが 5cm 弱、傷口が既に縫合され、乾燥している。腰部に擦傷があり、既に堅い外皮で覆われている。他部分に特に留意する箇所はない。2005 年 3 月 31 日付 B 省法医学鑑定機関の鑑定書 1867 号によれば、Nguyen Tien L は健康の 4% の損害を受けたと結論が出された。2005 年 7 月 20 日、Nguyen Tien L は提議書を提出し、自らに負傷を与えた人物に対する刑事処分を免れるよう提議し、損害賠償も請求しない。

2005 年 11 月 8 日付 B 省人民検察院起訴状 194 号は、刑事法第 93 条第 1 項 n 号の規定に従い、Hoang Van Q を「殺人罪」で訴追する。

事件書類の付属証拠を審査し、各被告の陳述、弁護士の弁護内容、検察院の見解、被害者家族の代表や証人及び関係者の陳述を聴取した上で、

次の通り評価する。

Hoang Van Q は弟の Hoang Van B 及び甥の Giap Van N を迎えた後、皆で帰路についたが、村落に入る路上に座っていた D 村落の青年たちと遭遇した。Hoang Van B は自らを襲った Nguyen Tien H が居ることに気づき、H に関して Hoang Van Q 及び Hoang Van P に伝えた。D 村落の青年たちが逃走し始めたところ、Hoang Van Q は単管を手に取り Nguyen Tien H の後を追いかけた。Nguyen Tien H が踏み外して池に倒れた込んだ際、追いついた被告は単管を持ち、Nguyen Tien H の頭部を 2 度殴打した。被害者は、頭部に二つの外傷を負い、一つは左額部に、もう一つが頭頂部に位置し、両方の傷とも縁がぼろぼろに切られた。左額部の傷に関しては、頭蓋骨がジグザグに割られた。外傷の鑑定結果及び動物頭蓋への実験結果によると、この傷は接触面積が小さいものによって発生したものであり、被告が被害者の頭部に殴打した単管（長さ 72cm、直径 2cm）と適合する。上記の二つの外傷以外に、一切の負傷がないため、被害者の傷は薄くて大きく鋭い縁を持つ刃物、或いは刀によって発生するという可能性は除外される。

被害者の頭部を二度殴打したことに関し、一度の殴打により頭蓋骨が割れたため、被告はかなり強い圧力を加え、被害者を水深 70cm の池に転落させたことを意味する。犯行後、被告は現場から立ち去った。被害者は迅速な救助を受けていないため、被害者の死亡は事前に予測できる当然の事態である。被害者は貯水によって窒息死したが、死亡に繋がる主な原因は頭部の二つの外傷にあり、頭蓋骨が割られた衝撃により池に転落、自ら助かる能力を失ったためである。被告の行為は殺人行為であり、被告の弁護にあるような、死亡に至る故意的傷害行為ではない。

被告は軽薄な矛盾のみにより、Nguyen Tien H を追いかけて襲撃した。H が池に転落し自衛手段も持たないにも関わらず、Hoang Van Q は追いついた際に、被害者の頭部を二度殴打し、その後、池内に転落した被害者を見捨てて立ち去った。さらに、池に転落した Nguyen Tien L が堤防に上がって来たのを発見し、被告は L の頭部及び背中を二度殴打した。被告の行為は凶悪且つ残酷で、人命及び健康を軽視するものである。

裁判評議会は刑事法第 93 条第 1 項 n 号に従い、Hoang Van Q 被告が「殺人罪」に当たると結論を出す。

被告には刑事責任に対する増大事情はない。犯罪行為を行った時点では前科・前歴がなく、さらに忠実に陳述し、反省・後悔の意を表し、被害者の家族に賠償金を任意に支払う。又、犯罪行為を行った際に、実弟が旧正月当日の夜に被害者に襲われたことから、被告の心理的な緊張が見受けられる。これは刑事法第 46 条第 1 項 h 号及び n 号、第 2 項の規定に準拠すれば軽減事情として見なされる。

民事責任について：

裁判評議会は、刑事法第 42 条、民事法第 614 条、被害者家族代表の請求に従い、被告に対し、被害者の家族に次の金額を賠償するよう要請すべきである。

葬式費用は 10,000,000 ドンである。

被害者家族の精神的損害は 15,000,000 ドンとする。合計は 25,000,000 ドンとなる。被告の家族が既に判決執行機関に被害者への賠償金として 10,000,000 ドンを納付したため、引き続き **15,000,000** ドンを賠償しなければならない。

食費 5,482,000 ドン及び 20 年間の所得 600,000,000 ドンに関する賠償請求は法律に不適合なため、裁判評議会によって認められない。

事件の証拠物件で、長さ 72cm・直径 2cm の単管は使用価値を有さないため、刑事法第 41 条第 1 項 a 号、刑事訴訟法第 46 条第 2 項 d 号に従い、没収して破棄すべきである。

訴訟費用について：刑事法第 99 条、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号に従い、被告は第一審刑事訴訟費用及び第一審民事訴訟費用を負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

刑事法第 93 条第 1 項 n 号、第 46 条第 1 項 b 号及び p 号、同第 2 項、第 34 条の適用により、Hoang Van Q に対し「殺人罪」と判決を下す。

Hoang Van Q に対し終身刑を申し渡す。懲役執行期間は 2005 年 2 月 10 日より起算される。判決執行を保証するために、B 省人民裁判所発行の 2005 年 11 月 11 日付拘留令状 176 号を継続維持する。

刑事法第 42 条、民事法第 614 条の適用により、被告に対し、被害者の家族（代表 Nguyen Tien M 氏）に 25,000,000 ドンを賠償するよう要請する。被告は既に 10,000,000 ドンを賠償したため、さらに 15,000,000 ドン（千五百万ドン）を賠償しなければならない。

刑事法第 41 条第 1 項 a 号、刑事訴訟法第 76 条第 2 項 d 号の適用により、長さ 72cm・直径 2cm の単管を没収して破棄する。

刑事訴訟法第 99 条、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号に従い、Hoang Van Q に対し第一審刑事訴訟費用 50,000 ドン及び第一審民事訴訟費用 750,000 ドンを負担するよう要請する。

出廷した被告、被害者代表は、判決日より 15 日以内に、第一審判決書に対し控訴する権利を有する。

受領先：

- B 省公安所属刑務所（Hoang Van Q 被告の引渡しのために）
- B 省人民検察院
- 弁護士 Truong Anh T
- B 省公安
- 被告の居住地における人民委員会
- 事務所、刑事部、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Nguyen Van B

2. 第2編の判決書

H市D区人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

2005年6月10日付判決書
253/2005/HSST号

ベトナム社会主義共和国に代わり

H市D区人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：Tran Thi Phuong H氏（女）

人民陪審員：1. Le Van K氏（男）

2. Le Thi T氏（女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：Nguyen Thi N氏（女）、H市D区人民裁判所の所属職員

法廷に参加するH市D区人民検察院の代表：Nguyen Nhu Q氏（女）、検察官

2005年6月10日、H市D区人民裁判所にて、2005年5月17日に受理した刑事事件300/2005/HSST号の第一審裁判を次の被告に対して行う。

Tran Song T（1986年生）で、H市T県M村N村落に居住する。職業：特になし。学歴：高校3年生。Tran Huu Tri氏（男）及びNguyen Thi Phuong氏（女）の実子で、未婚である。前科がある。2004年6月22日にH市M区人民裁判所によって財産窃盗罪で10箇月の懲役を言い渡され、執行猶予を受ける。検証期間は判決日より20箇月間とする。2005年3月18日より拘留された。本日出廷する。

被害者：Dang Lam C氏（男）、1983年生、H市D区T街区C4集団住宅102号室に居住する。出廷する。

利害関係者：

1. Dang Vu P氏（男）、1958年生、H市D区T街区C4集団住宅102号室に居住する。出廷する。
2. Nguyen Kim D氏（女）、1977年生、H市T県C村落18号に居住する。法廷に欠席する。

次の通り認知する。

Tran Song T被告は、D区人民検察院によって次の犯罪行為で訴追される。

2005年3月15日15時30分ごろ、H市D区K街区D通り20番地において、TはChemフェリー一乗り場での友人訪問のために、友人のDang Lam Cの所有のJupiterバイクを借りた。帰路で、17時ごろ、Co Nhue地域に着いた際、Tはその近隣で最近開店したカジノのことを思い出した。Tは、現金の持ち合わせがなく、賭博資金の調達のためにC氏のバイクを質に入れようと思いついた。Tはバイクを持参し、H市T県C村N通り18番地に行きNguyen Kim Dに会った。Tは、友達がバイク事故に遭いお金が必要という理由で、バイクをDに引き渡し6,000,000ドンを借りた。その後、被告は逃亡した。2005年3月17日、Dang Lam C氏の実父であるDang Vu P氏がNguyen Kim DからC氏のバイクを6,240,000ドンで買い戻した。P氏はTに対し、上記の金額の賠償を請求する。

H市D区人民検察院は2005年5月16日付起訴状285号により、刑事法第140条第1項a号に従ってTran Song Tを信用の悪用による財産横領罪で訴追した。

事件書類の付属資料・証拠で法廷において審査されたものに基づき、証拠、検察官の見解、被告や被害者及び利害関係者の陳述を十分且つ全面的に審理した上で、

次の通り評価する。

本日の法廷では、Tran Song T被告は次の通り認めた。28,000,000 ドンの価値を有する Dang Lam C 氏のバイクを借りた後、Tran Song T はバイクを所有者へ返還せず、質に入れ 6,000,000 ドンを借り受け賭博に使用、その後居住地から逃亡していた。被告の自白は、起訴状の内容及び被害者・利害関係者の陳述、事件の証拠物件に適合するものである。裁判評議会は刑事法第 140 条第 1 項 a 号の規定に従い、Tran Song T が信用の悪用による財産横領罪を犯したと結論する。

被告は 2004 年 6 月 22 日付 M 区人民裁判所判決書 101 号に規定する検証期間中に、犯行に至ったため、これを再犯行為とする。これは刑事法第 48 条第 1 項 g 号の規定に従い、責任の増大事情として見なされる。このため、裁判評議会は被告に対し、懲役で刑罰を課すべきであり、2004 年 6 月 22 日付 M 区人民裁判所判決書 101 号に所属する 10 箇月間の懲役とあわせ、刑事法第 60 条第 5 項の規定に従って総合刑罰を執行するよう要請する。

被告が忠実に陳述し、後悔の意を示したことより、刑事法第 46 条第 1 項 p 号、同第 2 項の規定によれば、責任の軽減事情として見なされる。

民事賠償について：Dang Lam C 氏の実父である Dang Vu P 氏はバイクを 6,240,000 ドンで買い戻した。このため、刑事法第 42 条の規定に参照すれば、被告に対しこの金額を Dang Vu P 氏へ賠償するよう要請すべきである。Nguyen Kim D 氏（女）に関しては、バイクの質入れを引き受けた際に支払った金額の返還がなされ、他の請求も提起しない。このため、裁判評議会はこれについて審理しない。

被告は刑事訴訟法第 99 条、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号の規定に従い、第一審刑事訴訟費用及び第一審民事訴訟費用を負担しなければならない。

上記の理由により、

次の通り決定する。

刑事法第 140 条第 1 項 a 号、第 48 条第 1 項 g 号、第 46 条第 1 項 p 号、同第 2 項、第 60 条第 5 項、第 51 条の適用により、

Tran Song T 被告に対し信用の利用による財産横領罪と判決を下す。

Tran Song T に対し、15（十五）箇月間の懲役を課す。2004 年 6 月 22 日付 M 区人民裁判所の第一審刑事判決書 101 号に所属する 10（十）箇月間の懲役と合わせ、総合刑罰として 25（二十五）箇月間の懲役を執行するよう要請する。懲役執行期間は 2005 年 3 月 18 日より起算する。

刑事法第 42 条の規定の適用により、被告に対し 6,240,000 ドンを Dang Vu P 氏（H 市 D 区 T 街町 C4 集団住宅 102 号室に居住する）へ賠償するよう要請する。

刑事訴訟法第 99 条、1997 年 6 月 12 日付政令第 70/CP 号に従い、被告に対し第一審刑事訴訟費用である 50,000 ドン及び、第一審民事訴訟費用である 312,000 ドンを負担するよう要請する。

出廷した被告、被害者、利害関係者は、判決日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

出廷した利害関係者は、判決書が送達された日より 15 日以内に控訴する権利を有する。

受領先：

- H市公安所属拘留所（Tran Song T 被告への引渡しのために）
- H市D区人民検察院
- H市D区公安
- 被告居住地における人民委員会
- 事務所、刑事部、事件の書類に保管

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

Tran Thi Phuong H

第 5 部
判決書フォーム

1. 第一審民事判決書フォーム

(2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決 01/2005/NQ-HDTP 号に伴って公布)

.....⁽¹⁾人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

.....年.....月.....日⁽³⁾付判決書

...../...../.....⁽²⁾号

.....⁽⁴⁾の紛争について

ベトナム社会主義共和国に代わり

.....⁽⁵⁾人民裁判所

次の第一審裁判評議会の会員で⁽⁶⁾

裁判長を務める裁判官：.....氏（男・女）

裁判官：.....氏（男・女）

人民陪審員：

1.....氏（男・女）

2.....氏（男・女）

3.....氏（男・女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：.....氏（男・女）、.....⁽⁷⁾人民裁判所の所属職員

.....
出廷する.....⁽⁸⁾人民検察院の代表：.....氏（男・女）、検察官

.....年.....月.....日⁽⁹⁾、.....において、事件を裁判にかける.....年.....月.....日付決定第...../...../QDXX-ST 号に従い、.....年.....月.....日に受理した「.....⁽¹²⁾の紛争」に関する事件...../...../TLST-.....⁽¹¹⁾号の第一審裁判⁽¹⁰⁾を公開して次の当事者間で行う。

1. 原告⁽¹³⁾：

.....
原告の合法的代表¹⁴⁾ :

.....
原告の合法的権利及び利益保護者¹⁵⁾ :

.....
2. 被告¹⁶⁾ :

.....
被告の合法的代表¹⁷⁾ :

.....
被告の合法的権利及び利益保護者¹⁸⁾ :

.....
3. 利害関係者¹⁹⁾ :

.....
利害関係者の合法的代表²⁰⁾ :

.....
利害関係者の合法的権利及び利益保護者²¹⁾ :

.....
通訳者²²⁾ :

.....
鑑定人²³⁾ :

.....
.....
次の通り認知する⁽²⁴⁾。
.....
.....
.....
.....
.....

次の通り評価する。

事件書類の所属資料で法廷において審理されたものの研究、且つ法廷での訴訟結果に基づき、裁判評議会は次の通り評価する⁽²⁵⁾。

-
-
-
上記の理由により、

次の通り決定する⁽²⁶⁾。
.....
.....
.....⁽²⁷⁾

第一審民事判決書フォームの使用案内：

このマニュアルに伴う第一審民事判決書フォームは民事訴訟法第 238 条の規定に従って作成された。このマニュアルに伴う第一審判決書フォームは、民事、婚姻及び家庭、商取引、労働に関する紛争事件の第一審裁判を行う際は、いかなる裁判所においても統一して適用する。但し、留意点として、第一審判決書の番号、記号、摘要書の記載は 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2005/NQ-HDTP 号の第 I 部第 2 節に規定する案内に従って行わなければならない。

以下は、添付された第一審判決書フォームの使用に関する詳細案内である。

(1) 県、区、町、省直轄市の人民裁判所である場合、当該県、区、町、省直轄市、中央直轄市の人民裁判所の名称を明記する（例：ハノイ市 Tu Liem 県人民裁判所）。省、中央直轄市の人民裁判所である場合、当該省（市）の人民裁判所の名称を明記する（例：Ha Tay 省人民裁判所）。

(2) 第一欄に判決書の番号、第二欄に公文書の番号記載の政府案内に従って判決書の発行年、第三欄に 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2005/NQ-HDTP 号第 I 部第 2 節の案内に従って判決書の種類の記号を記入する（例：婚姻及び家庭の紛争に関する判決書で、2005 年に発行、番号が 108 号とした判決書の場合、108/2005/HNGD-ST 号と記入する）。

(3) 判決の年月日を記入するが、第一審裁判が一日或いは数日に渡って行われるかは関係しない。

(4) 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2005/NQ-HDTP 号第 I 部第 2 節に示される摘要書の記載方法に従って記入する。

(5) 上記(1)項の案内と同様に記入する。

(6) 第一審裁判評議会が三名からなる場合には、裁判長を務める裁判官の氏名のみを記入し、「裁判官.....」部分は不要とする。人民陪審員に関しては、二人の人民陪審員の氏名のみを記入する。第一審裁判評議会が五名からなる場合には、裁判長を務める裁判官や裁判官及び三名の人民陪審員の氏名を記入する。留意点としては、裁判官の職務、人民陪審員の職務及び職業について記入しないこと。

(7) 裁判調書を記録する裁判所秘書の氏名、裁判所秘書の所属機関、裁判所の名称を上記(1)項の案内と同様に記入する。

(8) 人民検察院の代表が出廷する場合には、上記(1)項の案内と同様に記入するが、「人民裁判所」から「人民検察院」に変更して記入する。

(9) 事件の裁判が終日中に開始して終了する場合、「日から日まで」の部分を削除する（例：2005年3月15日に.....において）。

事件の裁判が二日以上に渡って行われる場合には、日数が相当に少なければ、その詳細を記入する（例：3月3日、4日、5日）。日程が連続する場合、何日から何日までと記入する（例：.....年3月7日から11日まで）。裁判が数ヶ月間に渡って連続的に行われる場合、.....月.....日から.....月.....日までと記入する（例：.....年2月28日から3月2日まで）。裁判が連続的に行われなければ、月ごとに詳細な日程を記入する（例：.....年3月30日、31日及び4月4日、5日に）。

(10) 密室において裁判を行う場合、「公開して」から「密室において」に変更する。

(11) 第一欄に受理番号、第二欄に受理年度を記入する。第三欄には、民事の紛争事件には「DS」、婚姻及び家族の紛争事件には「HNGD」、商取引の紛争事件には「KDTM」、労働の紛争事件には「LD」と記入する（例：18/2005/TLST-HNGD）。

(12) 上記(4)項の案内と同様に記入する。

(13) 原告が個人である場合、その氏名及び住所を記入する。原告が未成年である場合、氏名の後に生年月日を記入しなければならない。

原告が機関・組織である場合、当該機関・組織の名称及び所在地を記入する。

(14) 原告の合法的代表がある場合のみ記入する。氏名及び住所を記入し、法定代理人か或いは原告の委任代表かについて明記する。法定代理人である場合、括弧内に原告との関係を備考として記入する。委任による代表である場合、括弧内に「.....年.....月.....日付委任書」を記載しなければならない。

例1：.....に居住する Nguyen Van A 氏（男）は原告（Thang Loi 有限会社社長）の法定代理人である。

例2：.....に居住する Le Thi B 氏（女）は原告の委任代表である（.....年.....月.....日付委任書）。

(15) 原告の合法的権利及び利益保護者がある場合のみ記入する。氏名及び住所を記入する（弁護士である場合、どの弁護士団が直轄するどの弁護士事務所に所属する弁護士かについて記載する）。原告が多数存在する場合、どの原告の合法的権利及び利益を保護するかについて具体的に記載する。

(16)及び(19) 上記(13)項の案内と同様に記入する。

(17) 及び(20) 上記(14)項の案内と同様に記入する。

(18) 及び(21) 上記(15)項の案内と同様に記入する。

(22) 及び(23) 氏名、勤務先の所在地を記入する（勤務先がなければ、居住地を記入する）。

(24) 当事者間の紛争関係、起訴人が裁判所に解決を請求する具体的な問題点、被告による反訴請求（ある場合）及び具体的な提議、利害関係者の単独の請求及び提議について記入する（当事者の説明通りに事情の進展について説明しないことに留意すべき）。

例1：.....年.....月.....日付起訴状（.....年.....月.....日に補足される（ある場合））によれば、.....である原告は、原告と.....である被告との間に貨物輸送に関する商取引契約を取り交わしたと陳述する。被告によって契約の履行義務が違反されたため、原告は裁判所に対し、被告を次の通り強制するよう解決を請求する（具体的な請求内容）。

被告は、.....年.....月.....日付反訴状（又は.....年.....月.....日付文書或いは第一審法廷）において、裁判所に対し次の通り解決を提議・請求する（具体的な請求・提議内容）。

.....である利害関係者（ある場合）は、.....年.....月.....日付文書（又は第一審法廷）において、次の通り単独の請求及び提議を行う（具体的な請求・提議内容）。

例2：.....年.....月.....日付起訴状（離婚申請書）（.....年.....月.....日に補足される（ある場合））によれば、.....である原告は、原告と.....である被告が.....年.....月.....日に婚姻登録を行ったと陳述する。結婚生活が日増しに悪化し、共同生活が継続できず、本来の婚姻目的が確保されないため、原告は裁判所に対し、次の通り解決を請求する（具体的な請求内容：離婚、子供の養育、共有財産の分与等）。

.....である被告は、.....年.....月.....日付文書（又は第一審法廷）において、裁判所に対し次の通り解決を提議・請求する（具体的な請求・提議内容）。

.....である利害関係者（ある場合）は、.....年.....月.....日付文書（又は第一審法廷）において、次の通り単独の請求及び提議を行う（具体的な請求・提議内容）。

(25) 裁判所の評価について記入する。当事者及び当事者の合法的権利及び利益保護者の具体的な請求・提議、検察院代表（ある場合）の見解に対しそれぞれを認めるか認めないかの根拠を分析しなければならない。裁判所が認める又は認めない場合の根拠として、法律規範文書の条項を引用しなければならない。

(26) 裁判所が決定を下すための根拠として、法律規範文書の条項の適用について記載する。解決すべき問題点ごとにそれに対する裁判所の決定、訴訟費用、判決書への控訴権について記載する。即時執行の決定が下される場合、当該決定を明記しなければならない。

(27) 判決書の最終部には、審議室で通過された判決書の原本である場合、裁判評議会の全員の署名及び氏名を記載する必要がある（この判決書は事件の書類とともに保管しなければならない）。主要判決書で、当事者、起訴機関・組織、同級検察院へ送付するためのものであれば、次の通り記載しなければならない。

受領先：

（第一審裁判所が民事訴訟法第241条の規定に従って判決書を送達しなければならない場所及び主要判決書の保管すべき場所について記載する）。

第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官
（署名、裁判所の印鑑押印）

（氏名）

2. 控訴審民事判決書フォーム

(2006年8月4日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2006/NQ-HDTP号に伴って公布)

.....⁽¹⁾人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

.....年.....月.....日⁽³⁾付判決書

...../...../.....⁽²⁾号

.....⁽⁴⁾の紛争について

ベトナム社会主義共和国に代わり

.....⁽⁵⁾裁判所

次の控訴審裁判評議会の会員で⁽⁶⁾

裁判長を務める裁判官：.....氏（男・女）

各裁判官：.....氏（男・女）

.....氏（男・女）

裁判調書を作成する裁判所秘書：.....氏（男・女）、.....⁽⁷⁾裁判所の
所属職員

.....

法廷に参加する.....⁽⁸⁾人民検察院の代表（ある場合）：.....氏（男・女）、
検察官

.....年.....月.....日⁽⁹⁾、.....にて、.....年.....月.....日に受理した
「.....の紛争」に関する事件...../...../TLPT-.....号の控訴審裁判⁽¹⁰⁾を公開して行う。

.....年.....月.....日付.....人民裁判所の判決書...../...../.....号が控訴（又は異
議申立て）されたためである。

事件を控訴審の裁判にかける.....年.....月.....日付決定...../...../QDPT-.....号に従い、
次の当事者の間で控訴審の裁判を行う。

1. 原告⁽¹¹⁾：.....

原告の合法的代表⁽¹²⁾：.....

原告の合法的権利及び利益保護者⁽¹³⁾：.....

2. 被告⁽¹⁴⁾：.....

被告の合法的代表⁽¹⁵⁾：.....

被告の合法的権利及び利益保護者⁽¹⁶⁾：.....

3. 利害関係者⁽¹⁷⁾：.....

利害関係者の合法的代表⁽¹⁸⁾：.....

- 利害関係者の合法的権利及び利益保護者⁽¹⁹⁾ :
4. 通訳者⁽²⁰⁾ :
5. 鑑定人⁽²¹⁾ :
6. 控訴人⁽²²⁾ :
7. 異議申立てする検察院⁽²³⁾ :

次の通り認知する⁽²⁴⁾。

.....

次の通り評価する⁽²⁵⁾。

-
 -
 -

上記の理由により、

民事訴訟法第 275 条第.....項、第.....条に従い、⁽²⁶⁾

次の通り決定する⁽²⁷⁾。

.....

控訴審民事判決書フォームの使用案内：

(1)及び(5) 控訴審裁判を行う裁判所の名称を記入する。省人民裁判所である場合に、どの省（市）の人民裁判所かを明記する（例：Ha Tay 省人民裁判所）。最高人民裁判所の控訴審裁判所である場合には、どの市での最高人民裁判所の控訴審裁判所かを明記しなければならない（例：Da Nang 市での最高人民裁判所の控訴審裁判所）。

(2) 第一欄に判決書の番号、第二欄に 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2005/NQ-HDTP 号第 I 部第 2 節に規定する判決書の記号記載方法の案内に従って判決書の発行年を記入する（例：商取引の紛争解決に関する判決書で、2006 年に発行、番号が 10 号とした判決書の場合、10/2006/KDTM-PT 号と記入する）。

(3) 判決の年月日を記入するが、控訴審裁判が一日或いは数日に渡って行われるかは関係しない。

(4) 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2005/NQ-HDTP 号第 I 部第 2 節に案内された摘要書の記載方法に従って記入する。

(6) 裁判官の職務を記入しないことに留意すべきである。

(7) 裁判の調書を記録する裁判所秘書の氏名、裁判所秘書の所属機関、裁判所の名称を上記(1)項の案内と同様に記入する。

(8) 人民検察院の代表が法廷に参加する場合には、上記(1)項の案内と同様に記入するが、「人民裁判所」から「人民検察院」に変更して記入する。

(9) 事件の裁判が終日中に開始して終了する場合、「日から日まで」の部分を削除する（例：2006年12月5日に.....において）。

事件の裁判が二日以上に渡って行われる場合には、日数が相当に少なければ、その詳細を記入する（例：.....12月5日、6日）。日程が連続する場合、何日から何日までと記入する（例：.....年12月5日から7日まで）。裁判が数ヶ月間に渡って連続的に行われる場合、.....月.....日から.....月.....日までと記入する（例：.....年11月28日から12月2日まで）。裁判が連続的に行われなければ、月ごとに詳細な日程を記入する（例：.....年3月30日、31日及び4月4日、5日に）。

(10) 密室における裁判を行う場合、「公開して」から「密室における」に変更する。

(11) 原告が個人である場合、その氏名及び住所を記入する。原告が未成年である場合、氏名の後に生年月日を記入しなければならない。原告が機関・組織である場合、当該機関・組織の名称及び所在地を記入する。

(12) 原告の合法的代表がある場合のみ記入する。氏名及び住所を記入し、法定代理人か或いは原告の委任による代表かについて明記する。法定代理人である場合、括弧内に原告との関係を備考として記入する。委任による代表である場合、括弧内に「.....年.....月.....日付委任書で委任される」を記載しなければならない。機関・組織の法定代理人の場合には、その氏名及び職務を記入する。

(13) 原告の合法的権利及び利益保護者がある場合のみ記入する。氏名及び住所を記入する（弁護士である場合は、どの弁護士団が直轄する、どの弁護士事務所に所属する弁護士かについて記載する）。原告が多数存在する場合、どの原告の合法的権利及び利益を保護するかについて具体的に記載する。

(14)及び(17) 上記(11)項の案内と同様に記入する。

(15)及び(18) 上記(12)項の案内と同様に記入する。

(16)及び(19) 上記(13)項の案内と同様に記入する。

(20)及び(21) 氏名、勤務先の所在地を記入する（勤務先がなければ、居住地を記入する）。

(22) 控訴人の氏名及び法的資格を記入する。

(23) 異議申立てをする検察院の名称を記入する。

(24) 事件内容のまとめ、第一審裁判所の決定、控訴・異議申立ての内容について記入する。

(25) 裁判所の評価について記入する。当事者によって控訴される内容、検察院によって異議申立てされる内容（ある場合）に対し、それぞれを認めるか否かの根拠を分析しなければならない。控訴審裁判評議会が事件を解決する際の根拠として、法律規范文書の条項を引用しなければならない。

(26) 裁判評議会が決定を下すための根拠として、民事訴訟法第275条の各項(項)及び該当する条(第276条、第277条、第278条)について記載する。

(27) 裁判評議会が決定を下すための法律規范文書の条項を適用すると記入する。控訴・異議申立てがあって解決すべき問題点ごとに、控訴審裁判評議会の決定、第一審の訴訟費用、控訴審の訴訟費用について記載する。

(28) 判決書の最終部には、審議室を通過した判決書の原本である場合、裁判評議会の全員の署名及び氏名を記載する必要がある（この判決書は事件の書類とともに保管しなければならない）。主要判決書で、当事者、起訴機関・組織、同級検察院へ送付するためのものであれば、次の通り記載しなければならない。

受領先：

（控訴審裁判所が民事訴訟法第281条の規定に従って判決書を送達しなければならない場所及び主要判決書の保管すべき場所について記載する）。

控訴審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官

（署名、裁判所の印鑑押印）

氏名

3. 第一審刑事判決書フォーム

(2004年11月5日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第04/2004/NQ-HDTP号に伴って公布)

.....⁽¹⁾裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

.....年.....月.....日⁽³⁾付判決書

...../...../HSST号⁽²⁾

ベトナム社会主義共和国に代わり

.....⁽⁴⁾裁判所

次の控訴審裁判評議会の会員で⁽⁵⁾

裁判長を務める裁判官：.....氏（男・女）

裁判官：.....氏（男・女）

陪審員⁽⁶⁾：

1.....氏（男・女）

職業：.....

勤務先：.....

2.....氏（男・女）

職業：.....

勤務先：.....

3.....氏（男・女）

職業：.....

勤務先：.....

裁判調書を作成する裁判所秘書：.....氏（男・女）、.....⁽⁷⁾裁判所の
所属職員

法廷に参加する.....⁽⁸⁾人民検察院の代表：

1.....氏（男・女）、検察官

2.....氏（男・女）、検察官

.....年.....月.....日⁽⁹⁾、.....にて、.....年.....月.....日に受理した刑事
事件...../...../HSST号⁽¹⁰⁾の第一審裁判を次の各被告に対して行う。

1.に.....年.....月.....日生まれ、.....に居住する。職業：.....。学歴：.....。.....氏（男）及び.....氏（女）の実子であり、妻（夫）及び.....人の子供を有する。前歴.....。前科⁽¹¹⁾.....。.....年.....月.....日に拘留された⁽¹²⁾。

被告の合法的代表⁽¹³⁾：

.....氏（男・女）、.....年生（又は年齢）、.....に居住する。職業：.....。被告の⁽¹⁴⁾.....である。

被告の弁護士⁽¹⁵⁾：

.....氏（男・女）

被害者⁽¹⁶⁾：

被害者の合法的代表⁽¹⁷⁾：

民事原告⁽¹⁸⁾：

民事原告の合法的代表⁽¹⁹⁾：

民事被告⁽²⁰⁾：

民事被告の合法的代表⁽²¹⁾：

利害関係者⁽²²⁾：

利害関係者の合法的代表⁽²³⁾：

被害者（民事原告、.....）の利益を保護する人⁽²⁴⁾：

.....氏（男・女）

次の通り認知する⁽²⁵⁾。

- 被告（各被告）は、..... 検察院によって次の犯罪行為（各行為）により訴追される。

（検察院によって起訴状の内容で訴追された、被告（各被告）の犯罪及び犯罪行為について記述する）。

-年.....月.....日付起訴状において..... 検察院は次の通り訴追した。

（被告ごとの罪名に関する訴追決定部分、適用される刑事法の条項を記載する）。

法廷で審査された事件書類の付属する資料・証拠及び法廷での訴訟結果に基づき、証拠、検察官の見解、被告や弁護士（ある場合）及び利害関係者の陳述を十分且つ全面的に審理した上で、

次の通り評価する⁽²⁶⁾。

.....
.....
.....

上記の理由により、

次の通り決定する⁽²⁷⁾。

.....
.....
.....

第一審刑事判決書フォームの使用案内：

このマニュアルに伴う第一審刑事判決書フォームは、2003年刑事訴訟法第185条、第224条、第307条の規定に従って作成される。このマニュアルに伴う第一審刑事判決書フォームは、刑事事件の第一審裁判を行う際に、いかなる裁判所においても統一して適用する。以下は、添付された第一審刑事判決書フォームの使用に関する詳細案内である。

(1) 区域軍事裁判所である場合、どの軍区が直轄する、どの区域の軍事裁判所かに関して記載する（例：4軍区第1区域軍事裁判所）。軍区軍事裁判所である場合、どの軍区の裁判所かについて記載する（例：首都軍区軍事裁判所）。県、区、町、省直轄市の人民裁判所である場合、どの省・中央直轄市のどの区（県、町、市）の裁判所かについてを明記する（例：Nghe An省 Nam Dan 県人民裁判所）。省、中央直轄市の人民裁判所である場合、どの省（市）の人民裁判所かを記載する（例：ハノイ市人民裁判所）。

(2) 第一欄に判決書の番号、第二欄に公文書の番号記載の政府案内に従って判決書の発行年を記載する（例：判決書 250/2004/HSST 号）。

(3) 判決の年月日を記入するが、第一審裁判が一日或いは数日に渡って行われるかは関係しない。

(4) 上記(1)項の案内と同様に記入する。

(5) 第一審裁判評議会が三名からなる場合には、裁判長を務める裁判官の氏名のみを記入し、「裁判官.....」部分は不要とする。陪審員に関しては、二名の人民陪審員の氏名のみを記入する。第一審裁判評議会が五名からなる場合には、裁判長を務める裁判官、裁判官、三名の陪審員の氏名を記入する。被告が未成年である場合、必ず人民陪審員の職業及び勤務先を記入しなければならない。

(6) 民事裁判所である場合は人民陪審員、軍事裁判所である場合は軍人陪審員を記入する。

(7) 裁判調書を記録する裁判所秘書の氏名、裁判所秘書の所属機関、裁判所の名称を上記(1)項の案内と同様に記入する。

(8) 上記(1)項の案内と同様に記入するが、「人民裁判所」から「人民検察院」に、「軍事裁判所」から「軍事検察院」に変更して記入する。法廷に参加する検察官が一名のみの場合、当該検察官の氏名のみを記入する。出廷する検察官が二名である場合、二名の検察官の氏名を記入する。

(9) 事件の裁判が終日中に開始して終了する場合、「日から日まで」の部分削除する（例：2004年4月12日に.....）。

事件の裁判が二日以上に渡って行われる場合は、日数が相当に短い場合、詳細に記入する（例：.....7月3日、4日、5日）。日程が連続する場合、何日から何日までと記入する（例：.....年7月3日から7日まで）。裁判が数ヶ月間に渡って連続的に行われる場合、.....月.....日から.....月.....日までと記入する（例：.....年7月30日から8月4日まで）。裁判が連続的に行われなければ、月ごとに詳細な日程を記入する（例：.....年7月29日、30日、31日及び8月3日、4日に）。

(10) 第一欄に事件の第一審受理番号、第二欄に公文書の番号記載の政府案内に従って受理年度を記載する。その後受理の年月日を付ける（例：2004年4月20日に受理した刑事事件 175/2004/HSST 号）。

(11) 被告の氏名及び別名、他の呼び名（ある場合）を記入する。被告が罪を犯した際に20歳以下であった場合、必ずその生年月日を十分に記載する。20歳を超える場合、生年又は年齢のみを記載するだけで十分である。登録した定住地及び居所を記載する。前歴に関しては、法律の規定に基づいて確定された場合にのみ記載する。処分当時から現行の罪を犯した場合には、その期限が満了していなければ、当該処分は未だ行政処分又は懲戒処分として見なされない。前科に関しては、法律の規定に従い、現行の罪を犯した際に、当時の有罪判決が未だ排除されていないという確定が可能な場合にのみ記載する。

(12) 被告の拘留された日を記入する。被告がそれ以前に拘留・留置されていた場合、その拘留日、留置日、保釈出所日を記入する。出廷する場合は「出席」、欠席する場合は「欠席」と記入する。

(13) 被告が合法的代表を有する場合、当該被告の氏名を記入する（例：Nguyen Van A 被告の合法的代表）。

(14) 被告との関係を「である」の前に記入する（例：被告の実父である）。出廷する場合は「出席」、欠席する場合は「欠席」と記入する。

(15) 被告が弁護人を有する場合、当該被告の氏名を記入する。「氏（男・女）」の前に弁護人の氏名を記入する。弁護人が弁護士である場合には、どの弁護士団が直轄するどの弁護士事務所（所属する弁護士か）について記載する（例：Tran B 氏（男）、H省弁護士団直轄 Van Xuan 弁護士事務所所属弁護士）。弁護人が弁護士でない場合、弁護人の職業及び勤務先を記入する（例：Le Thi M 氏（女）、人民弁護人であり、M省法律専門家会に勤務する）。出廷する場合は「出席」、欠席する場合は「欠席」と記入する。

(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23) 訴訟に参加する者がいる場合、その人物の氏名、年齢、住所を記入する。被害者が生命、健康、人品、名誉の侵害を受ける未成年である場合、必ず当該被害者の生年月日を記載しなければならない。出廷する場合は「出席」、欠席する場合は「欠席」と記入する。

(24) 被害者、民事原告、民事被告、利害関係者が自らの権利を保護する人を有する場合、その氏名を次の順に記入する。「氏（男・女）」の前に氏名を記入する。当事者の権利を保護する人物が弁護士である場合、どの弁護士団が直轄する、どの弁護士事務所（所属する弁護士か）について記載する。当事者の権利を保護する人が弁護士でない場合、当該者の職業及び勤務先を記入する。出廷する場合は「出席」、欠席する場合は「欠席」と記入する。

(25) この部分の留意点として、検察院が起訴状に沿って訴追した各被告の各犯罪行為のみに関して記入すること。起訴状に記述されているものの、検察院によって訴追されない他の行為については記載しないものとする。

(26) この部分には、裁判評議会による次の分析及び評価のみを記入する。

- 法廷において訴訟された問題点の分析及び評価
- 有罪又は無罪について確定するための根拠の分析
- 被告が有罪か無罪かを評価し、有罪の場合にどの犯罪及び刑事法のどの条項に該当するかについての内容
- 犯罪行為の性質、重大性を評価する。被告の刑事責任に対する増大事情、軽減事情
- 損害評価、損害賠償責任（ある場合）の確定
- 証拠物件（ある場合）の取り扱い方針

(27) この部分には、裁判所の各決定及び、判決書に対しての控訴権について次の通り記載する。

イ) 有罪の場合

-被告（各被告）に対し.....罪（複数の罪）を申し渡す（被告ごとの罪を記載する）。

- 刑事法第.....条第.....項.....号を適用する。多数の被告が多数の犯罪行為を行った場合、「被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号、被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号を適用する」と記載する。

- 被告に対し.....処罰する（被告ごとの氏名及びその刑罰を記載する）。その後、刑罰の執行期間を算定する際の起算時点について記載する。被告が執行猶予を受ける場合、当該被告を勤務先又は所属機関又は被告の定住地の地方自治体に、監査及び更正のために引き渡さなければならない。死刑執行を保証するために被告の拘留を継続する必要がある場合、「判決執行を保証するために被告の拘留を継続する」と記載する。

- 損害賠償について：必ず「民事法第.....条第.....項の適用により、.....要請する。」と記載しなければならない。

- 証拠物件（ある場合）の取り扱いは 2003 年刑事訴訟法第 76 条の規定に従って記載しなければならない。

- 第一審刑事訴訟費用、第一審民事訴訟費用

- 判決書に対しての控訴権について：死刑判決が言い渡された被告の場合には「被告が控訴しなければ、控訴する期限の満期日より 7 日以内に国家主席へ死刑判決の軽減申請書を提出する権利を有する」と追加的に記載しなければならない。

ロ) 無罪の場合

刑事訴訟法第 107 条第.....項に従い、

- 被告に対する無罪の申し渡し

- 被告の名誉、合法的権利及び利益の回復についての解決

- 損害賠償責任（ある場合）についての確定

- 証拠物件（ある場合）の取り扱い

- 訴訟費用（ある場合）

- 判決書に対する控訴権

ハ) 追放の刑罰が言い渡された被告の場合、裁判評議会は、被告がベトナム国を出国すべき期限についても宣言しなければならない。

判決書の最終部には、審議室で通過された判決書の原本である場合、裁判評議会の全員の署名及び氏名を記載する必要がある。主要判決書である場合は、次の通り記載しなければならない。

受領先：

(第一審裁判所が刑事訴訟法第 229 条の規定に従って判決書を送達しなければならない場所及び主要判決書の保管すべき場所について記載する)

**第一審裁判評議会代理
裁判長を務める裁判官**

(署名、裁判所の印鑑押印)

(氏名)

4. 控訴審刑事判決書フォーム

(2005年12月8日付最高人民裁判所裁判官評議会議決 05/2005/NQ-HDTP 号に伴って公布)

.....裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

.....年.....月.....日付判決書

...../...../HSPT 号

ベトナム社会主義共和国に代わり

.....裁判所

次の控訴審裁判評議会の会員で

裁判長を務める裁判官：.....氏 (男・女)

裁判官：.....氏 (男・女)

.....氏 (男・女)

.....陪審員 (ある場合) ⁽¹⁾ :

裁判調書を作成する裁判所秘書：.....氏 (男・女)、

.....裁判所の所属職員

法廷に参加する.....検察院の代表：

.....氏 (男・女)、検察官

.....年.....月.....日、.....にて、.....年.....月.....日に受理した刑事事件...../...../HSPT 号の控訴審裁判を..... (各) 被告に対して行う⁽³⁾。

.....年.....月.....日付.....裁判所の第一審刑事判決書...../...../HSST 号に対し、

.....による控訴⁽⁴⁾、且つ

.....による異議申立てがあったためである。

控訴する被告、控訴・異議申立てされた被告⁽⁵⁾：

1.に.....年.....月.....日生まれ、.....に居住する。.....に暫定居住する。職業：.....。学歴：.....。.....氏 (男) 及び.....氏 (女) の実子であり、妻 (夫) 及び.....人の子供を有する。前歴.....。前科.....年.....月.....日に拘留された。

2.

控訴しない被告、控訴・異議申立てされない被告⁽⁶⁾：

.....

他訴訟に参加する者で、控訴する又は控訴・異議申立てに関連する者：

被告の合法的代表⁽⁷⁾：

.....氏（男・女）、.....年生（又は年齢）、.....に居住する。職業：.....。被告の⁽⁸⁾.....である。

被告の弁護士⁽⁹⁾：

.....氏（男・女）

被害者⁽¹⁰⁾：

被害者の合法的代表⁽¹¹⁾：

民事原告⁽¹²⁾：

民事原告の合法的代表⁽¹³⁾：

民事被告⁽¹⁴⁾：

民事被告の合法的代表⁽¹⁵⁾：

利害関係者⁽¹⁶⁾：

利害関係者の合法的代表⁽¹⁷⁾：

被害者（民事原告、.....）の利益を保護する人⁽¹⁸⁾：

.....氏（男・女）

次の通り認知する。

.....検察院起訴状及び.....裁判所第一審刑事判決書によれば、事件の内容は次の通りまとめられる。（控訴・異議申立てに関連する事件の内容又は、控訴・異議申立てに関連しないものの、控訴審裁判所によって審議される事件の内容についてまとめる。）

.....年.....月.....日付第一審刑事判決書...../...../.....号において、.....裁判所は次の通り決定を下した⁽¹⁹⁾。

.....

.....

.....年.....月.....日、.....は次の内容で、控訴状を提起した。

(20)

.....年.....月.....日、.....検察院は次の内容で、異議申立書.....号を提起した。

(21)

事件書類に付属する資料・証拠で控訴審裁判所において審査されたもの及び、法廷での訴訟結果に基づき、証拠、検察官の見解、被告や弁護士（ある場合）及び他訴訟参加者の陳述を十分且つ全面的に審理した上で、

次の通り評価する⁽²²⁾。

.....
.....
上記の理由により、

刑事訴訟法第 248 条第 2 項、.....号（各号）、第.....条（各条）⁽²³⁾に従い、

次の通り決定する⁽²⁴⁾。

.....
.....
控訴審判決書は判決日より法的効力を有する。

控訴審刑事判決書フォームの使用案内：

(1) 裁判評議会に二名の陪審員が含まれる場合、その二名の職務及び勤務先を十分に記載する。

(2) 事件の裁判が終日中に開始して終了する場合、「日から日まで」の部分削除する（例：2005年5月25日に.....）。

事件の裁判が二日以上に渡って行われる場合には、日数が相当に少なければ、その詳細を記入する（例：.....7月3日、4日、5日）。日程が連続する場合、何日から何日までと記入する（例：.....年7月3日から7日まで）。裁判が数ヶ月間に渡って連続的に行われる場合、.....月.....日から.....月.....日までと記入する（例：.....年7月30日から8月4日まで）。裁判が連続的に行われなければ、月ごとに詳細な日程を記入する（例：.....年7月29日、30日、31日及び8月3日、4日に）。

(3) 一名又は二名の被告が控訴を行う又は控訴・異議申立てされた場合、当該被告らの氏名を十分に記載する。三名以上の被告が控訴を行う又は控訴・異議申立てされた場合には、第一審裁判所によって最高の刑罰を言い渡された被告の氏名を記載し、その後「及び他被告」を追加する。

(4) 控訴を行う人の訴訟上の法的地位のみを記入する（例：被告（各被告）、被害者、民事原告からの控訴があったため）。

(5) 控訴を行う又は控訴・異議申立てされていた被告であるが、当該控訴・異議申立てが法廷の開始前に撤回された場合には、当該被告について記載しない。

(6) 控訴を行わない又は控訴・異議申立てされない被告であるが、控訴審裁判所が当該被告に対する第一審判決書の該当部分を審査する場合に、当該被告は、控訴を行う又は控訴・異議申立てされる被告として記載する。控訴審裁判所が当該被告に対する第一審判決書の該当部分を審査しなければ、「他に、控訴を行わない又は控訴・異議申立てされない被告は....（人数）が存在する。」と記載するのみで十分である。被告が一名しかいない場合には、「他に、控訴を行わない又は控訴・異議申立てされない.....（氏名）被告が存在する。」と記載する。

(7)ないし(18) 控訴を行う人、控訴・異議申立てに関連する人、被告の弁護を行う人物のみを記載する。記載方法は、2004年11月5日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2004/NQ-HDTP 号に伴う第一審刑事判決書フォームの使用案内第 9 項ないし第 24 項に規定する案内に従って行われなければならない。

(19) 控訴・異議申立てされた第一審判決書の決定及び、控訴・異議申立てされないものの、控訴審裁判所によって審査される第一審判決書の決定について十分且つ具体的に記載する。控訴・異議申立てされない第一審判決書の決定に関しては、「他に、第一審裁判所は他の被告に対し、.....から.....までと刑罰を判定、又（損害賠償の要請、証拠物件の取り扱い、訴訟費用、控訴権等についてまとめて記載する）。」と記載する。

(20)及び(21) 控訴・異議申立ての内容（控訴・異議申立ての変更・修正内容を含む）について記載する。法廷において、ある人物によって控訴が撤回され、又は検察院によって異議申立てが撤回される場合は、その後法廷での控訴・異議申立ての撤回について記載する。

(22) この部分には、裁判評議会による次の分析及び評価を記入する。

- 法廷において訴訟された問題点の分析及び評価

- 控訴・異議申立てされる第一審判決書の決定、又は控訴・異議申立てされないものの、控訴審裁判所によって審査される第一審判決書の決定についての評価

- 控訴・異議申立てを認めるか否かを証明するための証拠

- 控訴審裁判所の解決方針

(23) 裁判評議会が決定を下す場合の根拠として、刑事訴訟法第 248 条第 2 項号（各号）及び該当第（249 条ないし第 252 条）について記載する。

(24) 場合によって、具体的に次の通り記載する。

イ) 刑事訴訟法第 248 条第 2 項 a 号に該当する場合

1.による控訴（.....による異議申立て）を認めず、第一審判決書を維持する。

- 刑事法第.....条第.....項.....号を適用する（多数の被告が多数の犯罪行為を行った場合、「被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号、被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号を適用する」と記載する）。

-被告に対し.....刑罰を課す。（被告ごとの氏名及びその刑罰を記載する。刑罰に関しては、数字表記の後に括弧内に文字を記載する。例：3（三）年）その後、刑罰の執行期間を算定する際の起算時点について記載する。被告が執行猶予を受ける場合、当該被告を勤務先又は所属機関又は被告の定住地の地方自治体に、監査及び更正のために引き渡さなければならない。死刑執行を保証するために被告の拘留を継続する必要がある場合、「判決執行を保証するために被告の拘留を継続する」と記載する。

- 損害賠償について（必ず「民事法第.....条第.....項の適用により、.....要請する。」と記載しなければならない）。

- 証拠物件（ある場合）の取り扱いに関しては、刑事訴訟法第 76 条の規定に従って記載しなければならない。

2. 訴訟費用について

3.に関する第一審判決書の他決定で、控訴・異議申立を行う期限が超過して控訴・異議申立てされないものは、法的効力を有する。

ロ) 刑事訴訟法第 248 条第 2 項 b 号に該当する場合

1. 第一審判決書の一部を変更する。

- 刑事法第.....条第.....項.....号を適用する（多数の被告に多数の犯罪行為を適用する場合、「被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号、被告（各被告）に対し刑事法第.....条第.....項.....号を適用する」と記載する）。

-被告に対し.....刑罰を課す（被告ごとの氏名及びその刑罰を記載する）。その後、刑罰の執行期間を算定する際の起算時点について記載する。被告が執行猶予を受ける場合、当該被告を勤務先又は所属機関又は被告の定住地の地方自治体に、監査及び教育のために引き渡さなければならない。死刑執行を保証するために被告の拘留を継続する必要がある場合、「判決執行を保証するために被告の拘留を継続する」と記載する。

- 損害賠償について（必ず「民事法第.....条第.....項の適用により、.....要請する。」と記載しなければならない）。

- 証拠物件（ある場合）の取り扱いに関しては、刑事訴訟法第 76 条の規定に従って記載しなければならない。

2. 訴訟費用について

3.....に関する第一審判決書の他決定で、控訴・異議申立を行う期限が超過して控訴・異議申立てされないものは、法的効力を有する。

ハ) 刑事訴訟法第 248 条第 2 項 c 号に該当する場合

.....年.....月.....日付.....裁判所の第一審判決書.....号を破棄する。法律の規定に基づいて再調査する（第一審裁判を再度行う）ために、事件の書類を.....検察院（.....裁判所）へ送達する。

ニ) 刑事訴訟法第 248 条第 2 項 d 号に該当する場合

.....年.....月.....日付.....裁判所の第一審判決書.....号を破棄し、.....に関し事件の解決を中止する。

ホ) 刑事訴訟法第 248 条第 2 項の二つ以上の号に該当する場合

この場合には、上記のイ）、ロ）、ハ）のいずれかに規定する案内に従って該当のケースごとに決定を記載する。

判決書の最終部には、審議室を通過した判決書の原本である場合、裁判評議会の全員の署名及び氏名を記載する必要がある。主要判決書である場合は、次の通り記載しなければならない。

<p>受領先： <i>(控訴審裁判所が刑事訴訟法第 254 条の規定に従って判決書を送達しなければならない場所及び主要判決書の保管すべき場所について記載する)</i></p>	<p>第一審裁判評議会代理 裁判長を務める裁判官 署名、裁判所の印鑑押印 (氏名)</p>
--	--

目次

第1部.....	5
概要	5
1. 判決書の概念、性質、意義.....	5
1.1 概念.....	5
1.2 判決書の性質.....	5
1.3 判決書の意義.....	6
2. 判決書記載時の要件	8
2.1 判決書に関する法律の規定を厳守しなければならない	8
2.2 判決書フォーム及び判決書フォーム使用案内に従って記載しなければならない	8
2.3 事件の内容、法廷での審査された資料及び証拠、訴訟結果に関し十分に、正確且つ客観的に表記しなければならない.....	9
2.4 事件の解決すべき問題点に関し、裁判評議会の各決定を十分に、具体的且つ明確に表記しなければならない.....	9
2.5 判決書の形式を確保しなければならない.....	9
2.6 判決書の論理性且つ厳密性を確保しなければならない.....	9
第2部.....	10
民事判決書の記載	10
1. 第一審判決書の記載	10
1.1 判決書の前書きの記載.....	10
イ) 判決書の記号の記載.....	10
ロ) 判決日の記載.....	11
ハ) 判決書における紛争関係についての摘要書の記載.....	11
ニ) 裁判評議会の会員、裁判の調書を作成する裁判所秘書、法廷に参加する検察院の代表についての記載.....	12
ホ) 事件の裁判期間の記載（裁判の開始から判決日まで）	12
ヘ) 事件の当事者についての記載.....	12
1.2 事件内容及び裁判所の認定部分の記載.....	13
1.2.1 「認知する」（事件の内容）項目の記載.....	14
イ) 原告について.....	14
ロ) 被告について.....	15
ハ) 利害関係者について.....	17
1.2.2 「評価する」（裁判所の認定）項目の記載.....	18

イ) 目的、要件.....	18
ロ) 「評価する」項目の書き方.....	19
ハ) 法律の引用について.....	24
ニ) 特殊な事例における評価項目の表記方法.....	26
1.3 判決書の決定部分の書き方.....	33
1.3.1 要件.....	33
1.3.2 決定部分の表記方法.....	33
イ) 適用法規の記述.....	33
ロ) 当事者の請求に対する裁判所の決定部分の記述.....	34
2. 控訴審判決書の記載.....	41
2.1 控訴審裁判範囲及び控訴審裁判権限の確定.....	41
2.2 控訴審判決書の要件.....	42
イ) 判決書が正確性、適法性を確保する.....	42
ロ) 控訴審判決書の決定に根拠があるものでなければならない.....	43
2.3 判決書の前書きの記載.....	44
2.4 事件内容及び裁判所の認定部分の記載.....	45
2.4.1 「認知する」(事件の内容)項目の記載.....	45
2.4.2 「評価する」(認定)項目の記載.....	46
イ) 要件.....	46
ロ) 留意点.....	47
ハ) 控訴審判決書の「評価する」部分における一般的なミス.....	47
ニ) 第一審判決書の「評価する」部分と控訴審判決書の「評価する」項目の基本的な類似点及び相違点.....	50
ホ) 控訴解決の手順.....	50
ヘ) 第一審判決書を維持する場合における「評価する」項目の表記方法.....	51
ト) 第一審判決書を変更する場合における「評価する」項目の表記方法.....	52
チ) 第一審判決書を破棄し、事件の解決を停止する場合における「評価する」項目の表記方法.....	53
2.5 控訴審判決書の決定部分の記載.....	53
2.5.1 要件.....	53
2.5.2 控訴審判決書の決定部分を記載する際に避けるべき点.....	53
2.5.3 決定部分の記載.....	55
イ) 第一審判決書を維持する場合.....	56
ロ) 第一審判決書を変更する場合.....	57

ハ) 第一審判決書を破棄し、最初から解決するために第一審裁判所へ事件の書類を送達する場合.....	59
ニ) 第一審判決書を破棄し、事件の解決を停止する場合.....	59
第3部.....	61
刑事判決書の記載.....	61
1. 第一審の刑事判決書の記載.....	61
1.1 判決書の前書きの記載.....	61
1.2 事件の内容及び裁判所の評価部分の記載.....	62
1.2.1 「認知する」項目（事件の内容）の記載.....	62
1.2.2 「評価する」項目（裁判所の評価）の記載.....	63
1.3 判決書の決定部分の書き方.....	64
2. 控訴審判決書の記載.....	65
2.1 控訴審の判決範囲及び判決権限.....	65
2.2 控訴審判決書の前書きの記載.....	65
2.3 事件内容及び裁判所の評価部分の記載.....	66
2.3.1 「認知する」（事件の内容）項目の記載.....	66
2.3.2 「評価する」（裁判所の評価）項目の記載.....	66
2.4 判決書の決定部分の書き方.....	66
第4部.....	67
参考の判決書.....	67
第一節：第一審の民事判決書.....	67
1. 第1編の判決書.....	67
2. 第2編の判決書.....	75
3. 第3編の判決書.....	82
4. 第4編の判決書.....	90
5. 第5編の判決書.....	98
第二節：婚姻及び家庭に関する第一審判決書.....	105
1. 第1編の判決書.....	105
2. 第2編の判決書.....	111
第三節：商取引事件に関する第一審判決書.....	115
1. 第1編の判決書.....	115
2. 第2編の判決書.....	119
第四節：労働事件に関する第一審判決書.....	127

1. 第1編の判決書	127
2. 第2編の判決書	133
第五節：第一審刑事判決書	139
1. 第1編の判決書	139
2. 第2編の判決書	146
第5部.....	149
判決書フォーム	149
1. 第一審民事判決書フォーム	149
2. 控訴審民事判決書フォーム	156
3. 第一審刑事判決書フォーム	160
4. 控訴審刑事判決書フォーム	167

Thanh Nien（青年）出版社

ハノイ市 Ba Trieu 通り 62 番地 電話：(84-4) 62631712

FAX: 04.9436024 Email: nxbthanhvien@vnn.vn

Website: www.nxbthanhvien.com.vn

支部：ホーチミン市 3 区 Nguyen Dinh Chieu 通り 270 番地

電話：(08) 9303262

判決書マニュアル

出版責任者：MAI THOI CHINH

編集者：DAO BINH MINH

表紙デザイナー：XUAN THUONG

コンピュータ技術者：KIM DUNG

校正者：THUY AN

Cau Giay 総合印刷所にて 5,000 冊、サイズ 19 x 27cm 印刷

出版計画登録書番号：390-2009/CXB/56-18/TN 号

2009 年 12 月に印刷終了及び版權取得済み